

城の後、秀吉公段々聞召され、今度も神妙の働仕り、感狀を下さる。書にいふ、  
天正十年三月十七日、備中の國冠の城攻崩す刻、一番乗仕り鎧を合せ高名の段、  
粉骨の至也。褒美の領地、重ねて可下行者也。仍感悦之狀如件。

三月十八日 秀吉御判

加藤虎之助殿

#### 第四 秀吉公山崎表に於て日向守と合戦、

##### 清正物見の事

山崎合戦

一、山崎表に於て、明智日向守と合戦の刻、秀吉公御先、一番高山右近、二番中川瀬  
兵衛、三番池田紀伊守。高山は慢氣の武士なれば、寶南門を打ち、我一勢に、他の勢  
を一人も交せず、粉骨を盡すべしと相定め、合戦をこそ初めけれ。秀吉其趣聞召し、  
歩行の者二三人も參り候へと召されけり。あつと答へし内より、加藤虎之助も參  
りたれば、いかに虎之助、高山が寶寺たからでらの南門を打ち、合戦を初めたる様子、見て來れ

と仰付けらる。歩行衆二人にも仰合められ、遣されけり。虎之助得たる達者なれ  
ば、走り出でて南門を心懸け、軍の様子を見廻りし所に、日向守先勢伊勢與三郎内  
進藤半助と名乗り、鐵炮を打たせ、甲斐々々しき體を仕る者あり。虎之助、歩行衆  
へ申されけるは、あの氣逸者の半助を討留むべしとて、二尺九寸の刀を抜き、真直  
に敵の中へ割込み、半助、馬上にて下知したりしを、前輪まわらの通とほりより後へ突通しければ、  
真逆に落ちにけり。即ち首を取り、腰に附けたる袋に入れんとするを、半助が家來  
の侍助すけあは合せ、虎之助を討たんとせしを、虎之助同道の歩行の者駈合せ、斬合ひけれ  
ば、助けんとせし者共も敗北す。虎之助走り歸り、高山合戦を初めし様子、委しく  
言上ありて、競合を仕り、取りたる首を、秀吉公へ御目に懸けられければ、仰には、汝、  
武に心を置く故、鳥取の城冠の城、今日の働、中々言舌に述べ難しと仰せられ、御硯  
取り出され、御自筆に遊ばし下されける。書に曰、

武勇心懸け、手柄者の若者とは汝たるべし。いよく武功を盡すべし。

六月十三日 秀吉御判



加藤虎之助殿

斯の如く御自筆に遊ばされ、御脇差一腰下され、夫よりは秀吉公、一入御懇になされ、一度大身に仰付けらるべきとの仰なり。

第五 秀吉公、瀧川左近將監誅伐

并 近江新七討死の事

一、秀吉公、勢州瀧川左近の將監御誅伐として、七萬餘の人数にて、近江國に於て出馬し給ふ。安樂越を押させらるゝに、虎之助を召され仰付けられけるは、汝小身なれば、良き馬をも持つまじ。馬取共に取らせよと、黒の御馬を拜領す。即ち馬に乗られけるが、つくぐと遠慮し、斯く御懇に仰付けらるゝ所を、馬に乗りたれば、御機嫌の程如何と分別し、歩行の中に入り、勤仕致されける。勢州龜山の城主瀧川内佐治新助籠りしを、秀吉公、先勢にて取巻き、攻め崩し給ふ時、虎之助、先勢の働見て參るべしとて遣さる。虎之助達者第一の若者なれば、諸勢攻入りし後より、乗込み

瀧川一益  
を討つ

し所に、佐治家來近江新七といふ者の下知し鐵炮を打たせ、あたりを放つて見えけるを、木村隼人が甥に、木村十三郎といふ者、新七を目懸け、十文字の鎗を振廻し振廻しけるを、虎之助、二間半の鎗を、鐵炮の中へ打入れ拂ひ入れ、新七が肩先突かれける。十三郎續いて抜かれたり。無念なりと罵り、新七が腹を裏表に突抜きしを、虎之助申されけるは、一番に突きしは我なり。然れども御邊突倒され候上は、首を取り候へと言棄て、先へ乗入れられける跡より、城主佐治、降人になりたるぞ。諸軍引取り候へと觸れければ立歸り、秀吉公の御前へ參り、先勢の働、委しく言上ある所へ、隼人罷出で、甥の十三郎、虎之助働、一々申上げければ、十三郎、虎之助、兩人共に召出され、感狀下され、御刀一腰拜領す。書にいふ、

瀧川左近爲可誅伐、令出馬。先勢州龜山之城取巻く刻、近江新七を討取る段、不可勝計候。依之爲褒美、信國之刀遣之訖。全可抽忠戰之狀如件。

正月二十九日 秀吉御判

加藤虎之助殿



## 第六 柴田一類誅伐の事附土岐隼人討死

一、江北に於て、柴田修理亮出張の旨註進あるに依つて、秀吉公勢州表の仕置仰付けらる。龜山表より江北指して御出勢。然る處に、織田三七信孝、秀吉と和睦の契約を變せられ、瀧川・柴田と仰合され、敵の色を立てらるゝ由、註進あるに依りて、秀吉公、卯月十七日早天に、江州長濱を出馬ありて、濃州大柿に着陣し、同十九日岐阜に至り、押寄せ攻干すべきとの用意なりけれど、夜半より雨夥しく降りければ、其日は用捨なさるゝ所に、二十日午の刻飛脚到來し、賤ヶ嶽中川瀬兵衛が要害、佐久間玄蕃亮大軍を以て、攻め候由申せしかば、秀吉公足をたうくと踏鳴らし、柴田一類悉く誅伐の時、今に當れり。是れ天の御惠みなりと打笑み、大柿を打立ち給ふ。虎之助所存には、是より賤ヶ嶽迄は、二十里に及べり。いつもの達者をしたりとも、今度は就中天下分目の合戦なれば、脛立たずば、いかに思ふとも歎くとも、働、心に愜ふまじと思案し、拜領の馬を牽立て乗らんとせしに、長々の在陣に草臥れ、中々用

柴田勝家  
と戦ふ

に立ち難う見えければ、乗換の馬に乗り、秀吉公の御跡に押續いて乗られける。如何したりけん、乗換の馬、足を痛みけるを、谷兵太夫といふ者之を見て、虎之助に申されけるは、大柿より賤ヶ嶽迄は、二十里に及べり。其方の馬は中々續くまじ。不吟味なりと申しける。虎之助返答に、拜領の馬折悪しく病馬となり、乗換の馬も斯の如し。馬續かずば、持合せたる膝栗毛にて百里も行くべし。良き馬を持ち給ふ貴殿に、先にて働、少しも負けまじ。敵の名馬を取りて乗り見せ申さんと、苦々しくも申されける。案の如く大柿を立ち、三里行き過ぎたりと覺しき時、虎之助馬、跡へも先へも行かざりければ、即ち飛下り具足脱いで、白き羽織に、朱にて蛇の目を書きたるを着し、鎧持共に申されけるは、汝等随分我に離れず、鎧を持ち來るべし。さあらんに於ては、一稜褒美すべしと申付けられける。虎之助小身たりと雖も、元來健者を鎧持として、六人迄扶持するに依つて、一足も下らず。夜に入りければ、秀吉公、在家中より、明松なるほど出し、宿々に粥を出し候へ。天下御安堵の上、一廉御褒美下さるべきと御觸れければ、在家の者共點し出づる事、萬燈の如し。續松



の明あかりに、程なく賤ヶ嶽の近邊に御着陣なされ、夜明くるを待ち兼ね、木の下を、まだほの暗きに押出し、賤ヶ嶽の南に御旗を立てさせられ、弓・鐵炮共に、堀切の玄蕃允が軍勢に馳せ着き、打たせよ、射させよと、使番を以て觸れられける。畏ると申しも敢ず、入替へ詰替へ、はたくと打たせければ、暫時に手負死人数百人出來ける。敵は手負死人を退けんとせしに、軍勢氣を崩し、らつしもなかりける。秀吉公屹ウチと御覽じて、團御取りなされ、近習の者共先づ懸れ、勝軍からいくさに、軍法の守は、時にこそよれ。鍵を入れよくと御下知なれば、御言葉の下より、加藤虎之助一番鍵と名乗り、拜郷五左衛門尉が手の鐵炮頭戸波隼人といふ者を突伏せ、首を取る。福島市松・加藤孫六・平野權平・脇坂甚内・糟屋助右衛門・片桐助作と名乗り、何れも一度に鍵を仕る。虎之助申されけるは、いざや敗軍の敵を、一追逐はんとて、五町計追行くに従つて、玄蕃軍勢彌敗北して、終に秀吉公勝利を得給ふ。柴田一類御誅伐ありて、方々の御仕置なされ、五月一日、江州坂本に御着城なされ、今度賤ヶ嶽に於て軍功七人の者召出され、今まで何程宛知行を遣しつるやと御尋なされ、加藤虎之助四百

七十石、福島市松五百石、加藤孫六五百石、平野權平五百石、脇坂甚内三百石、糟屋助右衛門三百石、片桐助作五百石と御請申上ぐる。さてもく虎之助事、鳥取の城攻め此方より、おもきらざる者に、小分の領知を宛置くこと、さぞや無念にありつらん。七人共に一同に、三千石の加増をすべしと仰出され、即ち御感狀を下さる。書にいふ、

今度信孝對秀吉及鋒楯、雖爲信長公御連枝、可誅果事在手裏。殊柴田修理亮、瀧川左近將監と被仰合儀必定也。依之濃州大柿之城令在陣、可攻崩岐阜之城之處、柴田先勢、柳瀨表致出張之旨、告來候條、不移時日走歸、柳瀨決勝負刻、秀吉於眼前一番鍵を合せ、戸波隼人を討取り、北國勢及敗軍候事無比類働、感被思召候。仍爲加増三千石遣候。猶可盡忠戰之狀如件。

天正十一年五月十一日 秀吉御判

加藤虎之助殿

七人の内、虎之助は、戸波隼人を討取りし事、一稜勝れて遊ばされたる御感狀を頂



主計頭と  
改む

戴し、諸人に打勝りて威雄あり。さて翌日、七人共に召出され、物頭に仰付けられ、虎之助には、鐵炮百五十挺、與力二十人御預けなされ、何れも名を御改め、虎之助は主計頭、市松は左衛門大夫、孫六は左馬之助、權平は遠江守、甚内は中務少輔、助右衛門は内膳正、助作は市正に仰付けられける。

## 續 賤嶽合戦物語の事

清正、或時の夜話に、賤ヶ嶽にての一戦の刻、秀吉公の御傍おそば近く居候ひけるが、先に合戦初まるべきと見及びし故、我一人拔駈して、能き敵あらば討取らんと思ひ、さらぬ體にて、進み行かんとせし處に、秀吉公屹と見付け給ひて、虎之助かひ螺を吹けと仰せられけれども、聞かぬ體にもてなして、二三間程歩みけるが、急度きつと思出したるは、事の急なる時分、臆病者が吹く貝は、聲が出でざるものと、世以ていひ慣らはし候事なれば、心臆して吹かざるかと、秀吉公も思召し、又諸人も存すべし。然らば假令手柄を致し、又は討死したる跡迄も、弓矢の上の恥辱、之に過ぎじと思ひ、貝を

取り、いかにも靜に吹上げ、法の如く吹きしまひ、馬を引寄せ打乗りて、急ぎて進み行きけるを、谷の兵太夫といひし者、道の傍より、我を見付け申しけるは、其處を通るは、虎之助にてはなきか。若輩なる者の逸り過ぎて、敵前近くなりて、馬に輪をかけたるは、見苦しきものなるぞ。控へて馬を乗り候へといひける時、近頃悪き言葉かな。何とぞ彼に返答すべきと思ひ、振返つて見侍れば、少し小高き其上に、馬を横さまに立て居たりけり。いや／＼彼は、功の入りたる老武者なり。味方は僅の勢なれば、若し追立てられ、敵、勝に乗つて競ひ來らば、横鎧を入れ、突返すべき爲に、屹と控へたると見えたり。兎角曲者なり。先づ聞かざる體がましなりと思ひ、愈馬を早め進み行き、一番鎧を初め、戸波隼人を討取りしかば、味方之に利を得つつ、喚き叫んで攻め戦ふ。此勢に辟易して、多くの敵共討散らされし爲體、天に光り地に響き、血は馬蹄に蹴かけられ、戸は野徑に横はつて、尺寸の地も餘さずして震し。斯くて戸波隼人が首を、秀吉公の實檢に備へ、立退いて見ければ、未だ傍に彼の兵太夫謀を空うし、踞うづくまつてぞ居たりける。爰こそ最前の返答すべき所よと思



ひ、隼人が首を彼處に投付け、先程其方が申したる如く、若輩者の逸り過ぎて、馬に輪をかくる者は、斯の如くし侍るぞ。能々見置いて、汝が子孫迄への物語にせよといひ棄て、から〜と笑ひけるに、彼者眼尻にて之を見て、更に一言の返答をも得せずして、却て面を朱にし、俯れてぞ居たりける。是ぞ某が一代の心よき振舞なりしと、機嫌よき折節は、毎度高聲に仰せられ、御悦喜なされしなり。

## 第七 織田信雄卿・秀吉公合戦の事

織田信雄  
と戦ふ

一、天正十二年三月三日、織田信雄卿と秀吉公と、御中不和になり、尾州犬山に於て合戦に及ぶ。池田勝入・森武藏守討死の由、卯月九日、樂田に於て註進あり。秀吉公、急に貝を吹立て、諸軍勢打立つべしと、觸廻し給へば、一番貝に先勢押出す。主計頭も、先勢の鐵炮頭なれば、與力を引連れ、段々に押させ、龍泉寺の坂を下り〜見れば、早や合戦過ぎて、小幡の郷へ、家康・信雄卿入勢なされ、兩軍の侍共、しづ〜と退く敵に、星野武右衛門、主計頭に申しけるは、いざや無理の鐵炮放させんと、横

合に連放しに、三百挺の鐵炮を、詰替へ〜放させければ、侍五人・足輕十三人打倒しけれども、敵南山に附いて、道を替へ取入るに依つて、合戦に及ばず。秀吉公、柏井迄打入り給ふに依り、武右衛門・主計頭も備を入る。翌日秀吉公、本陣樂田へ御入陣あるべし。明日の後拂は、堀尾茂介・加藤主計頭に仰付けらる。鐵炮を備へ時刻を待ちけるに、秀吉公十二萬の勢を段々に備へ、夜の中に繰引に退かせ給ふ。多勢なれば辰の刻程に、やう〜里を離れ、野へ上りしかば、堀尾・加藤も退陣せんとせしに、早や一揆雲霞の如く起り來て、堀尾・加藤が在陣の所へ、大勢押寄せ打圍み、弓鐵炮を打入れ〜、鬨の聲を作りかけ、既に攻め入らんと見えし時、主計、茂介に申されけるは、一揆の奴原、弓鐵炮をこそ持ちたりとも、嗜の武士が鐵炮打合せ、鍵を入れ突崩しなば、なじかは耐るべきと、主計腰に挿したる藁采配を抜き振廻し、敵合十五六間程の間にて、鐵炮を互に放ち合ひ、鍵を入れよと下知をなす。下知の下より、兩人共に突いて懸れば、一揆の奴原、東西に散逃しける。然れども南の尾先々々をとりて慕ひ、爰の峯よりも貝を鳴らし、彼處の谷よりも、曳々聲を上ぐることを夥



し。茂介、主計に申されけるは、斯様の時節、本道を眞丸まんなるに備をなし、退出せんと談合し、靜に退のきし所を、一揆共、荐りに鐵炮打かけ慕ひけれど、堀尾手の者は申すに及ばず、自身も加藤も、手錠打入れ、突拂ひければ、其勢に恐をなし、互に相引あひひきにして、一揆共慕ふ心もなく退散し、秀吉公、羽黒の古城御普請なされ、堀尾茂介を入れ置き給ふ。其刻、茂介、主計召出され、昨日の後拂能しつぱらひく仕たり。兩人共に御取立なさるべきとの仰なり。秀吉公、富田の寺内に御陣を据ゑられて、加賀野井彌八郎が居城を取卷かせ給ふ。信雄卿より、二千の人數を、加勢とし入れ置かる。四方より柵をつけ、竹束を以て附廻し、弓鐵炮を隙間なく射させければ、城を渡し申すべき條、命を御助け下され候様にと、彌八郎申上げしかども、秀吉公御承引なく、攻干すべき旨仰出されしかば、諸軍勢愈押詰め候處に、主計頭は、大手の門脇に鐵炮を備へ、乗入らんとせし。城中より、門を開いて突いて出づる。主計頭、元より武道に自由を得たる事なれば、隙間もなく詰寄せ、二十六人一度に打倒しければ、敵も之に痛み、さつと城中へ退ひきしを、總勢附入にして、敵千三百五十討取り、勝鬨を上げ、彌八郎が

首御實檢ありて、城の掃除等仰付けられ、稻葉左京進を、城代に入れ置き給ひけり。

### 第八 秀吉公九州表へ御出馬、島津義久和睦の事

島津義久  
を攻む

一、秀吉公、島津修理大夫義久討伐の爲め、天正十五年二月朔日、都を打出で給ひ、同二十五日、長門國赤間關に御着陣あり。同國とき枝の城普請仰付けらる。同二十八日、御移りなされ、彼城に十日御逗留ありて、方々の人質、國中の御仕置等なされ、御先勢豊後國へ着陣す。島津中務大輔、一戦に及ばず、府内の城を逃散しければ、三月二十九日、豊前國馬ヶ嶽に參陣まし、て、かんしやくの城攻干すべき旨仰出され、卯月一日落城。是に依つて小熊の城も明渡す。其威風に恐れ、筑後・肥後の城、明渡し申すにつきて、夫々に城主を入れ置き給ふ。肥後の國宇土の城主伯耆左兵衛も、城を渡し申すにつきて、主計頭を入れ置き給ふ。島津義久、降參し申上ぐるにつきて、御赦免なされ、九州の御仕置等仰付けられ、肥後國一職の守護に、佐々陸奥守仰付けられ、宇土の城をも、陸奥守に、主計頭相渡し、供奉仕るべき旨仰付け



らるゝに依つて、筑前國甲良山迄、歩かちにて供奉す。同國宰府安樂寺の岩屋に、島津御茶屋を結構し、一興を催せしかば、即ち御滯座なされ、瀬戸の御茶入、島津に下さる。上使、加藤主計頭に仰付けらるゝなり。天正十六年四月朔日、尾藤甚右衛門、召に依つて大坂へ參着。佐々陸奥守、四月三日參着なり。

一、陸奥守所へ、主計頭上使として、御一つ書を以て仰出さるゝ。御朱印に曰く、

覺

一、陸奥守事對殿下逆意を仕る段、曲事に被思召候へ共、被加御不便、肥後國被遣候事。

一、肥後國人一揆起し候様に仕る段、重疊曲事に候事。

一、陸奥守事、南蠻宗門ころび候へと仰出され候と雖も、許容不仕候。猶以罪科不輕候。此故に切腹被仰付候。此旨可申聞也。

四月十四日 御朱印

加藤主計頭殿

主計頭、右の御一つ書を尼ヶ崎へ持參して、陸奥守に高聲に讀聞かせ、切腹仕らせ候。

一、尾藤甚右衛門所へは、増田右衛門尉上使として遣され、九州表にて、不所存の旨申渡し、讃岐國召上げられ、流亂の身となるなり。

### 第九 主計頭、肥後國拜領の事

一、秀吉公、主計頭清正を御前へ召出され、數度粉骨を盡し、大器備へたる武士なり。是に依つて尾藤が武具、残らず下し給ふ。讃岐國を領すべきや、肥後國にて二十五萬石領すべきや、兎角御請申上ぐべきとの儀なり。秀吉公、内々高麗國へ御人數遣はさるべき旨、淺野彈正内證ありしかば、御先手、望み申すべき爲めにや、御請に、辱き旨、骨髓に泌み存じ奉る。同じくは肥後國にて拜領させらるべきやと、申上げられければ、秀吉聞召され、大氣者かな。さらば小西攝津守をも呼び候へと仰せられ、兩人に肥後國五十四萬石の所を、二十五萬石は加藤、二十四萬石は小西に下され、残りは兩人に御預けなさるゝ條、半分宛代官仕るべき旨仰出され、加藤には、御知行

加藤小西  
肥後國を  
領す



の御朱印并に目錄に、義弘の御刀、小西に、御知行の御朱印并に目錄に、左文字の御刀を下さる。主計頭に仰付けらるゝは、陸奥守が家來の侍共、其方小西召抱ゆべき旨上意なり。御朱印にいふ、

其方事、萬情を入れ、一稜御用にも罷立つべしと被思召に付て、於肥後國領地方一廉被爲成拜領、隈本在城の儀被仰付候條、相守御法度之旨、諸事可申付候。然者陸奥守事以一書被仰出如く、去十四日腹を切らせられ候。雖然家中の者の儀は不苦候間、其方小西夫々に見計らひ、知行方念を入れ遣之、爲兩人可抱置候。猶淺野彈正少弼、戸田民部少輔可申也。

後五月十五日 御朱印

加藤主計頭殿

第十 秀吉公より、佐々陸奥守家來共に  
下さるゝ御書の事

一、陸奥守家中の侍共へ、成下さる御朱印にいふ、

陸奥守事、加藤主計頭方へ以御一書被仰出如く、對殿下及數度、雖構逆心候、不便に被思召被助置、剩肥後一國被仰付候處に、一個月をも不<sub>レ</sub>相立及錯亂儀、曲事に思召候。雖然被遣上使御糺明被成、以其上可被仰出と思召候處に、上使をも不<sub>レ</sub>待罷上段、彌曲事に候。大坂へ不及御届、肥後國人被立置者共方へ、喧嘩同前に取懸り候に付て、國中侍百姓等起一揆候間、彼國人悉被刎首候。然上陸奥守被助置候へ共、諸國の者共存する處如何と被思召、去十四日於尼崎、陸奥守腹を切らせられ候。然者陸奥守家中の者の儀は、無其罪事に候間、眼近として隈本に有之加藤主計頭、宇土に有之小西攝津守可致合宿候。知行方夫に入念可相渡の由被仰出候條、可得其意候也。

後五月十五日 御朱印

肥後に有之  
陸奥守家中の者

右の御朱印を下され請取り、御暇下され、入部の用意なり。主計は尾藤が武具一職



舟に積ませ、侍數人召抱へ、六月十三日大坂出船あつて、豊後國鶴ヶ崎へ着かれける。大友より馳走ましめて、一日逗留ありて、廿三日鶴ヶ崎を立ち、廿七日肥後國熊本に着城。陸奥守家老の面々より城を請取り、御朱印を戴かせ、陸奥守家來の侍三百人召抱へ、さて奥州一代に、一揆起したる始終を聞届け、領分を廻り、其所々にて不届の地侍等誅伐せしめ、首を梟けて平均す。然る處に玉名郡の内小森といふ所に、伯耆左兵衛が家來の者に、伊津野將監といふ者、一門家僕に百三十人餘り、狼藉を振舞ふ由、郡奉行富田主膳所より申上ぐるに依り、誰を遣すべきやと清正思案せられしが、いやしく自身下知をなし踏潰し、國中の者共に目を覺まさせんと、砲炮五百挺侍二百騎召連れ、小森の要害に取詰め、火をかけ鐵砲を放し懸け、れば、内より突いて出でて戦ひけるが、悉く鐵砲にて打倒し、將監が首を神受茂助といふ者討取り、一揆の奴原悉く退治に及び、清正鎧に鐵砲二所當る。然れども少の手疵にて、やがて平癒す。軍功を抽んでたる侍七十三人、足輕十人、熊本へ歸陣ありて、夫に賞を宛行はれける。

## 續清正、肥後國拜領致度旨望まれ候事

佐々陸奥守、肥後仕置に下り給ひし時の横目に仰付けらる。清正も肥州へ行かれ、仕置の様子、具に見られたるに、一として國を治むるの謀攻にあらず。孫子曰、凡用兵之法、全國爲上、破國次之。全軍爲上、破軍次之。全旅爲上、破旅次之。全卒爲上、破卒次之。全伍爲上、破伍次之。是故百戰百勝、非善之善者也。不戰而屈人之兵、善之善者也云々。然るに陸奥守は、若年より弓箭を業として長じ、更に文を曉らざるが故に、武道のみ專に用ひて、異賊襲來の守を堅くす。されば敵國の兵といへば、根を斷ち葉を残さず、皆討亡して國家を治めんとし給ふ故、治むることを得ず。黄石公曰、純剛純強、其國必亡とあり。異朝の昔、湯武王久しく代を持ち給ひけんも、武のみ專にして治め給ふにあらず、文道の至剛なるが致す所なり。故に仁政を以て治めずばあるべからず。されば其道違ふ時は、威ありと雖も久しからず。曾て聽く、趙高は咸陽に刑せられ、祿山は鳳翔に亡ぶ。是を以て見れば、畢竟陸奥守、



文道を知らずして、武道に伐つて、仁政に背きたること必せり。然る故に秀吉公、彼が不義非禮なる事ありて、其器に當らざることを見及び給ひ、誠に仰出されしなり。右の條々を承り、彌大國を治むるには、文を本とし、豪傑の士を撫で、孝弟を興すを大本として、慈悲を以て治むるならば、安々と静り、萬民歸服すべき事を掌に掬り、肥後の國を拜領仕度旨を、望み申されたる事なり。清正、其時は知行三千石にて、二十七の年の事なる故、さてく及ばざる望仕りたる大氣者かなと、諸人目ひき鼻をひき嘲りたるに、秀吉公は聞召し、老功の陸奥守さへ、治め兼ねたる大國を、若輩なる主計頭が望み候は、いかさま此者は、必定治むべき者なり。内々見置きたる事ありと仰せられ、肥後國中に於て、二十五萬石下し置かれ候との御朱印頂戴致し、數日不移さず、大軍を引連れ入國致し、早速熊本へ着城ありたるなり。諸勢の中に、羽翼の臣三十七騎ありしなり。右の三十七騎の者、其節俄に抱へられたるは一人もなし。三千石の身上にて、内々扶持し置かれ候心根、愚慮に計り難き事なり。案の如く入部ありたる翌日より、國人混々と歸服して、城共を相渡し、一合戦もせずして、一揆悉く退治して、國中平均に治まりしなり。誠に賢者の適く所、其前に敵なしとは、斯様の事にてあるべきか。

### 第十一 肥後國天草志岐林專一揆の事

#### 附主計頭、小西行長へ加勢の事

一、小西攝津守行長領分、天草郡の地侍、志岐林專、天草伊豆守、小西下知に従はず。然る所に小西は、宇土といふ所に、城普請等經營す。小西、家中同前に普請仕るべき旨、志岐・天草へ申遣す。小西返答に、先年秀吉公、薩摩御進發の刻、筑前國秋月まで罷出で、薩摩への御先手仰付けられ候は、千臺川へ舟を押込み、忠勤を抽んづべき旨申上ぐる。秀吉公御褒美あつて、天草郡を兩人に、永々下し給ふとの御朱印頂



戴仕る。天下の御普請陣立の時は、行長手に附くべし。其外行長の私普請仕る儀はなり難し、私式も、似合の搔上城をも持ち、手前にも普請繁多く候由、申越すに依つて、攝津守、右の旨、秀吉公へ委細申上げられしかば、左様の六かしき奴原を、小西に誅伐すべしと仰出さる。是に依つて、伊知地文太夫といふ者を大將として、人數三千、天草郡の内、志岐といふ所へ差向ふ。志岐の城主林專、種々手段を運らし、文太夫を初め、袋の浦といふ所にて、一人も残らず討取り、歸陣する者は、船頭舵子計りなり。攝津守大きに驚き、人數を集め、主計頭へ加勢を乞ひ、自身渡海致され、清正より佐々平左衛門・古橋又助・瀧野讚岐・山内甚三郎を大將として千五百、小西手勢六千五百、都合八千にて押出し、志岐の城の舟着袋の浦へ押上る。城より人數を出し、小西陣際まで、干潟の濱を駈け來り、散々悪口す。京衆々々なせ鎧せぬぞ、臭橙の皮のすもりかと、歌に作り笑ふ。其時清正加勢の四人堪へ兼ね、千五百の者共、濱邊へ突いて出づる。小西人數も押出す。小西内木戸作右衛門一番に鎧を入れ、續いて古橋又助鎧を入れ、宮部忠彌といふ者と、又助相突に戦ひしが、忠彌を終に突倒

しけれども、又助も左の胸の端を突抜かる。夫より一戦初まり、敵の首二十一討取り、其勢に城際まで押寄せ、城主林專二千にて楯籠る。奥天草より、弓鐵炮三百挺、加勢として相籠むる。志岐の城と申すは、南は深山、西北は侍町へ續き里、其外は海なり。東は深き谷、底は河なり。堀際は岩なり。軍勢、谷間迄仕寄を附け、有馬・大村・平戸・唐津勢も、志岐の城へ押詰め、丸山に陣を取る。林專と有馬は、縁者の事なれば、小西、有馬をして和平を入れ、林專下城に於ては、秀吉公へ申し、能きに計らふべき由、誓文狀を調べ、附け越さるゝに付、有馬、其狀を城中へ送届くるに依り、大方は和睦せんと、林專内存にありしかども、未だ返答之なきに付きて、總軍勢、晝夜の境もなく、竹束を以て押寄する。

此時、右の悪口しけるを聞きて、城衆々々、なせ切つて出ぬぞ。志岐ぢやしきぢや、へのこしきぢやと諷ひて、笑ひ返したるなり。

## 第十二 志岐落城、主計頭働の事



一、加藤主計頭は、豫てより小西攝津守行長手勢計りにては、一揆退治する事なるまじと、軍勢を集め、手勢一萬騎にて、熊本より川尻といふ所迄、五十町ある所の川尻にて、總軍勢舟に乗り浮べ、十月廿九日、川尻を乗出し、寺田篠介といふ者、林專へ使に申付け、小船を先へ押出す。篠介は、志岐の湊へ舟を着け、口上には、主計頭扱に罷越す條、然るべき様に相計らひ申すべきとの儀を、いひ遣されしかば、城中よりも、内々小西和平の事いひ通せしかば、喜悅をなし、迎として侍十人計、濱際迄出迎ふ。主計頭は、直に志岐の湊へ舟を着け、鐵炮を打懸け、迎に出でたる侍共打倒し、心よげに押上り、追手門の向なる禿山に陣を取る。小西陣所へ參じ、城攻めの評議をなす。小西人數手薄し、人數を加勢申さんとして、齋藤立本、堤權右衛門、舞野助兵衛を大將として、千五百人相加ふ。然る所に志岐の城後詰の爲め、天草伊豆守所より、木山彈正といふ者を頭として、弓三百挺、歩立の侍二百、都合五百にて、清正陣所のかさ山に陣を取る。かうちの浦より、天草主水といふ者、七百人にて、小西が陣所ひの尾のかさ山に陣を取り、城中へ申遣しけるは、明朝切つて出でらるべし。

然るに於ては、三方より押包み、加藤・小西を討取らん事、案の内なりと示すと雖も、城中にも、小西謀略を運らすに依り、謀叛人數多之あるにより、林專も其儀に任せず。是に依つて主水は、抄々しき事あるまじとて、かうちの浦へ引戻し、ほん籠城の用意として歸陣す。木山彈正は、天草を出でし時、一戦をせずんば歸陣すまじきと、誓文を立てし事を胸に納め、是非主計と一戦と定め、清正の陣所の上山に陣を取る。清正、行長へ、使を以て申されしは、彈正は、我と一戦と定めたる體定なり。貴殿は、城を堅固に取卷かるべし。我等は彈正を討果さんと申遣はし、備のめあり。一番、岡田善右衛門・山岡肥前・加藤傳藏・山口與三右衛門・南部無右衛門・近藤四郎右衛門・天野助左衛門を頭として、都合三千先手と定め、明朝辰の一天に押上るべしと。二番、加藤清兵衛・片岡右馬允・長尾安右衛門・加藤與左衛門を頭として二千。三番、旗本と相定めらる。一番の者共、暇乞の爲め、清正本陣へ參上す。清正申されしは、明朝清正も、一番に押入り乗上るべし。棧敷の前の晴軍、一入精出すべしとぞ申されける。南部無右衛門、罷出でて申しけるは、高山の石は、崩れ懸ると



も、此無右衛門に於てはと申し、扱何れも酒を下され退出す。夜の内より段々に備をし、辰の上刻に、一番備三千、本道筋を押上る。二番備は、左の尾崎を押上る。清正、旗本の者に申されしは、先手心元なし。自然一番敗軍せば、旗本勢は横筋かひに鍵を入れるべしとて、自身八十騎計にて、一番備に乗込み押上らる。案の如く彈正が、三百張の弓に射立てられ、一番備悉く敗軍し、上りも立ち得ず。清正、庄林隼人を使として觸れられしは、清正是にあり、棧敷の前の軍なり。臆病心なくして、押上れとの下知なれども、亂れ立ちたる敗軍の勢なれば、耳にも入れず散亂す。清正傍にある者は、庄林隼人、森本儀太夫、柏原藤五郎、池田甚四郎、和田竹丸弓持の水谷安之丞、馬印持善吉、草履取乙若、大若、ひげ大工甚七なり。清正下知に曰く、先勢敗軍の體なり、追返し討取るべしと勇み、身を揉み給ふ。無右衛門申しけるは、先手の足輕、弓鐵炮の矢種玉藥盡きければ、雜兵退く體を見て、敵勝に乗り、大勢打つて出づる。寄手の雜兵共、一番二番備、一所になりて敗軍仕る。其中にも命を捨て、武勇心懸の侍數多ありと雖も、大勢に押立てられ、踏も止まらず、旗本を跡にし、敗

軍力なしと申す。清正十騎計にて、馬印を押立て踏留まり、卅人計の一揆の中へ、十文字の鍵を持ち、四方八面に拂ひ給へば、二人駈倒さる。庄林も、敵一人突伏せ、息を入れず相戦ふ所に、左右より五六人弓を、清正の馬印のばれんを見て、御大將にてはなきか。木山彈正なり。一矢參らせんといふ。清正返答に、主計頭茲にあり。大將の出合に、飛つるぎ入るべきや。太刀打せんと、十文字の鍵をからりと捨てられて、彈正も心得たりと弓を捨つ。清正鍵を押取り、彈正が高股かけ落し投げ給へば、谷合へ轉び落つ。庄林・森本、彈正が手勢の者に突いて懸れば、彈正討死の上は、其勢に追立てられ敗軍するをも、清正・庄林・森本は、敗軍の者共盛返さんと、敵の中へ割込み、鍵を入合ひ戦ふ。此時清正の十文字、片鎌折れて、片鍵になる。然る所に、阿波の鳴門といふ者、武者執行して、小西を頼みありけるが、主計、彈正を突倒し、刎ねられける首を給はれと名乗りかけて、清正側に来る。清正返答に、鳴門とも覚えぬ者かな。主計相打なりとこそいふものなれ。依つて取れと怒り給へば、鳴門、彈正が首を取り、立上らんとせし所に、流矢に中りて討死す。清正難儀に



及び給ふを、旗本勢より見合ひて、横合に嘯と突いて入る。一番飯田角兵衛新美藤藏・松下清藏・奥田九右衛門鎧を入れ、續いて佐々平左衛門・近藤四郎右衛門・齋藤立本山内甚三郎・堤權右衛門・舞野助兵衛・横筋かひに突いて懸れば、一揆の者共、悉く突立てられ敗北す。敵の數四百六十三討取り、清正終に勝利を得給ふ。味方討死の侍九十一人・雜兵二百七十九人。天正十七年霜月五日辰の上刻より、午の下刻迄の合戦なり。行長は、清正一戦心元なくして、手勢二百計にて出でられしが、清正猛威を振はれ勝利を見て、本陣へ引退き給ふ。茲に此合戦に、義死を勤めしは、伊藤次郎右衛門といふ者なり。岡田善右衛門に仕へしが、生國尾張の者にて、清正も存知の者なりしが、善右衛門八千石の身上にて、八百石遣し置きしに、清正よりも、二百石宛行はれしが、善右衛門痛手を蒙りたるを、甥の小兵衛に相渡し、清正自身鎧を入れ給ふ時、日頃の芳恩謝すべしとて敵を防ぎ、終に討死したりけり。天晴義士かなと、清正も惜み給ふなり。さて木山彈正が首を始め、四百六十の首を、志岐の濱手へ梟けられければ、林専も、内々和平の便を申立て、清正へ使を立て、城を渡

志岐城を  
陥る

し申すべき條、能きに頼むと申せしかば、下城あるべしと、小西相談し、城を行長受取り、林専は下城に及びける。志岐表へ、小西に人數加勢し、自身も渡海ありて、粉骨を盡し、志岐の城落去の旨、委細秀吉公へ申上げられければ、御感狀の御朱印二通迄下し給ふ。書に曰く、

書狀被加御披見候。志岐城爲成敗、小西働に付而、人數相添遣し、自身又渡海之旨尤に候。然而爲後詰天草出候處、其方出手前追崩、悉切捨候由、手柄無比類候。遠路首不及差上候。重而志岐天草物主共申付次第、彼首共可持上候。猶以及行之義、涯分惜手、無越度様に、小西攝津守可相談候。悔り候て卒爾の働不可仕候。猶淺野彈正少弼、増田右衛門允可申候也。

十一月廿一日 御朱印

加藤主計頭殿

志岐之城落去之様子言上候。其方義碎手無比類之由、被聞召届候。無油斷之義尤被思召候。次に天草表之義、是又無越度様に可申付候。猶淺野彈正少弼



可申候也。

十二月五日 御朱印

加藤主計頭殿

續肥後國天草合戦の事本書に肥前國とあり誤れり

天草郡の志岐にての合戦の様子は、本書の通り、小西加勢として出勢ありけれども、人数漸く半分程着船して、跡勢は未だ續かざるに、木山彈正といふ者を大將にして、人数押出したる由、清正着陣ありし夜の九つ時分、物見の者註進致すに依つて、清正宣ふは、跡勢を待つて、時刻を移すに於ては、敵、備を取固むべし。明拂曉に一戦して、凶徒悉く討取るべし。先づ軍法を定むべしとありて、一番備は、敵間少し遠く隔て、備へ、相圖を待つべし。予が指圖なき中に、必ず合戦始むべからずとなり。此時の一番備の大將は、加藤善右衛門尉後に岡田將監といふ。二番の備は、未明に出勢して、敵陣の後へ、夜中に忍びて押廻し、夜の明くるを相圖に、関音をとさのこゑ擧ぐべし。其時旗本に

天草合戦

て、関の聲を合せ、前後より押挾んで討つならば、必ず周章騒ぎて、左右の谷へ、悉く崩れ落つべし。其時谷底にて、一人も漏らさず討捕れと、此の如く軍法定めらる。此時二番備の大將は加藤清兵衛後本山豊前、彼此軍法仰渡され、諸卒支度致す間に、五更の天になりけるに依り、二番備押出し旗を隠し、如何にも静まり返つて、山間を押し行く間に、早夜も明けゝるに依つて、一番備も押出し、敵陣と相向ひ、谷一つ隔て、備を立て、互に守り居たる所に、善右衛門内伊藤次郎右衛門といふ者、段々の一本しなひを差し手鍵提げ、拔駈に一人進み出でしを、大將見付け給ひて、何者なれば、差圖なきに鍵を始むる。あれ止めよと、善右衛門備へ、使番の者を追々に遣されけれども、早や向の山六七分程登りたる時、歩立の敵三人、刀を提げて出合ひて、次郎右衛門が鍵と支へて戦ふ所に、敵二三人瞳と押寄せ、難なく次郎右衛門を討ちしを見て、一番備の者共、我先と進み、まばら蒐に懸りけるに、敵は勝に乗つて勢ひ、然もかさより直下して進み來る。味方は法令を背いて、ばらばら懸りたる事なれば、坂中にて支へ防ぎ戦ひけれども、容易く突立てられ、旗本迄崩れ



懸る。清正は、牀机に腰をかけまし／＼けるが、此體を御覽じて、こは口惜しき事かな。清正茲にあり。悪し蓬し、返せ／＼と御身を轢み、齒嚙をして怒り給へども、一陣亂れて殘黨全からざれば、敗軍の勢悉く、左右の谷へ散亂す。斯時清正傍を離れず居たる者共は、本書に記したる計なり。其内の柏原藤五郎とあるは、後加藤平左衛門といひたる者なり。和田竹丸とあるは、備中事なり。右兩人は若年にして、小姓の時なり。馬印持善吉は、其時庄林善右衛門になされ、知行三百石下行あり。乙若とあるは、みやといふ者なり。大吉と兩人の草履取なり。是も知行二百石下行あり。右の侍共には、御感の加増知行下され候なり。

續 木山彈正を討ち給ふ事

右に記す通り、先手敗軍して、旗本迄崩れ懸つて、備を立て兼ねたる時、彈正、大身の鎧を持ちて眞先に進み、御大將と見及びたり。木山彈正と申す者なり。一鎧仕るべきと名乗懸け、いかにも靜々と歩み來る。清正は、牀机に腰をかけおはしま

木山彈正  
を討つ

して、士卒に下知をし給ふが、彈正を屹と睨にらみて、推參なる事申すといひ乍ら、例の片鎌の鎧を追取りて立上り給ひ、手の下に彈正を突伏せ給ふを見て、續いて進み來る敵を二人突倒し、其儘討捨にし給ふなり。此時片鎌の鎧少しのりたるを、躑躅の木かきの切株に押當て、二つ三つ押直し給ひ、又足にて踏直し、係り來る敵を突退け給ひたる事なり。十文字の鎧が此時折れて、片鎌になりたると、本書にあるは詐なり。元來より片鎌なり。

一、木山彈正が弓持ちて、清正と一矢參らんといひたると、本書にあるは詐なり。又清正、彈正をひやうつて、鎧を捨てられたるとあるも詐なり。右に書記す通なり。一、阿波鳴渡といふ者が、彈正が首を、清正に貫ひたるとあるも詐なり。又流矢に中つて死したるといふも相違なり。鳴渡は、朝鮮國へ渡り、大河の水に溺れて果てたるを見たる仁の物語、直ちかに聞くなり。

續 加藤善右衛門働の事

木山彈正を討ち給ふ事



右に記す通り、先備の諸卒は、悉く敗軍致し候へども、善右衛門は少しも退かずして、いかにも堅固にして、進み來る敵を突拂ひくして、鎧疵蒙り候。善右衛門傍には、日來懇に目をかけたる小姓只一人、いかにも堅固にして働き、痛手二ヶ所負ひたれども、一足も退かず<sup>こた</sup>怵へたるに依つて、若年の身として、主の恩を忘れずして、死を輕んじたる志の程を、諸人感したることなり。家名聞き候へども、失念故記さず。此時の合戦に、加藤善右衛門自身は、堅固に働き、加之鎧疵二ヶ所蒙り候へども、軍法を相違して一戦を始め、剩へ諸卒敗軍したること、是れ皆將たる者の越度なり。總じて一手の大將をいたす者は、自身の働を心にかけて、法令を守り備を堅固にして、勝利を得るをこそ、大將たる者、武勇とはいへと、仰せられたるなり。二番備の者共、出勢の時刻少し遅かりけるに依り、中途にて夜も明けたる故、相圖相違して、一番備合戦を始めたるを見て、取つて戻し、加藤清兵衛横鎧を入れ、敵を突退けたるなり。

本書に、一番備の頭は誰彼と、七人の名を書す。二番にも誰彼と、頭の名を四人書きたり。相違なり。總じて先手三組の備は、頭只一人づつに定めたるなり。加藤善右衛門・加藤清兵衛の外は、皆々兩人の組下なり。此合戦の時、清正自身は、十騎計召連れ、一番備に乗込み押上られたると、本書にあるも偽なり。

## 續諸卒穿鑿の事

右の合戦に、敗軍したる者共の、甲乙の僉議あること。一番備の中にも、左右の谷へ敗北したるが、乙の内乙になりたり。谷へは落下らず、本道を靜に追立てられて來るは、乙の内にも甲なり。本道筋を、諸人より跡に退きて、取つて返したるが早き者は、あまりの乙にならず。旗本にても、一旦敗北したるも、返すこと早くして、敵に逢うて突返したるは、乙にならず。右の通り、具に諸卒の穿鑿ありたる様子は、大方斯の如し。此外委しき事共聞き候へども、覺えず候。

## 續南部無右衛門の事



右の出勢の時、清正、道の端におはしまして、押行く軍兵共の様子を見給ふ所に、南部無右衛門、眞先に進み來れり。清正宣ふは、無右衛門が今日の合戦は大事なるぞ。一入精<sup>せい</sup>を出せとありける時、無右衛門申しけるは、別儀あるまじく候。只死ぬる迄よといひて通りたるを聞きて、餘り大きな廣言なりと、諸人思ひけるに、言葉には似ずして、彈正が勢に追立てられ、旗本迄敗軍し來れり。さて一戦過ぎて後、諸勢の僉議ありたる時、無右衛門も側に居たるを、清正見給ひ、其所に居たるは何者ぞとありける時、加藤清兵衛申しけるは、南部無右衛門なりと答へ申しければ、いや〜無右衛門は、今茲へは來るまじ。若し又無右衛門ならば、定めて夫は幽靈にてあるべし。清正家に、死人の幽靈となりたるを抱へ置く事は、忌々しきぞ。とうとう是より、地獄へなりとも極樂へなりとも、行き候へと宣ひ、其場より追拂ひ給ひしなり。其日の一戦には、敗軍の者數多ありけれども、無右衛門は、本書に記す如く、宵の廣言と朝の過言故に、一人右の仕合なり。誠に過言は、禍を招く大端なりといへり。されば古人の詞を、能々守るべき事なり。

## 續木村又藏が事

本書にある木村又藏は、元歩行者にてありけるに、清正熊本にて、城廻ありける時の供に、直の者の中へ、又内の供の者共、猥に入交へざる爲めの押へに、又藏を言付け置かれけるに、小身者の草履取中間など、自然に交りたるをば、見ぬ體にして、或時新美權左衛門といふ出頭人の若黨、直の者の中へ入りたるを咎めけるに、此者、主の出頭を笠に着て、常々萬事に奢りける故、口答しけるを、あやまたず討つて捨て、則ち清正前へ行き、直に件の様子申したり。清正聞き給ひて宣ふは、何様此者は丈夫なる者なり。今時尋常<sup>よつね</sup>なる者は、主人の前、能く出頭する者には、權勢に恐れて、其者の法度を背きたるは、知らざる振して見逃し、時に合はざる者、又は小身なる者などの草履取鍵持などが、不作法をば見出して、主人へも聞かせ、又は法度にも行ふが、世以て人の常情なり。然るに權左衛門が從者を、討捨に仕りたるは、何様役にも立つべき者なりと仰せられ、知行百石、其事となく下行ありて、馬廻



の與ぐみに入れられたり。其後高麗へ出陣の時、生篠なまきを指物に致し度由を望みければ、番頭聞きて、夫は過ぎし頃、蟹の才藏といふ者、生笹を差して、笹野才藏と呼ばれ、世に隠れなき指物なれば、如何あるべきかといひければ、其才藏に、某少も劣り申すまじ。是非仰上げられ候様にと申すに依り、件の旨申しければ、清正聞き給ひて、兎角一曲ある者なり。達つて莅むならば、さゝせ候へと宣ひしかば、忝き旨申し、朝鮮國にて能き働致し、首を取りたる時に、二百石の加増下行あり。扱歸朝の後、知行の百姓と言分を致しけるに、又藏非分重々ありたる故、身を退き、行方知らずなりにけり。清正殊の外立腹ありて、其者見合ひ次第に、討捨に仕れと宣ふにより、方々を隠れ歩き、後は長門國の側なる海邊に、名を隠し、唯夫婦二人になり、漁人共を頼みて、我は網の手を引き、女房は鹽を汲みて、中々淺ましき體にて、漸々露の命を繼ぎて、年月を送りけり。然るに清正逝去を聞きて、感涙を流して、我れ至愚たる故、君の厚恩を忘れ奉りて、させる御奉公をも致さず。剩へ重々非義なる事共仕りたる御罰當り、今此體に成下り候事、千悔萬悔なり。御存命の内、御定に背き候

へば、恐れ多くは御座あれども、あはれ今は御勘氣御免下さるやうにといひて、清正御影を畫して、茅屋に懸け置き、網の手を引き、又魚を賣りて錢を取れば一錢、米を取れば一搨みつゝ、我が取る度毎に、御影に手向けて拜みけるを、浦人共見て、此者は何者にてあるやらん、不審なる者かなと、取沙汰いたしけり。斯くの如く仕る事、十年に餘りける故、長州中に隠れなかりける故、後は國主、此事聞き及び給ひ、夫は只者にてはあるまじ。仔細を尋ね問へと、所の代官を以て聞き給ふに依り、始終の様子、隠す事なく申しければ、さてもく、近世には珍らしきものなり。主人の恩も、年長けぬれば忘るゝものなり。されば朱熹が曰く、遠者人之所易忘也云々。又我身落ぶるれば、却て主に怨をいひ、我身の非を思はざるものなるに、主君の恩を忘れずして、我身の非を知り、其上一旦は、善根をも行ふ事もあれども、遂げてはなり難きものぞかし。既に十年に餘り、今に懈怠なく左様に仕るは、奇特千萬なる侍なりとて、國主へ召出され、本知下行ありて、鹽垂衣脱ぎ捨て、再び武の家に立歸りて、箕裘の業を勤めけり。誠に有陰德者陽報之といへるは、此又藏が事な



るべし。

續撰清正記 卷第一終

續撰清正記 卷第二

第一 本渡落城の事

一、志岐の城より五里奥に、本渡ほんとといふ城あり。此城を攻むべきと、霜月廿日、清正・行長・有馬・五島・大村・平戸勢一つになりて、押寄せたり。本渡の城と申すは、三方は嶮さかしき難所なり。一方は山へ續きたる所あり。之を大事に思ひ、堀を掘り塀柵をつく。一方は清正請取り、一方は小西、一方は四頭衆請取り、廿一日より廿四日迄、竹束を以て、晝夜の境もなく攻寄するに依つて、廿四日の晩、堀際二三間迄、清正人數押寄せ、互に鐵炮矢戦始まり、清正家來に、瀧野讚岐・名手長左衛門・下村勝介、場を去らず討死す。其外手負數人あり。庄林隼人も二ヶ所手負ひ、互に相戦ひ、敵卅人討取る。清正より、行長其外四頭衆へ使を遣し、明廿五日辰の刻、此城を乗取るべ



本渡城を  
陥る

しとあり。家中別して粉骨を抽んづべしと、總軍兵召寄せ、清正立ちて舞はれしは、人は一代名は末代、天晴武士の心かなと、三遍押返しく、大手を打つて舞ひ、酒を軍兵共に強ひられける。明朝敵を討取り申す事、手の内にありと勢ひつゝ、下知を待ちし所に、清正棲樓に上り、貝を吹立てさせ、懸れくくと下知せらる。一番に柏原左馬助・森本義太夫・鵜平次・奥田九右衛門・飯田角兵衛・新美藤藏・久保田吉藏・久保吉右衛門・太田半左衛門・榊原次右衛門・有賀太郎介・齋藤與三右衛門・木村又藏、堀へひたひたと付き、乗上らんとする所を、柏原左馬助は、うちより鍵にて突倒す。其外の者共、鐵炮を打たせ乗入る。續いて清正乗込まれば、早二の丸は乗取りぬ。清正下知して曰く、此勢を抜かすべからず。直に本丸を乗取るべしと、曳々聲を上げられければ、詞の下より小關平助・赤星太郎兵衛・齋藤傳右衛門・加藤清兵衛・加藤與左衛門・加藤傳藏乗込むを見て、敵防ぎ戦ふと雖も、相叶はず、一人も漏らさず落城す。清正へ討取る首數七百卅餘、手の者討死、侍百廿九人、雜兵共に五百七人なり。城主天草伊豆守、妻子等刺殺し、切腹して、霜月廿五日落去せしめ畢ぬ。柏原左馬

助といふ者は、十六歳より、清正傍にて、懇に勤仕するに依つて、川尻より出船なり難き人數を、三隅といふ所より押渡り、人數を連越し候へとの事なれば、左馬之介、志岐下城の翌日到着し、合戦に合はざる事を無念に思ひ、清正常々懇の芳恩を、志岐にて謝せざりし事、口惜しといひしが、果して討死したりけり。無慙なりし事共なり。

一、右の段々、秀吉公へ言上ありしかば、御感狀の御朱印を下し給ふ。書に曰く、天草伊豆守居所本渡之城、去月廿五日乗崩し、一人も不洩、首七百卅餘討捕之。清正手前無比類段、書中被加上覽候。粉骨之至に候。彌無越度、殘黨成敗之儀、小西攝津守相談可申付候。猶淺野彈正少輔可申候也。

極月十九日 御朱印

加藤主計頭殿

一、小西行長へ、清正使を遣し、志岐・本渡落去せしめ、祝着の至なり。御仕置あるべしと言遣られければ、行長、清正陣所へ參られ、此中の御粉骨、申入るゝに及ばずと、



一禮に及び歸られける。さて又本渡にて、討取りし首を櫃に入れ、熊本へ持參し町中を渡し、白川近邊にかけられ、軍功を抽んでたる侍共へ感狀を遣し、夫々に領知を下行し給ふ。

## 續本渡城より鳥獸夜出づる事

本渡の城の堀際迄押詰め、竹束を附け攻めけるに、霜月廿四日の夜半に、俄に物の音夥しく鳴騒ぎて、竹束際へ來るを聞きて、すは城中より夜討が來るとて、味方周章で騒いで、物具取つて着るもあり、或は鍵を取て出づるもあり、敗北したる者も少々ありけり。儲堅固に取静まりて見ければ、人にてはなくて、城山に住みたる狐、狸、或は城にありたる犬、雞の如き禽獸共が、幾百ともなく落ち來れるなり。諸人不思議の思をなし、則ち註進致しければ、清正聞き給ひて、一段と能き相なり。落城する事疑なし。明早朝より攻寄せ、即時に城を乗取るべし。此旨諸勢に急度仰渡さるゝに依つて、士卒勇みに勇みて、夜の明るるを遅しと待つ。卯の刻より攻懸つて、難なく落城す。其時の様子は、本書の如くなり。情此事を思ふに、城中より鳥獸の落ち來る事、不思議なり。清正落城の相と仰せられし其詞を、少しも疑はず。明日は必定落城と、諸軍勢が無二に思入りたるは、大將の大きに有徳の徴なり。

## 續本渡落城の時女人働の事

本渡の城の本丸迄攻入りたる時、敵卅人程、具足甲を着て、鎧長刀を持ちて、嘩と切つて出でたるを、追取包みて、一人も洩らさず討捕りて見ければ、男は一人もなく、皆女人なりける故に、首を取らず斬捨てける。此時手疵負ひたる者五七人ありけるを、傍にて申しけるは、如何に働くとも、女人に斬られ突かれたるは、弱きやうに取沙汰しけるを、清正聞召し、定めて是は、不吟味なる若輩者共の申分なるべし。女人は遁れ難き所にて、命を惜むが、世以て習なるに、死を輕んじ、思切つて出でたる心中は、却て男子より堅固なるべし。手疵負ひたる事も越度ならず。さり乍ら、働、男程あるまじき事なれば、高名にはなり難し。然りと雖も、一人も洩らさず



討捨てたるは、一段と氣味能きと仰せられたるなり。

續金延付の刀脇指の鞘切られたる事

本渡の城を乗取りたる時、或若武者、刀脇指の鞘を、金延付のしつげにて差したるが、城の堀に手を懸け、乗越すべきとする所に、何者やら二人來りて、後より尻を押上ぐるに、此者は、我を助け侍る味方と思ひ、如何にも喜び、則ち城中へ乗込み、落城の後、小屋へ歸りて見ければ、刀脇指の鞘の延付の金を、半分過切廻して取られたり。是を諸人の沙汰しけるは、腰に指したる刀脇指の鞘を、切つて取らるゝを知らざるは、不覺なる由言れり。清正聞き給ひて、是猶以て愚なる申分なり。此者の城内へ乗入るべきと思ふ志深き故に、後を顧みざるは、一段と能き働なり。古語にも、鹿を逐ふ獵師は山を見ずとあり。さり乍ら陣中に、金延付の刀脇指差したるは若輩故なり。軍功入りたらば、勇士になるべき者なりと、仰ありけるを聞きて、諸人感じたる事なり。

第二 志岐・本渡落城の様子、秀吉公へ

清正御物語の事

一、清正は、十二月二日熊本を立ち、大坂上着、領分拜領の御禮申上ぐべき爲め、淺野彈正を以て、御太刀國光御脇差國村・銀子百枚進上。秀吉公、主計頭を召させられ、今度天草に於て、一揆退治せし始終を御尋なされ、合戦の體、逐一々言上申されければ、秀吉公大に御感ありて、御腰に差させられたる左文字の御脇差遣され、御暇下され、仰には、肥後國は一揆の地なり。殊に九州に、御身になるべき者なし。又是れ高麗へ、御人數遣さるゝ儀も之あるべし。人數船の積をも、仕り候へと、仰含められ、清正、大坂出船あつて、鶴崎へ下着し、熊本に歸陣し給ひける。

第三 秀吉公、小田原攻め給ふ事

一、秀吉公、關東小田原北條左京大夫氏政父子御誅伐として、御進發の刻、清正へ御



朱印六通を下し給ふ。書にいふ、

兼而染筆候。中納言山中の城へ、今廿九日に取掛、則午刻に乗崩し、城主の事は不及申、首千餘討捕、其外追討不知數候。然者明朔日、箱根峠へ爲陣取、至小田原面、可手遣候之條、落去不可有程候。猶追々吉左右可申聞候也。

三月廿九日 御朱印

加藤主計頭殿

此表之様子爲可聞届、飛脚附置之由、尤悦思召候。先書に如被仰遣候、去月廿七日至三枚橋、被成御着座、翌日山中葦山體被及御覽、廿九日山中城中納言に被仰付、即時被責崩、城主松田兵衛太夫を始め千餘被討捕候。依之箱根足柄其外所々出城數十ヶ所退散候條、附入に小田原へ押寄せ、五町十町取巻候。一方は海手警固舟を寄詰候。三方以多人數取廻、則堀土手堀柵已下被仰付半に、北條首可勿事、不可有幾程候。於様子不可氣遣候。次葦山儀も、附城堀堀柵出來候。是又可被干殺候。委細長束大藏大輔可申候也。

四月八日 御朱印

加藤主計頭殿へ

一、去月廿一日之書狀并唐織之袴裁付、今月十二日、於相州小田原到來、遠路志悦に思召候。仍此表之義、先書如被仰遣候、山中之城專に相拵、丈夫に令覺悟、人數四五千入置候所に、去月廿九日、中納言に被仰付候へば責崩、爲始城主松田兵衛太夫士卒悉討捕之、則附入に致し、小田原二町三町之間取巻、堀を掘り堀柵を相付け、二重三重に取籠め、諸卒番所陣屋等、無透間町作被仰付、海上の儀者、警固舟數千艘浮べ置き、誠に鳥之通も無之、付而城中無正體、去八日之夜も、下野國皆川山城守侍以下百餘人引具して走り入り、命を助くる様にと御詫言申上候。是者先手御馬太刀をも被納候者の義に候間、無是非御助被成家康公へ被遣候。此以後者縦ひ北條首を刎ね候而持來候共、一人も御助有間敷と被思召候。關東八州之物主共、不殘相籠候間、一城にて關東一篇に被討果事候。落去雖不可有程候、長陣被成、城内の奴原悉干殺に被仰付、



出羽・奥州・日本之果迄も相改め、仕置等堅可被仰付候。猶淺野彈正少弼可申也。

卯月十二日 御朱印

加藤主計頭殿へ

爲端午之祝義、生絹の帷子五帶二筋、遠路到來悦思召候。仍關八州諸城共、或責崩或開渡、悉被任御存分、出羽・奥州迄一篇相濟候。北條一類、小田原一城に取籠候條、早速乘崩し、雖可勿北條首候。御人數之内一人成共、手負死人有之者如何と被加御思惟、即取卷堀柵堀土居等。丈夫に被仰付、并海上之警固舟數千艘浮置候。依之自城中鳥之通も無之様に候。可干殺候間、小田原落去一途に候間、可被爲御座居御覺悟候。猶増田右衛門尉可申候也。

五月十三日 御朱印

加藤主計頭殿へ

去月六日之書狀、十三日に被加御披見候。仍小田原之儀、彌丈夫に仕寄等被仰

付候。依之城中續夜日及難堪、缺落之輩雖有之、於其場被加御成敗、又被追返候間、上下被爲干殺を相待つ迄に候。昨夜和田家來之者百餘家康公へ相理り、小屋に火を懸け走出候。雖可被成誅罰候、家康公へ兼而心合之由候條、被助置之候。次に東八州之義、城々悉相渡候。其内岩付・鉢形・八王寺・忍付井、何れも命を被相助候様にと、北條安房守御託言申上候へ共、不被聞召入。右之内武州岩付は、北條十郎城に候。八州にて要害堅固之由被聞召及、可然所より、先可責干旨被仰遣、則木村常陸介・淺野彈正少弼・山崎・岡本・家康内本田・鳥井・平岩以下二萬餘、岩付へ押寄せ、即時に外構共乗破り、千餘討捕之、本城一之門へ相着候。然共城中可然者、大略討死候而、殘者町人百姓、其外妻子類迄に候。十郎は小田原在之間、命之義被爲助様にと申上候條、城請取義被仰出候。十郎妻子を初め、悉被召籠置候。死残り候長敷者、同前に候。八州城々、小田原に籠城之妻子共、何れも右の分に候。其趣小田原へ相聞え、彌令難義無正體旨、缺落之者申候。安房守儀、不<sub>レ</sub>打置被成御助候様と歎き申候。既に鉢形へは、越後宰相中將・加賀宰相・淺野・木



村を始めとして五萬餘、被差向候。忍へは石田治部少輔に、佐竹・宇都宮結城・多賀谷・水谷・佐野・天徳寺被相添、以二萬餘可被卷旨、雖被仰出候、眼に仕候岩付城、被加御成敗上者、命計相助け。城可請取旨被仰遣候。奥兩國の面々、不殘參陣候。其内伊達參上候。彼手前之義、此頃押領之地可返上仕旨、堅被仰出御請申候。彌相究可被成御對面候。將又葦山之義、端城五つ乗取之候。日々夜々仕寄無油斷被仰付候間、落去不可有程候。猶山中橋内可申也。

六月七日 御朱印

加藤主計頭殿へ

急度被仰遣候。昨日十一、北條氏政・同陸奥守・刎首、即刻京都へ差上之候。氏直事は、家康依爲縁者、助一命候。然者奥州出羽御置目爲可被仰付、來十七日至會津、被移御座候。頓而可有御歸洛候條、可遂參上候。猶山中橋内可申也。

七月十二日 御朱印

加藤主計頭殿へ

一、北條氏政御誅伐あつて、會津迄御動座御歸陣に及び、主計頭罷上るべき旨、奉書到來に付きて、清正は熊本を立ち、大坂に着き、三州岡崎迄、御迎の爲め罷出でらる。則主計頭を召出され、今度關東奥州迄、悉く御手に入れ、御武勇の由々しき事共御語なされ、主計頭御請に、御武勇天が下を掌の内に御收めなされ、御歸陣あるに、尾州中村は在所ぞかし。あはれ御一宿遊ばし候は、日本の外聞にて候と、申上げられしかば、秀吉公御機嫌宜しく、能くも申上げし、御一宿なさるべき旨仰出さる。主計頭、内用意として、中村に黄金遣し置きしかば、薦垣・杉垣一日に結構せしかば、秀吉公、御満悦大方ならず。道すがら主計を御乗物の右に召し、御挨拶申上げしかば、岡崎より中村迄九里の所を、歩にて供奉なり。さて中村に一宿遊ばされ、在所の者に、永代千石の領知下し給ふなり。

#### 第四 秀吉公、主計頭に、朝鮮御錠仰付けらるゝ事

一、天正廿年正月五日、秀吉公、高麗國征伐の爲め、人數差渡さるゝ。先手一日替り



に仕るべしと。加藤主計頭清正に、鍋島加賀守・相良宮内大輔を相添へ、一手と定め、小西攝津守行長に、宗對馬守・松浦法印・有馬修理大夫・大村新八郎・宇久大和守を相添へ、一手と定め、加藤・小西召出され、加藤には、高麗國にての制札並に軍書一卷に、南無妙法蓮華經の御旗を下し給ふ。此御旗は、秀吉公の播磨國拜領の時、信長公より許し給ふ吉例に任せ、下し給はるなり。小西には、制札並に軍書一卷に、日本無雙の大黒の御馬を下し給ふ。主計頭、秀吉へ申上げられしは、朝鮮國にて、此御旗を以て猛威を振ひ、御影にて高名を異國へ顯さん事、死しても謝し難しと申上げ退出す。御次の間にて、攝津守へ申されしは、御邊の旗は、如何やうに仕らるべきや。小西返事に、紙の袋に、朱の丸附けて仕るべきといひ捨て、互に退出して、大坂出船あつて、熊本に至り歸城。

一、秀吉公より下し給ふ制札に曰く、

禁制 高麗國

一、軍勢甲乙人等亂妨狼藉之事。

一、放火の事。

一、對地下百姓等非分之儀申懸くる事。

右條々堅被<sub>レ</sub>停止之<sub>レ</sub>訖。若違犯之輩於有<sub>レ</sub>之者、速可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處嚴科者也。

天正二十年正月 御朱印

定

一、軍勢出味方地亂妨狼藉輩、可爲一錢切事。

一、於陣中火を出す族在<sub>レ</sub>之者、其者を搦捕可<sub>レ</sub>出<sub>レ</sub>之。自然逐電せしめば、其主人可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>曲言事。

一、薪糠藁さうし以下、亭主に斷り可<sub>レ</sub>取事。

右條々、若於違犯輩有<sub>レ</sub>之者、忽可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處嚴科者也。

天正二十年正月 御朱印

一、秀吉公、清正に下し給ふ軍書に曰く、

汝大將の機あるに依つて、今高麗國の先將として遣す。かるが故に、兵法廿五ヶ



條を書きて之を授く。

太公望 周武王

是は唐土の事なり。

秀吉 清正

是は日本の事なり。

- 一、尊といふ事。 一、武といふ事。 一、兵といふ事。
- 一、松朴といふ事。 一、大に飛驒、小にトといふ事。
- 一、一より十の足手形といふ事。 一、夏草といふ事。
- 一、息といふ事。 一、天地の目といふ事。 一、割といふ事。
- 一、手の内といふ事。 一、稻妻といふ事。 一、各別といふ事。
- 一、きりんといふ事。 一、とかげといふ事。 一、船軍といふ事。
- 一、太見といふ事。 一、先後といふ事。 一、紅葉といふ事。
- 一、あらかなわといふ事。 一、山海といふ事。 一、かつらといふ事。

一、破磨虎といふ事。 一、つちといふ事。 一、トといふ事。

右の軍書の利、吉村左近といふ者に、清正相傳なり。左近、予が愚父に相傳ふ。此故に残らず予相傳ふる者なり。此利を得ては、家ある者は、一郡を掌にし、一郡を持つ者は、一國を治め、國ある者は、我心の儘にする所なり。

右の軍書の事、代々相傳ふとあれば、定めて偽にてはあるまじき事なれども、終に聞及ばざる事なり。

第五 主計頭、釜山浦に着き給ふ事

附 秀吉公より御書遣さるゝ事

一、三月朔日、小西攝津守一手の衆出船。加藤主計頭は、肥前名護屋御城の綱張等見廻り、能きに沙汰し、高麗國へ參るべきとの儀たるに依つて、二日遅く出船。小西行長一手の衆、釜山浦へ上り放火し、主計遅しと待ちし所に、主計頭、釜山浦へ着陣し、小西と對談して、釜山浦より都への道二筋あり。やくさん海道へは小西、と

第五 主計頭釜山浦に着き給ふ事附秀吉公より御書遣さるゝ事



くねき海道へは加藤、人數を押させらるゝ。釜山浦より十三里奥に、けぐしうといふ所へ着陣し、則ち放火し、一千五百五十人討取る。朝鮮人は、元より弱き國やらん、一戦に及ばず。清正無慙の次第なりとて一笑し、此段言上すべきとて、庄林喜左衛門といふ者、使に申付け、委曲申上げられしかば、御朱印なされ下さる。書に曰く、

三月七日之書狀、被加上覽候。けぐしうに至つて令放火、一千百五十討取之由、神妙に候。朝鮮國微弱の國たるに依つて、不及一戦之由、書中之通、高麗國、手に入る事、程あるまじく候。誠以心地能被思召候。彌可被入精事專一に候。猶淺野彈正少弼可申也。

四月廿九日 御朱印

加藤主計頭殿へ

續 釜山浦にて牛に乗る事

釜山浦へ着船あると、頓てとくねき海道へ出勢ありけるに、日本よりの馬船、未だ着岸致さずして、馬に乗らざる侍共五十人餘ありて、跡舟を待つべきか、又驚馬なりとも尋ね求めて、乗入るべきかと評議せしむるの所に、風波悪しく候により、五日も十日も、船共湊を出すまじき旨、船頭共いひ侍るに依り、在々に入りて、馬を取乘るべきとすれども、敵共が或は乗り、又は荷をも付けて退出したると見えて、馬は一疋もなし。歩にて供はなり難き者共が、牛のありけるを奪ひ取りて乗りけるなり。然るを若き湓者共、時の興に申しけるは、方々は騎馬とはいひ難し。騎牛衆と申すべし。何時も馬乗より遅かるべしと、ざれ言をいひけるを、始の程は、互に打笑ひて居たるが、度々申すにより、後には腹を立て、偕は各は、誠に笑ふと見えたり。然らば牛に乗りたる者が遅きか、馬に乗りたる者が何程早き、勝負致すべしといひて、已に一戦に及びけるを、家老共之を開付けて色々扱ひ、悪口いひたる若輩者共詫言致し、漸々無事になりにけり。



續釜山浦へ着船の時毒酒飲む事

釜山浦へ、日本勢着きたる時、敵の退出したる空家毎に、大なる甕に、酒卓散たくさんに、湛々としてありけるに、何者が言出すともなく、此酒共には、日本人をたばからんが爲に、毒を入れ置きたるぞ。一口も飲むべからずといふに依り、諸人恐懼おぢおこれて、酒瓶の側へ、寄付く者一人もなかりしなり。然る所に、或者申出しけるは、此儀、誰が言出すともなければ、實不實分明ならず。若し虚説にてありたる時は、朝鮮の酒を、實もなき説に怯ちて、一滴も飲まずして捨てたると、後の世迄も嘲哂せられん事、口惜しき事なるべし。若し又毒を入れ置きたるが必定にて、自然飲みて一人も死したらば、是猶以て恥辱たるべし。譬へば、知らざる國へ行きて、大河の瀬踏みをし、諸軍勢を渡すも、此毒酒を飲みて、實不實を諸人に知らしめて、飢を助くるも同じ理なり。されば何事にて、我一命を捨て、萬人を助くるが、武士たる者の本意なり。日本を出でし時、捨てたる命なれば、露塵程も惜しからず。我れ此酒を飲みて、諸

人の疑ひを晴らし申さんといひて、大盃を以て引受け、三盃飲みけるに、何の恙もなく、其味甘露の如くなり。故に高麗陣中諸軍勢、澤山に酒を飲んだり。是ぞ誠に世俗のいふ、毒の試にてありけり。されば吳子云、必生則死、必死則生云々。何れの道にも、命を惜しみては、諸人に抽んずる事は、あるまじきと見えたり。

第六 主計頭ちく州に着陣の事、

主計と小西口論の事

一、けぐ州より、ちく州といふ所へ着陣し、所の者生捕り、是より先へ、日本人通つるやと相尋ねけれども、一人も通らざる由申すに付きて、ちく州に二日逗留ある所へ、小西一手の衆亂妨を致し、布木綿の類を大分取り、牛馬に付け來るに付きて、路次の抄行かず。清正、行長へ對面し申されけるは、都へ上着に於ては、卷物の類まき満々たるべし。斯様の物は、何の役に立つべきぞ。此所にて放火せしめ、身軽くしてはいかと申されければ、行長尤と同じて、亂妨者共、悉く放捨す。行長、清正へ



申越されしは、明日忠州の廣野にて参り會ふべし。忠州より都へ兩道あり。鬮取あつて發向すべきの由、申來るに付きて、主計・鍋島・相良同道せしめ、廣野にて參會に及ぶ。小西申されしは、是より都へ兩道あり。東大門口は、南大門口より十里遠し。南大門口は、十里近し。されども大河あり、鬮取に致し、其上にて相定むべきと申さる。主計返答に、某、大門口へ参るべしと申さる。行長腹立し、我儘なる仕方なりと申さる。清正嘲笑ひて、天草にて一揆に立てられし事は、今に覺えずやと、言葉を放つて申されければ、爰にて天草いるべきやと、行長、刀に手を懸けられければ、清正申されしは、小西笑しき様子かな。其規式を、何として天草にては出さざるやと笑ひ、互に言葉高になりければ、鍋島中へ入り、扱もく、斯くの如くの儀、日本秀吉公の御外聞を失ひ、爰にて御討果あらば、秀吉公斯程の思召立、無になるべしと、色色申されければ、兩人尤なりと和睦し、南大門口へは、清正一手の衆押し候なり。都への案内者を、對馬守所へ申遣されければ、徳右衛門といふ通詞一人差越す。對馬守と小西は縁者故、彼徳右衛門と申す通詞は、未だ都へも行きたる事なく、而も

吃を、對馬守遣ひ申さるゝなり。小西攝津守は、主計頭過言を無念に思ひ、木戸作右衛門・日比左近右衛門兩人に申付け、若者共召され、主計が押して行く道筋の舟悉く切流すべしと申付けらるゝに依り、作右衛門自身行き、大河の舟を殘らず切流し、心よげに閑道わきみちして、小西が陣所へ歸る。此儀、主計頭は夢にも知らず。三月十九日ちく州を立ち、都へくゝと押されける。清正先手加藤清兵衛・庄林隼人方より、幅三町に及ぶ大河あり、舟一艘もなし。是に依りて渡り越すべき便なしと、註進致すに依つて、清正自身行き見廻り、若き者共百人程泳がせ、向にある舟を殘らず乗越し、さのみ手間も入らず、渡越に及び、百人の若者の中に、曾根孫六、いかにも川を自由に得たれば、諸人に向ひて、斯くこそ若者はあるべけれと褒美し、刀一腰下行せられける。

### 續 南大門道にて大河を渡る事

本書には、小西内木戸作右衛門といふ者を遣し、舟共切流したると計りありて、川



を越えたる様子なし。本書に記す通り、清正、河端へ自身往きて見給ふには、川向ひには、舟共多く懸置き、陸には敵大勢備を立て、並居けると見えて、白き旗、川風に随ひて翩翩せり。之を見て諸卒氣を屈し、船にて渡さんと欲すれども、求むるに所なし。馬にて越さんと望めども、水深うして而も大河なり。如何すべきと、諸人途に迷ふ所に、清正少しも動顛なく、良久しく守り居給へば、川上より水鳥二つ三つ泳ぎ連れて、向の川岸を、いかにも靜に通るけるを見給ひて、少しも苦しからざるぞ。敵と見ゆるは、いかさま作り物にてあるべきぞ。川心得たらん者共泳ぎ越えて、向ひに見ゆる船共に乗り來れと宣へば、御言葉の下より、曾根孫六、川へ飛入りたるを見て、川だちの若き者共、ひたくと飛入り泳ぎ越し、繋ぎ置きたる船共、悉く取りて打乗り來るに、軍勢取乗り、難なく此川を越えたり。清正さげすみ給ふに少しも違はず。皆藁人形に物具させ、旗は紙にて繼ぎ、立て置きたり。水鳥の遊ぶにて、敵の謀計を知る事、上古より申置きたる事なれども、其時に當つては、名將ならでは、行ひ難き事なり。

加藤主計頭一手大河を越し、都へくと押す程に、清正先備庄林隼人・加藤清兵衛御所より、註進申しけるは、是より巽の方に向つて、家數夥し。通詞も、都たるべしと申す。艮の遠山に、小西が旗相見え候條、早々都への一番入、然るべき旨申越す。清正返事に、兩人申越す所謂れなし。都と見るに於ては、押詰め放火せよとの事なれば、則ち押詰め火箭を射かけ、一塵の煙と焼立つると雖も、朝鮮の帝王は、十日以前御退出あつて、敵一人もなし。かるが故に合戦に及ばず、其旨註進に及ぶ。則ち下さる、御朱印に曰く、

四月十一日之書狀、及上覽候。都一番入放火候得共、帝王退散、軍士一人も無之故、不及一戰之由聞届候。近日帝王捕へ可申之由、氣味能被思召候。彌無油斷可抽戰功候。猶淺野彈正少弼、木下半助可申也。

五月朔日 御朱印

加藤主計頭殿へ



## 第七 清正、朝鮮の都に着き給ふ事

## 王子兄弟生捕の事

一、加藤・小西、朝鮮國の都へ押詰め、跡勢を待つべきと評定し、逗留の内、秀吉公御名代宇喜多宰相秀家並に石田治部少輔増田右衛門尉・大谷刑部少輔、其外日本勢着陣す。加藤・小西、秀家へ參候し、帝王捕へ申すべき人數の、手分を伺ひ申さる。秀家並に三奉行衆申されけるは、高麗の帝王を生捕る手段なれば、道筋手分仕るべきと相定めらる。平安道へは、小西攝津守一手、はんはい道へは、黒田甲斐守一手、かせんほへは、小早川左衛門一手、ゑあん道へは、加藤主計頭一手、かあむ道へは、毛利壹岐守一手、其外日本勢は、釜山浦と都迄の間、傳ひくゝの城へ籠置かる。主計頭はゑあん道、東良を指して、押させらる。都を出でて十三日と申すに、ゑあん道の差口、あんへんといふ所に着陣し、彼所にて、鍋島を待合すとして十日逗留し。五月十六日、清正も鍋島も諸勢共に、あんへんを立ち、三日行き、長橋といふ所

に着陣す。然る所に金官といふ朝鮮人、高札を立置く。意趣は、帝王李哈は、大明國へ御退出、王子御兄弟共に、是より奥へ御通りある由、委細に書す。清正、美濃部金太夫といふものに讀ませ、喜悅をなし、王子捕へ申すべきとて勢ひ、笑を含まれしに、鍋島申されけるは、異國の習、斯様に遠路切所へおびき込み、此方の者をつから愧かし、討取り候はんとてだての方便なるべし。誠ぞと御心得ありて追過ぎなば、不覺御取あるべし。第一我等者共は、都より十六日路、此炎天に、大難の切所を押し候へば、草臥十方なく候。當所は米・大豆卓散なる所なり。逗留ありて、都へ御註進候て、一左右次第に、都へ御引取然るべきの由申さる。清正返答に、此札を朝鮮人の立てたると、加州は存せられ候や。全く其儀にあらず。天照太神宮・八幡宮の、御立てなされたる札なり。神慮に任せ押詰め、王子を生捕り申すべし。加州は此所に御待ら候へとて、金官を先へ押立て、清正手勢八千、先へくゝと押詰め、長橋より、明けても暮れても、東良を指して押す程に、都を立ちて六十八日、鍋島に分れて五十二日と申すに、おらんかいの境なる、ほいれくといふ所に着陣す。王子は、ほいれくの城に入



れ置く。此ほいれくといふ所は、日本にては、八丈が島・硫黄が島などの如くなる流罪人の居所なり。朝鮮國の内なり。三里四方に野あり、其中に山あるを、石垣を築き、城のやうに家を作り、都よりの流罪人を籠め置き、廻の野を開き、粟稗を作り、渡世を送り候。然る所に、其城に之ある代々の流罪人共一味して、王子は、我々の爲めには敵なり。此時王子をたばかり、日本人へ渡し、日頃の鬱憤を散じ、我々榮花に奢らんと謀り、悉く御所へ呼入れ奉る。御兄弟、兄をばいもはい君と申し、御弟は、しゆの君と申し、左大臣を、ほくんといひ、右大臣を、はんしんさうといふ。其外月卿雲客十二人の后、次々の女官迄、已上二百餘人籠め置き、清正へ、金官を以て註進に及ぶ。清正夜もすがら、總軍兵へ觸れられしは、明日段々の備にも構はず、一騎駈に、ほいれく指して來るべしと觸廻し、夜も明方になりければ、清正祕藏の、はね月毛といふ、くついらすの馬に乗り、眞先に駈けられけり。一二旗本の軍勢入亂れ、思々に駈寄する。清正、金太夫を呼び書を書かせ、王子を渡すべしとの事を言遣られければ、城中より返答に、王子を捕へ置き候城中の者共、一々安堵の領知を

を下行し給ふに於ては、城中にて渡すべしと申越す。清正返書に、兎も角も申す如くにすべしと、言遣られければ、城中の者共喜悅し、門を開き、清正共に四十五人、城へ入り給ふ。彼城の流罪人、元より内通の事なれば、手向ひにも及ばず、王子の供を勤めし二百人餘の者共、生害に遭ふと心得て、半弓に矢をはげ、一度に放さんとす。清正、巾着より印判を取出し押して渡す故に、半弓を持ちたる者共判を取りて、一度に弓を捨つ。異國の人は、難に及び命を助くる時、印判を見ざる内には誠にせず。内々此儀を、清正聞置かれける。武道に達せしに依り、早く出し合せ、急難を遁れ給ふ。王子御兄弟官人、共に残らず請取り、鏡の城に籠め置き、随分馳走をなし奉るべき旨、寺田久太夫・前野助兵衛を申付け、歩行の侍の内に、辯舌の達者なる者を、五人選み出し、飛脚に申付け、淺野彈正所迄註進に及ぶ。狀に曰く、

謹而致言上候。去る五月十六日都を立ち、忍あんど丑寅を指して、六十八日押詰め、王子御兄弟並官人都合二百餘人生捕り申候。帝王は、大明國へ御退出之由、王子被仰候。二六時中、帝王を生捕り可申と心懸候に付而、神慮に叶ひ御威光



を以て、如斯御座候。朝鮮國微弱之國故、今迄不及一戰候。因茲仰にては無御座候へ共、おらんかい程近く候間、彼面へ罷越し、日本太閤様御弓矢之風義見せ可申と存じ、明日發向仕候。彌可抽忠戰候。王子官人之書付、別番に差上候。右之趣宜預御披露候。恐々謹言。

七月廿五日 加藤主計頭清正

淺野彈正少弼殿

一、右の飛脚名護屋へ到着す。折節秀吉公御前に、家康卿利家卿其外滿座して、歴御咄申上げらるゝ所へ、右註進の狀、彈正差上げらる。秀吉公御披見なされ、御手を打たれ、何れも此狀見られ候へ。朝鮮國の王子を、主計生捕りたるとの書狀なり。さてもく手柄此上あるまじきと仰せらる。家康卿利家卿申上げられしは、さすが御先手を仰付けられたる者程御座候由申上げらる。太閤一入御機嫌宜しく、御感狀を下さるゝ。書に曰く、

七月廿五日之書狀被加御披見候。高麗國之王子兄弟並官人等二百餘人生捕之

由、無油斷働故と被思食候。都を打立ち六十八日、炎天を不指除押詰むる事、可爲武門棟梁。おらんかい國へ罷越し、殿下之御弓矢之風義見せ可申之由、無越度様に可申付候。仍爲褒美吉光之脇差並黃金五百兩遣之候。歸朝之上、一稜領知方可被爲拜領候。猶淺野長束可申候也。

十一月十四日 御朱印

加藤主計頭殿へ

一、秀吉公御前の様子は、淺野彈正所より、委細申來るに付きて、爰に書付け候なり。

### 續 王子御兄弟を追ひ奉り威鏡道押行く時の事

王子御兄弟の跡を、追ひ奉りて行きける時、晝夜百日餘り、具足を脱がずして、長路を押行きければ、老人は申すに及ばず、年若き者も、身瘦せ細りて、胴に合ひたる具足なれども、殊の外廣くなりて、着悪くなりて、諸人迷惑致したり。常々少し狭くして、一寸も一寸五分も、脇板の合はざるが、後は合ふものなり。殊に長の高き

王子御兄弟を追ひ奉り威鏡道押行く時の事



は、一入着悪き物なるとて、清正家にては、少し狭く短き具足を、用ひ居たる事なり。具足の請筒指蜘蛛の壺金、幼稚なるは悪し。右の長陣の時、切々雨に濡れ風に轢うまれにくさりたりしが、大きなるしなひ差したる者、横風に、壺金を一戦前に吹折られ、殊の外迷惑したる者ありたる故、是より清正家にては、蜘蛛の壺金を、片方に二つ宛、兩方に四つ打ち申候。萬づ武道具は、長陣に損ねざる心得が第一なり。

同長路押行きけるに、或時糠のなき所に陣取りたる事ありければ、馬に飼ふべき糠なくして、如何すべきと迷惑しける所に、藁を細にすさの如くに切りて柔にして、大豆に合せて飼へと、清正仰せられて、馬共に飼ひけるに、いかにもよく喰ひ侍る者なり。

陣押の道中にて、相陣にて、或は父子、又は兄弟、其外にも、近き親類を一所に組せて、陣屋を張り申され候なり。此故は、互に氣遣ありて、不作法致さる物なりとの事なり。

右同咸鏡道押行きける時に、或野の原にて、人馬の息を休め、晝の破籠を取出し喰ひけるに、十六七になりける小姓、破籠を持たず。故に諸人の喰ひぬるを、守り居ければ、其者の伯父が見兼ねて、我が持ちたる焼飯を一つ呉れけるを、清正御覽ありて、小姓の伽やせしや車だても、時に依り所に依る事なり。今此時に、華奢風流は不都合なり。總じて老若に依らず、其時其事に隨ひて、一つ守る事を忘れざるが、武士の嗜といふ者なりと仰せられ、今日破籠持たざるは、不嗜の志輕からず、過代として、馬召上げられたり。又焼飯呉れたる伯父も同罪なり。甥が若輩なる故、軍中の様子知らずば、萬づ指南して、心懸あるやうにこそ、致すべき事なるに、今清正が見る前にて、破籠呉るゝ事、一入不届なりと仰せられ、同罪に、馬取上なされ候なり。此後は、父子兄弟も、互に破籠呉るゝ事致さる故、老若上下、腰辨當を絶やさず持つとなり。

### 續王子御兄弟生捕の事

本書の通り、ほいれくといふ所へ押詰めける時、城中より、書翰を以て申越しける



は、王子御兄弟、此城の中におはしますなり。諸卒の命助けられ、安堵の領知下行し給ふに於ては、相違なく王子渡し奉るべき旨、申越しける時、清正斜ならず喜び給ひて、則ち返書を、本書の通り認め遣しければ、又重ねて申越すは、明朝王子渡し奉るべし。さり乍ら城内へ、多勢入れ申す儀はなり難く候。清正に對面し、直に相渡し申すべく候間、上下十人に過ぎず、小勢にて御入あるべし。然るに城中糧盡きて、王子二三日、何にても聞食さず候間、朝餉を御支度候て、上げらるべき旨申越すに依り、其旨急度支度致すべし、明くる卯刻に、いかにも小勢にて、城内へ入るべきと仰出されし時、家老共申しけるは、是は勿體もなき儀なり。敵、大將をたばかり入れて、討ち奉るべき質<sup>てだて</sup>にてやあるらん。若し又さなきにして、案内をも知らざる大國の城中へ、小勢になりて、うかくと入らん事、深淵に望みて、薄氷を踏むよりも猶危し。唯御大將を、敵の見知る事に候はねば、誰にても御名代に仰付けられ、御馬印渡され、恐れ乍ら清正なりと名乗りて、王子を請取り申すべしと、頻に諫め申しければ、清正仰せられけるは、尤汝等が止むる所も一理あれど、我家來の者を、偽りて清正

と名乗らせ、大國の王子を請取り奉るべき事、本意にあらざれば、天罰遁れ難し。日本を出でし日より、我命をば、朝鮮國の苔に埋むべきと思ひ定めたるは、此王子を討取り奉るべき爲め計なりしに、今此所に於て追付きし事は、我が弓箭の、冥加に叶ひたる故なり。然るに今身命を惜み、若し王子を取遁し奉りて、他人の手に渡すならば、此度粉骨を盡したる事、皆空しくなるべし。時至而疑道之所止也とあり。若し又敵たばかつて、我を討たんとするとも、容易くは討たる、事あるまじ。縦ひ運命盡きて討たる、程ならば、王子御兄弟をば、遁し申すまじきぞ。清正が一命を捨て、此國の王子御兄弟を討捕るに於ては、弓矢取る身の面目、之に過ぎたる本望あるべからず。昔が今に至る迄、將不勇則不銳といふ事を、知らざるやと宣ひ、朝餉の支度出來候と、究竟の勇士共に、或は辨當を持たせ、又は樽肴など持たせて、色々の役者に仕立て、五十餘人、卯の上刻に、城中へ入りたる事なり。王子御兄弟請取り奉りし事は、本書の如くなれば、誌すに及ばざるなり。



第八 清正、おらんかい表の働の事  
ゑんたん落城の事

一、清正は、おらんかいの様子を、ほひれく人に、通詞を以て尋ねらるゝに、おらんかいと申すは、弓の上手にて、心も甲斐々々しき國の由申す。清正手を打ち、日本人の弓矢の風を、おらんかい人へ見せん。道はいか程ありや。是より四里半程行けば在家あり。夫より一里行けば城あり。猶一日行き候へば、おらんかいの都の由申しける。さらばほひれくの者、案内者を仕るべし。彼所へ押寄すべしとて、味方討なき印に、ほひれく人五百に、南無妙法蓮花經の文字を書き、笠に付けさせ先へ押立て、おらんかいの内ゑんたんといふ城に押詰め、人馬の息を入れ、明くる早天に、ゑんたんの城へ押寄せ、鬨を喧と作りかけ、鐵炮を放し懸く。異國の習に、前は堅固に圍ふと雖も、後は深山高石垣を頼み、防手は之なき故に、ほひれく人へ、日本人を交へ押詰め、清正は手勢六百にて、後の山へ上り、五十人卅人持の石を、鐵挺かたてこに

て掘崩し、山上より下へ落し懸けく、大鐵炮を打入れけるに依つて、大將るんでん相叶はず退散し、城を開渡し、降人に出づる。爰に森本義太夫・貴田孫兵衛といふ者、おらんかいへ取懸けらるべきとの評定の夜、不慮に口論す。仔細は、清正申されけるは、ゑんたんの城にて一番乗は、誰たるべきと申されければ、義太夫申すは、誰々と候とも、某仕るべきと申す。孫兵衛申しけるは、御前に人もなきやうに、物を申す勢うつけ虚者かなと申し、兩人既に討果さんとしけるを、清正中へ入られ、さすがの武士共かな。今夜の命を、某に呉れ候へ。明日の事に仕るべしとあれば、畏り入ると申し、兩人共に、我陣屋へ歸りける。義太夫は、罷歸ると飯を食ひ、腰兵糧を調べ、夜の内に、ゑんたんの城へ押詰め居たり。夜明方に、孫兵衛も、諸人に先立ち押詰めたり。義太夫申しけるは、今來りたるほれ者は孫兵衛か。返答に、尤なり、互に仕るべきと申す。義太夫言葉の下より、ゑんたんの城の大手の門へ駈入り、おらんかい人と組合ひけるが、終に首を取りける。孫兵衛も、續いて駈込みしが、大の男、背八尺計もあるらんと見えし者と組合ひしが、終におらんかい人の劔に突かれ討



死す。おらんかい人七百卅打取り、味方討死七人、雜兵共に廿七人、落城の後、右の段々義太夫申上げしかば、清正申されしは、さすが義太夫なり。孫兵衛不便の次第なりとて、義太夫には、五百石の加恩あり。孫兵衛は、子なき者なれば、兄弟なりともあらば尋ねべしとありて、歸朝の後、弟を呼出し、孫兵衛跡式を下行せられける。

第九 清正陣所へ、おらんかい人夜討、則ち唐人等

敗北の事。附 清正内裏へ押詰め火を懸くる、

帝王都を落ち給ふ事

一、清正は、ゑんたんの城乗崩し、其夜は川上に野陣を張り、總軍勢へ觸れられしは、おらんかいの都程近し。定めて夜討を仕かくべし。少しも油断仕るまじと、手堅く觸廻されける。案の如く其夜半時分に、おらんかい人、三千計にて取かけ候。清正方にも篝火を焚き、鐵炮を段々に備へ、油断なき所へ、おらんかい人、太鼓を打ち、半弓を射懸け候に付きて、三宅角左衛門、坂川忠兵衛、小關平助、赤星太郎兵衛突いて出

で、鐵炮を打たせ相戦ふに付きて、二百卅一人打取る。おらんかい人は、朝鮮人よりすぐやかなる國とは申せども、中々日本勢の戦とは、三分一にも見えたり。偕清正下知せられしは、人數の多少を、敵に見透されてはなるまじとて、追付此方より逆寄にせんとて、清正打立ち、夜中に二三里程押詰め、明くる早天に、おらんかいの都へ着陣し、山上より、おらんかいの都を見下せば、日本の都二つ程もあるやらんと見えし。中々夥し。清正下知に、五百挺の鐵炮を、山上より揃打に、大貝を吹立て、曳々聲を上げべしとの事なれば、軍勢勢ひ、大鐵炮を打ち貝を吹き、関を嘯と揚げしかば、微弱の國の習にて、則ち帝王、内裏を開けて遁れける。庄林罷出で、附き申さんと申しければ、清正返答に、小人數にて、従ふといふ事あるべしや。後勢も續かず、一旦の勢迄に押詰め、日本の弓矢の風を見せん爲めなり。追討も無用なり。唯放火すべしとて、一番に内裏へ火を懸け、方々へ手を分け、火箭を射懸け焼立て、一塵の煙と燃上る。清正、軍兵共に觸れられけるは、おらんかいの都放火せし此利に乗り、朝鮮の地へ歸陣すべしと、おらんかいより五里引取り、山陣を構



へらるゝ所に、おらんかい人三萬餘、清正陣所へ寄せ懸くる。彼國の軍兵と見えて、半弓五千張程、先へ押立て、太鼓を打ち半弓を射懸け、狼の鳴きけるやうなる聲を立て、懸り來る。清正申されしは、ほいれく人は叶ふまじ。總軍勢眞丸に三段に備へ、敵に取合はざるやうにと乘廻し、自身ばれんを振り、時分はよきぞ懸れ、首を取るまじ、鎧を入れよくと下知せられしかば、詞の下より、和田備中井上大九郎、大木土佐、一番と名乗り、鐵炮放つと同じく、鎧を入れしかば、おらんかい人押立てられ、一度に瞳と敗北す。然りと雖も敵は大軍なり、後陣の軍兵入替らんとせしに、頃は九月十二日、寒國の事なれば、山上より、霰交りの雨降懸り、山下へ吹かくれば、叶ひ難くや思ひけん、敵軍段々に、操引に退散す。清正申されしは、我れ山上を陣取りし故に、今日の急難を遁れしぞかし。附けな從ふたと觸廻し、おらんかい人の死骸を算へければ、九百七十三人討取る。味方討死侍九人、雜兵七十九人。其夜は野陣を張り、篝火を焼き、翌日朝鮮國へ歸陣せんと用意せし所に、又おらんかい人一萬程にて、太鼓を打ち半弓を射懸け、一文字に懸り來る由、遠見の者より註進に

及ぶ。清正備を立て、今日の殿しつぱらひは大事なり。某殿して退くべしと、二百挺の鐵炮を備へ、左右に歩立の侍二百人、鎧を持たせ折敷かせ、靜に繰引に引かせらるゝ。おらんかいの先將れんめんといふ者、清正の出立を見、半弓を六七百張、段々に押立て矢を放つ。清正少しも騒がず、敵間卅間程、間近く引寄せ、百挺づつ鐵炮を放させ、時分はよきぞ、鎧を入れよと下知せらるれば、阿波伊兵衛出田宮内森本儀太夫、一番と名乗り、瞳と突入りしかば、おらんかい人追立てられ、一度に瞳と敗北す。亂れ立ちたる大軍故、東西南北へ逃げ散る。清正之を幸ひと、朝鮮の内きせくといふ所迄歸陣し、きせくに十日逗留し、人馬の足を休めつゝ、軍功の者共に感狀を遣し、きせくより五日東へ行き、せいしうといふ所に着陣す。此所に、せるとうす將軍、人數を集め居住の由申すに付、所の者に案内者を申付け、先へ押立て、せるとうす屋敷が前に着陣し、鵜平次、井上大九郎、小代下總此三人、鐵炮二百挺相添へ、せるとうす屋敷が前のかさ、ゐんきんといふ所へ差向ふ。清正自身は、百挺の鐵炮を先へ押立て、侍分に鎧を持たせ、二百人歩にて召され、殘る勢は、ゐんきんの二方を取



卷かせ、一度に閨を作り懸け、鐵炮を放し懸くれば、せるとうすも、鐵炮を打たせけれども、中々をかきし鐵炮にて、思ふやうに中らざり。清正下知をなし、堀を二三間踏破り押込まれば、相叶はず、ゐんきんの前へ逃げんとせしを、小代下總鶴平次・井上大九郎下し合せ、せるとうすを生捕る。せるとうす將軍、年は五十四、背は六尺五寸あり。かすをひげにて大の男なり。此所にて後藤といふ通詞を一人生捕る。此後藤といふ者は、日本松前の者なり。獵船に乗り風に放され、せいしうへ着きて、廿年彼所に居住するに依つて、おらんかい口をも、朝鮮口をも、日本口をも、自由に使ひ、能き通詞故に、清正重寶せられ、則ち次郎と名を付け、彼方此方へ、案内者を申付けられし。せい州より天氣能き時は、日本の富士山、殊の外近く見え候。彼の所よりは北なり。せい州にも、昆布にて家を葺き、人民居住す。おらんかい・高麗境にての事は、是迄なり。

### 第十 清正、鏡の城へ歸陣。おらんかい人 狼藉糺明の事

一、清正申されしは、おらんかいにて合戦に勝利を得、都は放火しつ。せるとうす將軍は生捕り、最早思置く事なし。王子を籠め置きし鏡の城へ歸陣すべしとて、後藤に尋ねられしは、是より鏡の城へは、最前押詰めし如く行くや、又近道はなきやと尋ねられしかば、鏡の城へは、是より五日路なり。最前の如く御歸陣あれば、九日路なり。近路を能く存じたと申すに付き、せい州より三里跡へ戻り、横道に歸陣せられしに、河向のおらんかいの内に、家五百計もあらんと思ふ在家に、三百人程取出で、其中より三人、清正を招き、尻を捲り叩き笑ふ。其時清正怒をなし、悪き奴原が仕方かな。鐵炮を放し懸けよと下知なれば、一度に鐵炮を、つるべ放しに打懸くると雖も、程遠き故中らず。清正、後藤に申されしは、此川の渡瀬はなきか。則ち此一町下渡瀬と申すに付きて、總勢打入り、向へ渡り上るを見て、悉く逃込み一人も居ず。後藤を以て、彼所の者にいひやられしは、此おらんかいといふ國は、日本にて、ゆめく知らざる國なり。朝鮮にて聞及びしなり。おらんかいは弓の上手、武勇も達したると聞きし故、日本の弓矢の風を見せん爲め、是迄押詰め來り、都



を放火し、ゑんたんの城を攻崩し、數度の合戦に、勝利を得しぞかし。日本の帝王の敕定にてもなし。其方などへ宿意もなし。今日當所の向ふを通りしに、おらんかい人數百人、此所に出向ひ、清正に尻を叩き見せ、狼藉の次第言語に及ばず。中にも頭立ちし者三人あり。彼者を搦め、此方へ出で渡さずば、是より十日も廿日も發向し、おらんかい人中、悉く黒土になすべしといひやられしかば、おらんかい人返答に、清正の御所存至極せり。彼者搦め差出すべきと申し、三人捕へ、清正の前へ引出し、首をあてに据ゑ、劔を之にあて、槌にて打つと、則ち首は、一間計り先へ飛落つ。三人の首を斬り、清正へ詔言すに付、清正も、和平をなさるゝ禮として、羊の皮百枚持參し、一禮を申す故、清正も心よげに又川を越し、元の如く朝鮮の地へ歸陣し、鏡城に着陣し、王子兄弟へ一禮を申し、通詞を以て、王子へ申されしは、おらんかい面の働、委細に申さしめ、せるとうす將軍を捕へ、搦め置く段申上げ、則ち清正、王子の前へ罷出でらるゝ。王子は、高間におはします。其次にほう君、其次に清正居らる。せるとうすを呼出し、王子叡覽なさる。せるとうす、縁迄も上り得ず、白洲に平伏し、

首を地に付け涙を流し愁歎す。暫くあつて、首を砂にきつく打付ける故、額より血流れ出づる。清正、後藤を以て、自害すべきと存するやと尋ねらるゝに、涙を抑へ申すは、我は其昔、小身なる者なりしを、此王子の御父御目利を以て、國を下し給はり、武官を授け、都より南、京畿道・忠清道・慶尙道・全羅道、此四道の武者大將は牧會判官、江原道・咸鏡道・黃海道・平安道、此四海道の武者大將はせるとうすと、定め置かれしを、其甲斐もなく、一一合戦もせず、斯くの如く王子を、日本清正へ生捕られし事、屍の上の恥辱、是非に及ばず。日本人今少し緩々と追詰むるに於ては、國々へ觸遣はし、人數を集め、一戦せんと思ひしに、其儀に任せず、王子を生捕られ、我等も斯くの如く囚人になりし事、生々世々迄も、口惜しき次第かな。いかで二度龍顔に對せし事、何の面目かあるべき。せめて死したらば、斯様に悲しき目には合ふまじきを、警固厳しく自害もならず、力に任せぬ浮世、兎角申すに及ばずと泣き悲しむ。王子を始め清正も、せるとうす申分至極せりと、落涙に及ぶ。



## 第十一 清正、王子官人等召具し吉州へ歸陣。

## 梅天と軍の事

一、清正鏡城にて越年し、王子並に官人等召具し、谷峯大河を越え、都の方、吉州といふ所へ歸陣し、蓮下といふ所に宿陣す。然る所に、かくなみ人梅天といふ者二萬計にて、梁養山といふ山上に陣を取る。清正歸陣の道に、人數一萬計陣を張る。是に依つて清正も、其様子を見届け下知せられしは、かくなみ人、我と一戦と定めたる様子なり。明朝の合戦には、我れ先をすべし。横鍵を吉村吉左衛門・出田宮内・森本儀太夫。二番、加藤清兵衛・庄林隼人・山口與三右衛門・加藤美作・片岡右馬允・長尾安右衛門。三番、小代下總・佐々平左衛門と、段々に定めらるゝ。吉村吉左衛門進み出で申すは、明日の御先、御自身なさるべきとの儀、御尤には存候へども、大將のあらごなし、承りたる事も御座なく候。先手の内に御加はりなされ、御下知はなさるべし。明日の先手、某に仰付けられず候は、八幡大菩薩、只今切腹仕るべきと申すに付き

て、然る上は是非に及ばず、吉村先を仕候へと、其儀に任さる。吉村跡に、山岡肥前を加へらるゝ。夜中にしたゝめの用意を仕濟まし、辰の一天に、梁養山の道筋吉州へ人數を押させらるゝ。かくなみ人は、待設けたる事なれば、大將武伯、一萬の人數を三手に分け、山上の二萬の人數は、梅天、下知をなし、一萬山下へ押下げ、助勢の體なり。武伯先將にかり旗を振り、半弓を千張程二度に射懸け馬を入る。清正先手吉村一備、何れも馬より下立ちて、鍵を持ち折敷き、鐵炮ひたゝと打たせらる。武伯鐵炮に打立てられ、引色に見えし所を、清正、吉村備に居られけるが、團振うらばり自身馬を入れ、鍵を入れよゝと下知をなす。大將吉村一備、面も振らず眞丸になり、鍵を入るゝに付きて、かくなみ人追立てられ敗北す。吉村は、かくなみ人山春といふ者と、馬上より組合ひ落ちし所を、阿波伊兵衛落合ひ首を取る。かくなみ二番備、太鼓を打ち懸り來る所を、横鍵二番の人數、鐵炮を打たせ鍵を入るゝに付きて、相叶はず山上へ引取る。之を幸と、清正總勢眞丸に備へ、吉州へ備を入れらる。鍋島加賀守・相良宮内少輔は、長橋と申す所に在陣故、迎として自身も出でられ、



吉州に出丸を構へ置き候。是へ清正御居城なさるゝやうにとの用意仕る由、加賀守申されければ、清正喜悅し、さらば入城仕らんと、出丸に移り加州を呼び、王子を拜しさせ、おらんかい表の働、昨日かくなみ人に手を碎きし物語を致され、扱吉州は所がら、都に劣らざる自由よき地なり。吉州より安平迄十三日路は、清正持分として、年貢を收納すべし。其外は大分の事なれば用捨すべしと、所々の人數を定めらるゝ。吉州には、加藤清兵衛・片岡右馬允・加藤傳藏・永野三郎右衛門・原田五郎右衛門・天野助左衛門・山口與三右衛門、以上七人を將として、千五百籠め置き、さうとうには、近藤四郎右衛門・岡田善右衛門・佐々平左衛門を將として五百、たんせんには、加藤與左衛門・九鬼四郎兵衛・出田宮内・井上大九郎を將として五百、りせくには、小代下總・大脇次郎左衛門・長尾安右衛門を將として五百、ほくせんには、吉村吉左衛門・堤權左衛門を將として五百、はんかには、多田茂左衛門・並河金右衛門を將として五百、はつかいには、坂川忠兵衛・和田備中・大木土佐を將とし五百籠め置き、清正は、安平といふ所に居住すべし。加州の人數は、今迄の如くたるべしと相談し、

加州は歸宅に及び、さて清正は、あんへんへ行き、城普請經營し、移徙ありて、數日の苦勞を、少し休息せられし所に、鍋島近邊の者共一揆起り、苦々しき體註進に及ぶ。清正一通の狀を送らるゝ。書に曰く、

其面一揆發り候由、書中之通承届候。如何にも丈夫に被討果可然候。其方之人數にて難成候は、無御隔心可被仰越候。左様之事遅々候て、唐人め、内甲を見候は、隣郷隣郡へも移可申候間、可有御心得候。最前紙面にも如令申、唐人との武篇は、ためらひしては、流矢の一つも被射當候て悪しく候。萬人の中へも、只一騎乗込み候へば、中々手にたまる事にて無之候。其段下々へ可被仰聞候。貴所御わかやき御尤に候。恐々謹言。

十一月十七日

加主清正

鍋島加賀守殿御陣所

右の本に書く所の人の名、時分相違あるなり。三宅角左衛門、此時は三宅喜藏と申すなり。和田備中、此時分、勝兵衛、大木土佐、此時織部、加藤美作、此時近藤作右衛



門と申し、なり。本書の名は後に付きしなり。

續撰清正記 卷第二終

續撰清正記 卷第三

第一 大明敕使に清正對面、大王よりの敕書

披見の事。附返書并美女殺害の事

一、重ねて鍋島所より註進に、一揆残らず退治の由告げ來る。清正心よげに鹿狩など興行し、休息の所に、遠見の者方より註進に、大明人、あんへんを指して參上仕る由申越す。清正返事に、朝鮮人ならば、能く見届くべし、大明人ならば合戦に及ぶべし。大明にても小勢ならば、此方への使たるべし。其旨重ねて申越すべきとの儀なり。重ねて註進に、大明國の官人敕使なり。上下卅人、馬上の上官一人と申越す。敕使、程なく清正陣所へ參着し、通詞を以て申すは、大明國北京大王よりの敕使なり。大將清正に、對面すべきと申すに付、陣屋の掃除等申付けられ、種々の饗應もてなしを



す。清正其時の裝束には、火威の具足を着し、銀の梨打甲を着、とひやう鞞を腰に付け、太刀刀を差し、重藤の弓を持ち座に着き、扱使使清正に一禮し、大王よりの敕書を渡し、通詞を以て、叡慮の通を申す。意趣は、日本は、昔中華帝王の下にて、七つの一霸王なり。百王の約束をなし、王號を許し、毎年貢物を納め來りし。近代は、左様の事をも取失ひ、剩へ今又日本小國の王の權臣太閤秀吉、人數を差渡し、朝鮮へ發向し、狼藉の段、叡慮穩ならず。是に依つて日本勢誅伐の爲め、四十萬の人數を差向け、れうとう境迄差出す所に、一戰に及ばず、小西行長を始め、日本勢悉く武器を捨て、逃げ退く。朝鮮の都迄追詰め、都に之ある宇喜多秀家を先として、何れも討取り、釜山浦を限り、朝鮮國の内に、日本人といふ者一人も之なし。清正計なり。さり乍ら清正は、法度を能くし、科なき者を斬らず、慈悲深き者の由、兼ねて叡聞に達す。朝鮮國王子並に朝鮮第一の美女を、清正手へ生捕りし由。右の面々此方へ相渡すべし。然るに於ては、數千艘の船を北京より仰付けられ、清正異議なく歸朝させらるべきとの敕使なりと申す。清正、敕定の意趣を承聞し、四百餘州の大王

の御繪旨を、秀吉が家老として拜見仕る段、生前の大幸なりと頂戴し、敕使をも馳走あつて、引出物として、日本小袖一宛兩使へ出さる。敕使も此様子を見、喜悅をなし、五日逗留に及ぶ。其間に鍋島陣所の長橋へ使を遣し、美女を差越さるべき旨申遣す。鍋島返答に、此美女は、太閤へ差上ぐべきとの所存なれど、何篇も清正の下知に従ふべしとの仰なれば、如何様にも清正次第とて、侍一兩人美女に相添へ、あんへんへ差出す。美女參着せしかば、王子兄弟並に美女をも敕使に見すれば、紛なき此王子此美女の事なりといふ。其時敕答を相調へらる。意趣は、朝鮮國王子の儀は、太閤に問はずして、其方へ相渡す事ならず。美女は敕使の前に置く。平安道へ働く小西行長は、日本の堺の浦の町人なり。宗對馬守縁者故、朝鮮大明への案内者に付、彼道へ差向ふ。日本太閤が本の武將といふは、加藤清正なり。四十一萬の人數を差越さるべし。幸ひ能き所に居住す。此太山を能く越すとも、一日に一萬ならでは越えまじ。一日に一萬づつ、四十日の内に輒く討果し、直に北京へ押込み、宮殿樓閣悉く燒崩し、大王をも生捕り、朝鮮王の如くにし、日本へ渡すべしと認め、



豊臣朝臣清正と書判をする、敕使に相渡し、扱美女を外にて渡すべしとて、はたも  
の木にあげ、穂長の鍵にて、自身竿刺に突通すを、敕使見届け、舌を震ひ怯ぢ恐れ歸  
國して、鬼上官と、大明國迄も風説す。

續朝鮮國の美女殺害相違の事

鍋島加賀守家來の者の取りたる朝鮮第一の美女を、清正自身鍵にて突殺して、大明  
國の敕使に見せられたると、本書にあり。是れ虚説なり。終に此物語致したる者  
なし。此儀、偽の仔細を、能く鑑みらるべし。初卷に記す如く、佐々陸奥守、武道の  
みにして、文道を知らざる故に、肥後國治まらざる事を、能く清正見及び、文道の端  
をも行ひ、慈悲を以て治めば、治まらずといふ事あるまじきと窺ひ知りて、前篇に  
記す如く、一戦もせずして、肥後國治められたる故、今高麗國退治の兩大將の其一  
人に選ばれ給ふ人が、謀になりとも、君子の道をこそ行ひて見せ給ふべきに、匹夫  
の勇を學び、美女を自ら殺害致さるべき理なし。第一此美女に咎なし。古語にも、

剛刀雖利不斬無罪とあり、又生而勿殺といふは、無罪而討則殺之とこそあれ。

清正若年の時、肥後一國を治むるにさへ、大人の道の端を學びて、無爲に治められ  
たる人が、大國退治の其武將に備はりたるに、罪なき女人を、軽々しく自身鍵にて  
突く事、思も寄らざる事なり。其上朝鮮人なりと、あるまじき事なるに、況や大明  
國の敕使が、此小勇を見て恐るべき事、曾て以て之あるべからずと、却て笑はれ、誠  
に本朝の恥辱たるべき事なり。

第二 清正おらんかい・朝鮮人等軍の事

井唐人敗軍、都靜謐の事

一、宇喜多宰相並に三奉行連判にて申し來るは、都表一揆起り、釜山浦への往還自  
由を得ず、早々引返し、都を守護し然るべき旨、飛脚到來す。清正書狀披見し返答  
に、早々引取り、都を守護すべきと雖も、吉州方に人數を籠め置く間、呼集め罷上る  
べき旨申遣す。然る所に、吉州に籠め置かるゝ七人の者共方より申越すは、朝鮮お



らんかい人、猛勢にて城を攻め候由申來る。清正書狀披見し、後詰の爲とてあんるんを打立ち、長橋へ着陣し、鍋島へ、右の段々語られしかば、鍋島返答に、吉州迄飛脚を立て、切拂ひ來るべしと仰遣さるべし。我々持分も、是より三日路四日あり。同名の者を始め、召置き候へども、自然斯様の儀申來るに於ては、捨すてにすべしと申さる。清正返答に、加州は左様に候とも、我等家來の侍、難儀に及ぶを見捨つる儀仕るまじ。以來迄の爲めにてもあり、清正迎に參り、難儀に及び候はゞ、清正一所に討死すべし。さらば王子を預け申さんとて、王子並せるとうす迄鍋島に預け、吉州へ着陣し、順覽あれば、おらんかい人、朝鮮人、一二萬もあるらんと見えしが、城を打圍み攻めにけり。清正下知せられしは、大將の備を見定め、鐵炮を一度に放し、鑓を入れよと下知をなし、敵陣東の山の尾崎に、五色の旗見えたり。庄林隼人・鶴平次・小關平介申しけるは、旗のある所大將なり。あれへ懸り申さんと、妙法の旗を押立て、一度に鐵炮を放し懸け、嘩と突懸りしかば、敵陣颯と引退く。城中より之を見て、門を開き突いて出で、一時計の戰に、城中城外に、首三千二十討取り、勝鬨を

上ぐ。山口與三右衛門は、敗軍の敵を深追して、中途を敵大軍に切取られ、手勢共に卅七人討死す。味方討死の侍七十五人、雜兵二百十一人なり。清正鎧に、半弓の矢三ヶ所中ると雖も、小疵にて、頓て平癒す。扱軍功を抽んでたる者共に、感狀褒美を遣し、討死の者共の死骸等、灰になすべしと、庄林隼人・齋藤立本に申付け、能きに計らひ、人數を集め、段々に備へ、心靜に陣拂して、都地指して押させらるゝ。清正は、鍋島陣所の長橋へ出で、預け置かれし王子並に官人せるとうす請取り、清正手勢鍋島・相良勢も、都に着陣し、大家を請取り、王子を籠置かる。然る所に秀家並に三奉行衆より申來るは、朝鮮一揆の奴原、傳奏館に楯籠り、狼藉仕る條、彼表へ押詰め退治あるべしと、使者來るに依つて、傳奏館東口へ清正、南口へ鍋島、西口へ相良勢に、清正家來吉村吉左衛門、加藤美作を加へ押向ふ。清正は、件のはね月毛といふ沓いらすの馬に乗り、先勢の中に入り、下知せられし時、館中より半弓を射立て、突いて出づる。此方よりも鐵炮を放し懸け合戦す。一番飯田角兵衛・赤星太郎兵衛・新美藤藏鑓を入れ、散々に戦ひし所に、森本儀太夫・三宅角左衛門、二陣より只二騎駈出



し、飯田・赤星・新美に劣らじと、敵の中へ割込むを見て、一番二番の軍兵、一度に突いて懸れば、叶ひ難くや思ひけん、悉く館中へ火をかけ、火中へ飛入りく、自害して死にけり。清正手に打取る首二百九十、味方討死侍廿一人、雜兵七十一人。則ち勝鬨を上げ、軍功を抽んでたる者共に、賞を宛行ひ歸陣せしかば、洛中穩になりにけり。扱又去る十二月七日より、せるとうす將軍を、津田三四郎といふ者に預け置かれしに、如何したりけん、清正都へ着陣の夜、せるとうすを取逃し、三四郎餘りに迷惑し、切腹すべきと申すと雖も、三四郎儀は、信長公へ續き、清正内にて、五千石の身上の者なる故、赦免に及び、彼脱落のせるとうす將軍、程なくかせんほ川合戦の刻、討捕るなり。

### 第三 清正諸大將と問答の事井かせんほ川の陣所へ夜討の事

一、南大門の外清正陣所へ、宰相秀家を始め、三奉行・五奉行、其外大名衆參會し、永々在陣にて、高麗・おらんかいの合戦に手を碎かれ、御手柄させられ、其上朝鮮國王子兄弟・官人等生捕られ、都へ歸り休息なく、傳奏館の一揆御退治候事、比類なき御手柄、御忠義名譽の至なりと申さる。中にも石田治部申さるゝは、此都に、永々籠城あつて各在陣、馬の草藁ざうしなども、手づまらしき體なり。是より五里之あるかせんほ川の此方に、かくなみ勢十一萬、河の向に卅萬にて陣を張る。夫故方々の通路不自由なり。其上洛中兵糧も切れつ、釜山浦へ引取り、海邊に城普請あつて、日本より兵糧をも取越すやうに之なくば、中々長陣叶ふまじ。爰にて大明人に静められんよりは、釜山浦に出で城を構へ、王子を籠め奉らば、都は籠の中の鳥に異ならずと申さる。清正返答に、我等は左様に存せず。此都を手を碎き我物にし、今更大明人と一戦もなくして捨退く事、無念の次第たるべし。秀吉公へ一左右申上げ、其上の儀にならば、兎も角もあるべし。其上様子に依り、太閤是迄御馬を出され、異國の都御覽あるべきとある儀も候べし。さある時は、如何と申さる。重ねて治部申さるゝは、いかにしても、都にては兵糧盡きて、人馬の糧かた之なし。如何あらん



や。太閤へ申上げ、御朱印頂戴の其上にて、兎も角も之あるべく候やと申さるゝ時、加藤遠江守申さるゝは、御朱印頂戴迄は、砂を喰ひても、堪忍宜しからんと、治部少輔へ挨拶なり。清正又申さるゝは、かくなみ人十萬の人数河を渡り、日本人を仕詰むるに於ては、此中何として追散らしては見られぬぞ。我れおらんかいへ發向し、手勢八千にて數度戦ひしに、敵は二萬三萬なれど、勝利を得ずといふ事なしと申さる。治部少輔申さるゝは、左様に容易く候は、主計參られ、追散らされ候へ。清正はただけ高になり、某に追散らせとや。摩利支天も御照覽あれ、追散らして見せ申すべきと、則ち座を立たければ、各歸宅に及び、さて清正は、王子の番に、新美藤藏寺田笹之助に、人数五百附置き、其外は何れも食をたべ、打立つべしと觸廻し、自身も早六具を堅め、軍勢遅しと下知し、時は何時ぞやと尋ねらるゝ。三月晦日夜半計なり。清正一番貝を吹立てさせ、早打立たるれば、家來の軍兵共、我も我もと出立ち、其夜五里半之あるかくなみ勢の陣所へ押詰め候へば、まだ夜は明けず、七つ時分なり。敵陣寢入り物音もなし。折節小雨交りの風吹きければ、敵前後を

忘れ起きもせず、清正下知に、一段能き時分なり。時雨降る事、天の與へ是なり。日本歸朝の後、國を大分に給はるべしと、秀吉公の仰なれば、一廉褒美すべし。轡の音せざるやうに、手拭にて巻くべしといひ捨て、清正は、敵の本陣の方へ、馬を靜に乗込み、大將の陣屋と覺しき所に、蠟燭爰彼に點し、前後も覺えず寢入りたる所へ、清正駆込み、大將と見えし者を切殺し、大將を清正討捕りたるぞと、大音聲にて呼ばはらるれば、其勢に軍兵攻入るを見て、かくなみ人取る物も取敢ず、東西南北へ逃げ廻る。清正下知に、首を取る事なかれ、鐵炮を放ち懸け、火箭を射よとの事なれば、本陣に火箭を射懸け、鐵炮を放し懸け、一番に鍵を入るゝ者共、加藤美作・小關平介・並河金右衛門・長尾安右衛門・坂川忠兵衛・鶴平次・小代下總・三宅角左衛門・飯田角兵衛・森本儀太夫・庄林隼人・阿波伊兵衛・大脇次郎左衛門・赤星太郎兵衛・榊原次右衛門・吉村吉左衛門・堤權右衛門・池田甚九郎・有賀太郎助・久保田吉藏・松下清藏・久保吉右衛門・井上大九郎・大田半左衛門・齋藤與三右衛門・齋田傳右衛門・大木土佐・木村又藏、面も振らず突いて懸れば、かくなみ大軍兵、赤裸にて駈出で、河向の味方を



頼み、かせんは川へ飛つかる。都に在滞の諸大名相談には、主計頭情のこはき者に  
て、一身敵陣へ赴きし。定めて追崩さるべし。何れも人数を、五百三百づつ續くべ  
しと、清正跡へ人数を押詰む。加勢の人数、遅ればせに川端迄着陣し、川につかる  
半死半生の者を引上げ、一人して、二人三人宛首を取り、高名仕たる體にて、何れも  
川端に首をする置き罷在る體を、清正見及び、右筆並に手を能く書き候者數十人呼  
出し、感狀を調へ、文章に、

今度かせんは川の邊にて、かくなみ人十萬の大將麻貴將軍を、清正自身討捕り、  
其勢を以て追討の刻、其方事、河中にて組討被仕手を碎き、頸いくつ討捕り手柄之  
段、無比類候。武士は不知者なり。自然半人被仕候之者、此狀を我等所へ可有  
持參候。雖爲清正小身證人に罷成、何れなり共、身上可相濟。仍感悅之狀如件。

加藤主計頭清正判

右の通何十枚も相調へ、さて首を取り申さるゝ衆は、銘々前に置き、相待たれ候へ。  
清正只今實檢に參り候と申遣され候に付きて、何れも川端に首をする相待つ所へ、

清正發足し、此首は何某所より參りたる何と申す者、討取る由申すに付きて、名譽の  
御働比類なく候と申され、即ち右の感狀に、月日首數宛所計々書付け相渡さる。何  
れも感狀を頂戴し、以來迄の御文章、方々以て忝しと一禮に及び、何れも歸陣仕る  
べきと申す。清正返答に、各是へ參らるべし。此上の大藏に、米・大豆澤山にあり。  
藏を破り、あの牛馬に米・豆を付け、歸らるべしと申さるゝに依つて、一人して五疋  
十疋宛請取り、都迄引きも切らず、牛馬に續き運送す。さありて右の感狀取る者共、  
主人々々へ、清正より斯くの如くの證文給はり候と申すに付、諸大名衆褒美あつて、  
主計は名譽の大將、軍神の化身なるべしと、稱美せざるはなかりけり。

#### 第四 朝鮮王子歸京の事、王子より主計頭へ禮書

一、宰相秀家並に三奉行・五奉行衆は、清正かせんはへ發向せし跡にて相談し、都を  
開け、釜山浦迄引取り然るべきの旨註進に及ぶ。其儀に任すべき旨、秀吉公より御  
朱印なされ下さる。元より主計と秀家・三奉行・五奉行中惡しかりければ、主計が王



子を生捕りし大功を無にせん爲めに、遊撃を呼寄せ相談せしめ、太閤へは、王子を返し下され候は、朝鮮四道を差上げ、秀吉公を大明國大王の聲になし參らすきべと、色々偽り申上ぐるに付、太閤喜悅なされ、二人の王子並に官人等、宰相秀家三奉行迄、渡し返し遣すべしと、主計に仰下さるに付きて、其儀に及び、王子歸京の時、主計頭へ一札の禮書を送らる。書に曰く、

兩王子臨海君順和君兩府夫人陪官長溪君上洛君行護軍大將南兵使等、自壬辰年七月廿四日、被擄日本大將軍主計頭清正、入城相見、即加禮遇、一行下人並給衣糧、撫控頗至、又稟于關白殿下、到釜山浦、還許放還京城。其慈悲如佛。眞箇日本中好人也。況素聞關白殿下、雄傑無雙、四隣皆畏之。且善放分別待隣國王子諸官稍存舊意、愍其渡海、使復于京、其恩厚與北海俱深。一行之人其敢忘後日。若對日本及主計頭、復發雜談、少有背負之意、非人情也。天地鬼神共知之矣。修好之日、通書寄情事。

順和君書判 行護軍書判

萬曆廿一年六月初二日

南兵使書判

臨海君書判 長溪君書判

### 第五 晋州落城附森本・飯田・後藤・堀、先陣後陣争ひの事

一、小西攝津守は、秀家並に奉行衆相談し、大明朝鮮と和平を司り、和睦相濟む段申上げけれども、太閤仰には、長谷川藤五郎・木村常陸・加藤遠江守等に敗軍させし牧便が居城晋州を攻め落し、其上にて和平相濟むべしと仰下さる。清正は、小西和儀を偽りて調べ、粉骨を盡して生捕りし王子二人を送り返す事、安からず思ひ、晋州攻落し、和平を破らんと進み、陣拂して都を出で、十三日と申すには、釜山浦より三里奥へ着陣し、清正繩張して、やくさんこもかに城を取り、總軍兵として普請に及び五月仲旬、やくさんを立ち、牧便が城晋州に着陣す。總軍勢着陣し、晋州の城を取巻き竹束を附け、晝夜十五日の間攻寄する。城中より火箭を射出し、様々手段を



盡す故、攻め倦んで見ゆ。大手の門丑寅の攻口、左は加藤主計頭、右は黒田甲斐守なり。主計頭は、此城を一番に攻落し、和平を破らんとの有るれば、數百疋の牛を殺し、毛を内になし、龜の甲を作らせ、其内に足輕を入れ、自由を振舞ふに依つて、火箭も中らず、石垣の隅の大石を撥外し、七八間崩る。一番、森本儀太夫乗込む。鐵炮にて向脛を打たれ流落す。二番、黒田内後藤又兵衛・堀久七乗上る。三番、主計内飯田角兵衛乗込み、三人寄合頭に行き合ひける。角兵衛、又兵衛が具足の上帯を取り、御邊一番乗と申すべきやといひ捨て、妙法の旗を差上げ、加藤主計頭内飯田角兵衛一番乗と名乗る。又兵衛腹立し、一番乗は後藤又兵衛・堀久七ぞと名乗る。角兵衛は、早敵を一人切殺し首を取る。二番に、加藤清兵衛・柏原藤五郎・吉村吉左衛門・赤星太郎兵衛・小代下總三宅角左衛門乗込む。主計・甲斐守も、乗入れける所へ、甲州へ、飯田取りし首を見せ、一番乗一番首取るといふは、角兵衛なりと申捨て、總軍勢乗込み落城す。牧便は痛手を負うて、石垣の隅に隠れ居たるを、秀家内岡本權之丞といふ者、頸を取る。さて秀家陣所に、諸大將參會に及ぶ。秀家申されしは、

晋州の城落去の旨、太閤へ註進申上ぐべし。一番乗、加藤・黒田兩所の内なるべし、如何とある。主計申さるゝは、我等甲斐守、攻口同前なり。然れども龜の甲を仕出し、石垣を撥崩し、一番に乗込みしも森本儀太夫・飯田角兵衛と申す者なり。甲斐守、申分あるまじと申さる。甲斐守返答に、主計頭申さるゝ如く、一番に石垣を撥崩したるは御邊なり。然れども我等内後藤又兵衛・堀久七、一番に乗込み候と申さる。主計返答に、幸ひ森本・飯田を召連れ候間、御邊も兩人の者を呼出し、對決宜しからんとあり。諸將尤なりと申さる。黒田も兩人召されしかば、四人呼出し、一番乗は誰やらんと問ふ。森本は痛手を負ひ、膝をも立て得ずしてありけるが、晋州の城石垣撥崩し、一番に乗込みしは、主計頭内此森本儀太夫なり。然れども向膝を鐵炮にて打たれ、城より流落する所へ、又兵衛・久七角兵衛も、來りしぞかしといふ。又兵衛・久七も、森本申上ぐる通なりと申す。飯田申すは、森本申す如く、某・後藤・堀三人、寄合頭に乘上り候。後藤は某より一足早く上り候を、具足の上帯引する、妙法の旗を投入れ、加藤主計頭内飯田角兵衛一番乗と名乗る。然る所に後藤・堀も名乗り、扱



某は敵を一人斬伏せ、首を取り候所へ、主計頭も甲州も乗込み候に行合ひ、一番乗一番首と名乗り候。斯く仕りたる角兵衛を座中に於て、誰争ふ者あるべく候やといふ。後藤堀も、角兵衛申上ぐる通なりと申すに付きて、註進狀に、主計頭晋州の一番乗、殊に石垣一番に撥崩し候。一番乗の次第書付に曰く、

一番に乗入候へ共、鐵炮に中り流落す

加藤主計頭内

森本儀太夫

森本に續き乗申候。然れども名乗不申候

黒田甲斐守内

後藤又兵衛

後藤と同斷

右同人内

堀 久七

後藤堀に一足遅く乗上り候へども、後藤が上帶を引する、妙法の旗を差上げ名乗り、其上一番首取り申候

加藤主計頭内

飯田角兵衛

斯くの如く書付、註進に及び候なり。

一、清正は陣所へ歸り、森本飯田を召寄せ、扱もく、兩人の粉骨比類なし。飯田能くも仕りたり。日本一の手柄たるべしとて、飯田に、三千石の加増をし、森本に、二千石の加恩、二番に乗上りし者共にも加恩あり。石垣撥崩したる足輕卅人に、二百

石宛知行を下行せられける。扱晋州の城一番乗仕り、比類なき忠義の旨、太閤より御感狀を下され候。書に云、

今度牧便が居城晋州、總軍勢を以て攻崩候刻、其方事名譽の龜の甲仕出し、石垣撥崩し一番乗仕る段、粉骨之至に被思召候。其上家來森本儀太夫、飯田角兵衛無比類、勵、不可勝計候。則爲褒美、正宗之刀被遣候。總而主計頭事、おらんかい、奥高麗傳奏館、かせんほにての勵、無油斷入精候。歸朝之上、可被加御恩地候。儀太夫之儀字、角兵衛之覺字、可爲右之文字。能々可抽戰忠候。猶淺野・長束可申候也。

七月三日 秀吉御書判

加藤主計頭殿へ

### 續 晋州の城の斥候の事

晋州の城近く押寄せたるに、誰がいふともなく、晋州の城を開け、軍勢は残らず退

晋州の城の斥候の事



出したると風聞ありけるに依り、諸大將、手廻りの者共召連れ、城の向の山へ忍びて上り見給へば、城内に人と思しき者曾て以て見えす。いかにも静まり返つて、煙の立ちたる跡もなし。誠に開城と見えたる時、ある大將の宣ふは、敵、城を開きたる事疑なし。いざ此人數計にて行きて、城内を見給ふべきやとありけれども、兎角の挨拶なき時、清正聞きて宣ひしは、少し不審に思ふ事もあれば、暫く見給ふべし。誠に開けたるに於ては、見ても益なし。若又日本人を謀りて見べき爲め、伏隠れて居る所へ、此小勢にて卒爾に行きて、不覺を取るに於ては、本朝の恥辱不可過之。日入酉迄待ち給ふべし。大國の者の根器厚くとも、大きに變る事はあるべからずと宣ふ時、諸大將尤とありて、良久しく守り居給へば、案の如く酉の刻過よりも、爰彼處より伏隠れたる者共、皆起立ちて、敵見るが内に、雲霞の如く城中に満てり。此時卒爾に城へ入りたらば、一人も残らず討捕らるべしとて、清正智慮の程を、感せぬ者なかりしなり。總じて朝鮮人は、伏隠るゝ事が、及び難き上手なり。清正宣ひしは、日中に伏したる者は日入酉に見え、夜中に伏したる者は、平旦寅に顯るゝ

者なり。此儀心得べき事なり。

### 續晋州の城攻の時龜甲作る事

晋州の城、いかにも堅固に見えたる故、清正見計らひ、諸勢の手賦し給ひ、晝夜の境もなく攻めけるに、城中に、敵大勢楯籠りたると見ゆれども、少しも騒がず静まり返つて、高櫓の上より、大石を投懸け、楯の板を微塵に打碎き、漂ふ所を半弓を以て、差詰め、射ける事、雨の降る如くなり。さらば夜中に攻めんとて、敵萬騎の勢共、城の四方を、稻麻竹葦の如く打圍みて、尺寸の地も餘さず充滿たり。旌旗の風に翻つて靡く氣色は、秋の野の尾花が末よりも繁く、劍戟の月に映じて耀ける有様は、枯野に布ける霜の如くなり。大軍の近づく所には、山勢是が爲に動き、関の聲の震ふ中には、坤軸須臾に碎けたり。此勢にも恐れず、いかにも静に、夜もすがら塀のさま毎に、明松をひしと出し、朝迄一つも消ゆる所なし。火の大小もなく、同じ大さに見えけり。續松一丁にて、明旦迄ありけるか、又點し替へてけるか、刹



那も消えたる事を見ず。不思議希代なる事なりと、諸大將舌を巻き給ひしなり。堀際へ攻寄すれば、火矢を射懸け、明松に火を付け、夥しく投懸け、手を替へ品を替へ防ぎ戦ひける間、軍勢是に攻め倦んで、只徒に、數日城を打圍みて、守り居たる計なり。時に清正、龜の甲といふ物を巧み出し給ふ。其龜の甲といふ物は、乗物の様にして、足に車を四つ付け、乗手が金手子かねてこにて、そろく押寄する事なり。夫に長き細引を付け、跡へも自由に引戻すやうに拵へ、抛續松なげつまつの火の付かざる爲めには、本書の如く牛の皮を剥ぎ、生肉の付きたる方を上にして包みたるなり。牛數百疋とあるは相違なり、龜の甲三つなり。足輕三十人とあるも詐なり。三人なり。其時の様子は、清正、足輕共に向ひて宣ひけるは、誰か我に先立ちて命を輕んじ、此龜の甲に乗つて押寄せ、石垣の角石すみいしを一つ二つ撥ねたらば、難なく崩れ倒るべし。其時城中へ乗入るべし。此時第一寄せ難き所を請取りたるに、清正が手より乗取るに於ては、日本第一の手柄なり。併ら其者は石に打たれ、助かる事はあるまじきなれば、國にある妻子共に、恩賞を與ふべし。若又命恙なき事ならば、當座に知行下行

あるべきと宣へば、御言葉の下より、足輕三人罷出でて申しけるは、我等式が命を捨て、此城の一番乗遊ばされ、諸軍勢に勝れて、御手柄を取らせられ候はんには、身命を捨つる事、之に過ぎたる幸なし。石垣撥崩す事は、御心安く思召さるべく候。石に打たれ助かる事は、百に一もあり難き事なれば、日本に残し置きたる悴共、御歸朝目出度遊ばされて後、御恩賞に預かるに於ては、忝かるべしと申上げ、則ち龜の甲に打乗りて、勇みに勇み押寄する。城中に之を見て、半弓を射懸け、石を以て打懸け、明松に火を付け、投懸けく防ぎけれども、思切つたる者共なれば、少しも怯まず押寄せて、龜の甲より飛んで出で、金手子を以て、石垣の角石を、ゑいたう聲にて撥ねければ、流石小石にて、築重ねたる石垣故、輒々と崩れける。諸軍勢、之より瞳と乗入りたる事なり。一番二番乗の次第は本書の如し。右の足輕共は石に當り、疵は負ひけれども、命は恙なく助かりけり。則ち三百石宛知行被下、馬廻組に入置かれたるなり。誠に大死の底の人、却て活するとは、此足輕共の事なるべし。



續 秀吉公より御感狀に、角兵衛・儀太夫  
名字不審ある事

晋州の城一番乗仕り、比類なき忠功とありて、秀吉公より、御感狀被下たる末の文に、義太夫の義の字、角兵衛の覺の字、右の字たるべしと本書にあり。此儀終に承らざる事なり。但其御感狀見たる仁が、記したるが不審に候。仔細は、角兵衛、後迄此角の字、自他共に書かる。此覺の字、書きたる事なし。同晋州の城に乘入り候時、矢木八右衛門と申す者、具足の綿上に矢を射付けられけるを、取つて引抜きければ、矢柄計抜けて、根は止まりけれども、事急なる時故、其儘城へ乘入り、偕其夜に入りて陣屋へ歸り、矢の根を抜くに、骨肉に喰しめ、一圓抜けざる故、手負を足にて踏付け、鐵鍬を以て矢の根を挟み、漸々抜きたり。此時老功の者いひしは、何時も當座に抜かねば、肉喰ぬめ、後は抜けぬ物とぞ。

第六 小西行長、秀吉公へ、清正を讒言する事

一、主計頭は、晋州落城已後、安康へ働き、猛威を振ひ引拂ひ、せつかいといふ所に在陣す。小西は、やくさんといふ所に在陣す。小西攝津守、虚言の和平を、太閤へ申上げ、王子を返し、北京大王へは、古の如く大明國へ、日本より貢を運送し、北京の下として、永く仰ぎ申すべき由申遣すに付、大明勢も引退き、日本勢も、釜山浦迄引退く。是に依つて、日本へ一の傳奏二の傳奏とて、敕使來朝す。一の傳奏、金銀珠玉を持ち、結構なる體にて來るを、清正内三宅角左衛門・鵬平次といふ、鐵炮頭の足輕共、追剝仕るに依り、二の傳奏來朝す。治部少輔と清正、元より中惡しかりけるに依り、主計を何卒して、遠流すべきとの企をなす。小西とは、水魚の交なれば、色々太閤へ讒言申上げらる。其箇條に、主計頭事、今度朝鮮國にて、數度の手柄を仕ると雖も、一方の大將仰付けらるゝ小西攝津守を、日本堺の浦の商人と申し、我身は御許しなきに、豊臣清正と、北京大王への敕答を相調へ、剩へ異國本朝の御

行長、清  
正を秀吉  
に讒す



和平、小西才覺を以て相調へ、大明國より、日本へ和を乞ひ候救使其一の傳奏を、足輕に申付け追剝仕り狼藉の段、前代未聞に候と、色々申上るに付きて、太閤御立腹なされ、扱々悪き主計が所存かな。日本の外聞といひ、太閤を蔑にする事、一方ならぬ曲事、是非に及ばず候なり。小西和平を相調へ候上は、主計頭も歸朝すべし。科の輕重を、御聞なさるべきと仰遣さる。

### 第七 清正歸朝、御勘氣蒙らるゝ事

一、大明朝鮮の傳奏來朝の旨、小西治部少輔を以て申上ぐるに付きて、太閤も兼てより、馳走なさるべきとの儀にて、奔走に及ぶ。傳奏登城、太閤は上壇に御着座、傳奏は次の間に置かれ候を、傳奏、通詞を以て申上げけるは、日本太閤秀吉、大明國へ和を乞ひ申さるゝ上は、我等共とは傍輩なり。第一此冠を、太閤へ御免なされ候救書冠なれば、太閤無禮なる仕方なり。太閤次の間へ下り、大王より御免なされ候救書冠を頂戴あるべしといふ。其旨太閤聞召され、殊の外怒り給ひ、小西表裏を申上げつ

ると思召し、此冠捨つべしと仰せられ、廣庭へ御捨てなされ、扱救書を、台長老、哲長老に讀ませ、御聞き候へば、小西申上げし旨と相違して、救使申上ぐる通なり。太閤彌御機嫌悪しく、秀吉を大明國王の婿になし、朝鮮四道を差上ぐべしと、段々小西申す故、人數をも釜山浦迄引取り、王子をも返し候事、千悔盡し難し。小西を呼び候へと、御前へ召され、首を刎ぬべしと怒り給ふ。色々御詫言申上げ、治部少輔達つて取成し申上ぐるに依り、當座の難を通ぬ。是に依つて異國本朝の手切とぞなりにける。

一、主計頭清正は、太閤の御勘氣を蒙り、日本へ召さるゝをも悔みなく、仕懸かりし城普請等、夜を日に繼ぎ成就の上、鍋島へ相渡し歸朝し、伏見に參着し、日頃増田右衛門尉と挨拶能きに付きて、太閤へ御斷の談合として、右衛門尉宅へ直に參らる。折節台長老など咄半なり。奏者谷市介罷出づる。清正對面して、高麗より歸朝の通を、申入れられ候へとの事なれば、其段市介申せしかば、御通り候へとの事なり。清正着座して申されけるは、我等只今高麗より、直に貴殿へ參る事、餘の儀にあら



す。御存じの様に、治部少輔と中惡しきに依り、色々様々我等を支へ申すに付、太閤誠に思召し、切腹仕候へとの急使あるに依り、歸朝仕る。治部少輔と我等中惡しき段、上にも内々御存知なり。其上數年、高麗陣中に忠を盡し候の間、勳功にこそ預かるべきを、讒言を誠に思召され、斯くの如くの儀、是非に及ばずと申さる。右衛門尉返答に、數年の御忠義は、天下に隠れなし。さり乍ら上への御斷の儀は、治部少輔と中を御直りなくば、事濟じまじ。誰か今の世に於て、治部めなどと申す者、日本中にあるべしや。治部と中を御直りあるべきとの儀ならば、明日にも我等治部少輔へ申し、相濟ますべし。さなくば御理の談合はなり申すまじと申さる。清正返事に、八幡も御照覽あれ、治部めと、一世中、仲直り仕るまじ。其故は、朝鮮國にて數ヶ度の合戦に、一度も手に合はず、人の影事のみ申廻り、讒言を構へ人を倒し候はんと企仕る汚き奴原と中直りて何にかはせん。縦ひ太閤の御前直らず、此儘切腹仰付けらるゝとも、治部めと中直り仕るまじ。貴殿も聞えざる仕方なり。誠に朝鮮在陣中、晝夜苦勞して、只今清正直よに參りたる上は、日頃の好といひ、せめて

立關迄こそなくとも、次の間迄出でられ、久しく懐しなどは申さるべき事なるを、居ながら首計り捻り廻しての挨拶は、過分にもなし。所詮貴殿などの様なる、禮儀をも知らざる人と、いひ談じても何かせん。向後申通すまじと、座敷を立ち歸られる。其時右衛門尉立送り、其儀にてはなし。今少し御話候へと申されけれども、聞きも入れず歸宅なり。清正家來の者共悔みには、扱々物狂はしき人かな。斯様の讒言は、昔も今もある習ぞかし。清正を、三奉行・五奉行衆惡み中惡しき内に、右衛門尉一人入魂なりしに、斯くの如くなる違ひ、扱も、是非に及ばぬ次第なり。定めて御斷もするどに立つまじ、切腹あるべきやと、何れも悔まぬ者はなかりけり。

## 第八 大地震の事、清正登城の事

一、慶長元年七月十二日の夜、大地震ゆる事、二百年三百年にも、斯る例たゆしを聞及ばず。日を越えて止まず。洛中・洛外・伏見・大坂は申すに及ばず、五畿内押並べて地震、京中其外在々所々に至る迄、一字も残らず倒れ、押に打たれ死する者、數を知らず。



地震ゆると、則ち清正起上り、二百人の足輕に梃を持たせ、侍共召連れ、伏見の御城へ馳行きて、太閤御座候邊迄參らる。早太閤も、御居間を出座ありて、大庭へ出御なされ、御敷物を敷き、幕屏風にて圍ひ、大提燈を點させ御座なされる所へ、主計頭、つと參られ候へば、太閤は、女の御装束にて、政所様松の丸殿高藏主、其外上臈衆の中に交り、御座なされ候。然れども清正御聲を聞知り、早御出なされたと喜び、高藏主々々と、主計頭申され候。たうと答へ候時、加藤主計頭是迄參りたり。大地震夥しく候の條、上様を始め押に打たれ、御座なるべきと存奉り、撥外さん爲め、二百人の足輕に、梃を持たせ參り候通り、太閤様政所様へ仰上げられ候へと申されければ、其聲を、太閤様政所様聞召され、扱々早く參りたる者かな。氣の利いたる者かなと、太閤仰せらる。政所様は、主計頭を御懇になさるゝに依り、様々の御挨拶なり。其時主計頭申上げらるゝは、高藏主能く聞召して、上様へ仰上げらるべし。主計事、此五六年朝鮮國へ遣され、數ヶ度の合戦に大利を得、都への一番入仕り、王子兄弟官人等、悉く生捕り、おらんかい迄押詰め、猛威を振ひ、吉州表にて手を碎き、

かせんほにて、かくなみ十萬の大將麻貴將軍を、主計自身討取り、總勢川へ追はめ、悉く討捕り、傳奏館にて手を碎き、晋州の城一番乗をし、安康へ働き、骨を碎きし忠義は、少しも思召されざる分、小西攝津守、數手の陣に後れを取り、表裏を申上げ、和平の段申上ぐるをば、ゆめく御存じなされず。私、治部めと中惡しきに付、種種讒言仕候を、誠と思召され、今又切腹すべきと、高麗國より召寄せられ候と雖も、私、誤之なく候へば、天道の加護之あるべしと歸朝仕候。治部め、支へ申すに付、腹を切らせられんとの儀、只今迄二度なり。誤なきに依つて、申開かん爲め、今迄永らへ申す。今度の次第も、能々聞召され候は、越度なき段は、頓て知れ申すべきと、いかにも高聲に申されしを、太閤具に聞召し、主計事、五六年此方朝鮮にて、炎天寒天ともいはず、晝夜辛苦仕る故、日に焼け色黒く、瘦せ衰へたる姿を、太閤御覽なされ、無慙と思召しけん、御涙を流され候。其時主計、高藏主へ申されしは、夜中そばつらなる體に候條、中門には、我等者を附置き申すべきと申さる。高藏主、御前へ申上げらるゝと雖も、未だ物も仰せられず、御うなづきなさるゝに依り、主計



頭内加藤傳藏・加藤與左衛門・和田備中・大木土佐・小代下總・出田宮内を附置き、主計に申斷らざる中は、誰をも通し申すまじき旨、堅く申付け、其後治部少輔其外奉行衆登城、中門にて止め申す時、治部なり、苦しくもなし、通し候へと申さる。主計者共申すやう、何、治部少輔などといふ者が、今迄遅く參る者か、通すまじといふ。治部申さるゝは、誰か天下に於て、此治部少輔を知らざる。門番は何者ぞといふ。加藤主計頭なりといふ。其時治部申されしは、主計は、御前を御許しなされまじき者なるに、斯く振舞ふ仔細は、如何にと申すを、太閤聞召され、治部少輔通し候へと、仰せらるゝに依つて、主計申すやうには、彼背の小さきわんざん者めが、通し候へと申さるゝに付、門を開き、治部少輔、内へ通られ候なり。其後何れも大名小名登城に付、廣庭も狭くなる。其時太閤様も政所様も、松の丸殿を始め、各石垣の後築地犬走へ提燈を御上げなされ、其時太閤御詫には、未だ御前をも御許しなき者が、御前を取持ち候間、石垣より上には無用と仰せらるゝと雖も、主計は夫にも構はず、がんぎの下に立居られ候。其時迄も、何とも御詞もかけ給はず。然れども何と思

召しけん、提燈をとぼし上げ、主計をさいく御覽なされ御落涙。政所様松の丸殿よりも、御上臈衆を遣され、御前は大方事濟みしぞかし。さいく御落涙なされ候間、少しも氣遣仕るまじと仰下さる。又内々、治部少輔を何とも思はず、主計頭に心寄せの衆は、主計が科なくて、治部少輔に支へられ、難儀仕候を不便に存せられ、此様子を見、主計頭際へ寄られ、心安く存せられ候へ。誤なき段は顯れ、斯く御懇に候上は、日本は神國なり、扱々目出度事なりと、詞を放つて悦を申さるゝ衆多し。やうやう夜も明方に及びければ、何れも下城すべしとの仰に付、主計頭も退出なり。

### 續 大地震の時の事

本書にある大地震の夜、清正は、夜咄常の如くいたされ、亥の刻過に闈へ入り給ふに、何時も次の座敷に、近習の小姓共寝ねけるが、縁の雨戸を一枚立てずして、皆寝ねけるが、或者之を見て、誰か用所に行きて、跡の戸をしめずして寝たるぞ。開けたる仁、起きて立てられよといふに、我は先に出たり、誰が跡に出たると、互に云合ふ間



に、皆寢入りける時、大地震俄にゆり出で、中々夥しき事にて、戸障子の開けらるゝ事にてなかりけるに、件の立てずして置きたる雨戸の口より、清正も小姓共も、一度に大庭へ走り出づると、則ち其家ひと潰れけり。常の如く、宵より立しめて置くなれば、中々開ける事なるまじき故、残らず打詰めらるゝにてあるべきに、兎の角のといひて、戸を立てざるは、清正常に鬼神を敬ひ、社稷の神を祭り給ふに依つて、天神地祇の擁護の眸を廻らし、御守り給ふ故なるべしと、冥感肝に銘じ給ふ事なり。偕伏見の御城へ馳行き、清正は城内へ入り給ふ。供の侍共は、皆城外の堀端に並居けるに、何者の申すともなく、秀吉公も、押に打たれさせ給ひて、御他界ありたると、ひそめき合へる時、七つの太鼓を、いかにも押静めて、常々の如く打ちけるを聞きて、扱は秀吉公は、何事も御座なきとて、諸人瞳と悦びける事なり。此時歳廿二三程に見えたる若黨一人、清正者共の居たる所へ來り、我等は、増田右衛門尉者にて候が、用の儀申付けられ、使に、城中より罷出で候ひけるが、返事申すべき爲め、色々斷り申候へども、ふつと御門を入不申候。大事の用にて候により、返事申さで

は、叶はざる事にて候間、あの崩れたる石垣の上に登り呼ばはり、城内より人を呼出し可申通候が、石垣の上に登りたる者をば、内より礫にて打つと見え申候へ共、申さで叶はざる用にて御座候儘、上り申候。礫にて打たれ申候とも、越度にはなるまじきかと存候。各へ斷の爲にといひけるを聞きて、扱々若き御方の、一段と能き念なり。縦ひ礫中り申候共、少しも恥辱になるまじき儀なり。後々に於て、兎角申す者ありとも、清正内誰彼といふ者共、苦しからざる證據に立申すべしといひて、彼仁、石垣の上へ登り呼ばはりて、内より人出合ひて、返事いひ通じたる事なり。是は他家の者の事なれども、心得にもなるべき事なりと思ひ、誌すなり。此地震の時、日本へ歸られたるを、清正家にては、中歸朝といふなり。此節は、總人數は、朝鮮國に残し置きて、近習の侍小姓共計り、供に來る事なり。

續梅木田民部といふ者、本渡の城取りしを、  
策を以て取返す事



高麗出陣の時分は、天草の郡を、清正預かり給ふ故、中歸朝前に、本渡の城の番に、酒井善右衛門と理右衛門名字に失念といふ者兩人に、足輕少々相添へ残し置きけるに、或時兩人の者を、所の町人振舞ひける故、町屋へ出でて、終日居ける留守に、梅木田民部大夫、與風思立ちて一揆を發し、我手に從ひたる百姓共を少々引連れて、どろどろと押懸けしに、此城落城已後は、はかしくしき普請も之なきに依り、四方の圍も露破あらはになり、其上何の覺悟もなく居たる折なれば、門番の足輕共を追散らし、易と城へ入り、門々をひたくと打ちて、我手の者共に、所々の番をさせ、難なく城を取りしなり。此梅木田民部大夫といふ者は、天草の地下の侍なり。偕兩人の者、町屋にて、此由を聞きけれども、少身者共の事なれば、人數は持たず、城を取返すべき方便てだてはなし。十方に暮れて居たりけるが、善右衛門心を静め、暫く思案していひけるは、扱々是非に及ばざる仕合なり。何の面目ありて、熊本へは歸るべき。是より何方へ行きたりとも、誰か一夜の宿を借すべき。又今爰にて自害をして死なんも、餘り口惜しき事なり。最早此上は恥を捨て、降參をして、梅木田が家臣にな

るより外の分別はあるまじきと申しければ、理右衛門聞きて興冷し、是は思ひ寄らざる分別かな。其方は狂亂していふか。我等に於ては、只今爰にて居乍ら、首を刎ねられ候とも、降參をして、民部が家來の者になる事はあるまじきぞ。只疾々自害して然るべきといひければ、善右衛門聞きて、斯くいへばとて、命を惜しむにあらねども、能々思案して見給ふべし。只今自害をして死する事は、いかにも安き事なり。さり乍ら何の益もなき犬死なり。活きて泥中に尾をひく龜も、一度蓬萊に逢ふといふ事もあるぞかし。曲げて降參し給へかし。若又承引致さずんば、其時汝と某と刺違ひて死すべきと、據なくいひければ、理右衛門是非なく一同して、則ち町人を頼み申しけるは、今度の御手柄の段、兎角申すべき様なし。我等共、大きな油斷者と罷成候上は、熊本へ、何の面目候て歸り申すべき。又何方へ參りたりとも、油斷者と聞くなれば、誰かは扶持し申すべき。自害をも致さんと存候へども、流石に又妻子共が不便に御座候に依り、罷不成候なり。哀れしく召抱へ下され候へかし。若又御扶持なき物ならば、餓死仕るにてあるべくと存候へば、御慈悲を加へら



れ候に於ては、生々世々忝るべき旨、無二の志の通り、再三いひければ、梅木田、飽迄不敵なる者故、安々と同心していふやうは、誠に彼等は大きに油断者なり。其上妻、子共の餓死せん事を歎きて、自害をも得せぬ程の不覺者共なれば、別の仔細もあるまじ。縦ひ野心を存ずるとも、何程の事かあるべき。我れ今扶持せずんば、餓死する事必定たるべし。誠に不便なる事なり。達つて降参するならば、扶持し抱ふべし。此情を過分に思ひ、野心を存せず奉公したせといひて、相違なく抱へけり。兩人の者、忝き由申上げ、二心なき體に、いかにも忠功振をして勤めけり。然るに此梅木田、比類なき大上戸にてありければ、或時酒宴を始め、夜陰に至つて、下人共を呼出し、盃を差して諷うつ舞うつ飲みけるが、酔狂の餘にや、兩人の者を呼出し、いけるは、我れ數年の莅を達し、今此城主になりたる事、一生の幸、是に過ぎたる悦なし。汝等も、向後は忠功を盡すべし。一廉恩賞を與へんぞ。二心なきに於ては、上戸にても下戸にても、三盃飲めといひて盃を差しければ、善右衛門罷出で、盃を取りて三度戴き、扱もく、忝き仕合なりといひて引請けく、大土器を以て、三盃續け

て飲みければ、先も、氣味よき飲み様なり、さらば肴を出すべしといひける時、つかつかと傍へねり寄りけれども、酔ひ亂れたる故なれば、何の氣遣もなく見えて、大根の淺漬を挟み、汝是より後は、大剛者になれよと戯れて、も一つとて強ひたりける。忝しといふ儘に、又たぶくくと請けしを見て、偕々手際な請様とて、手を打ちて笑ひ、彌興に乗じたる體を見すまひて、持ちたる土器の酒を、民部が面にさつと打懸け、脇差を抜いて飛懸つて、眞甲を斬りければ、心得たりといふ儘に、腰の刀に手を懸けしが、大酒に酔ひつる事なれば、難なく二刀に切伏せたり。其座にありたる者共、是は狼藉なりといひつゝ、善右衛門に討つて懸りける所を、理右衛門刀を抜いで切拂ひければ、流石一揆の奴原なれば、蜘蛛の子を散らすが如く逃去りけり。善右衛門、矢倉の上へ駈上り大音上げ、一揆の大將梅木田をば、事故なく討ちたるぞ。早出合へと呼ばはりける時、方々に居たる足輕並町人共出合ひ、瞳と城へ押込みて、一揆の者共、方々へ追散らし、即時に城を取返しけり。此節秀吉公、名護屋に御在城たる故、兩人の者を召寄せられ、今度の様子神妙の至り、比類なき手柄仕りたる



と仰せられ、御前へ召出され、御盃を被下、知行二千石の御朱印、善右衛門に下行あり。理右衛門も同じく御盃被下、御朱印頂戴致したり。知行の高は失念仕候。兩人の者、面目を施し、前々の通り、清正家に罷在りて、逝去以後迄、奉公勤めたる事なり。

續撰清正記卷第三終

續撰清正記卷第四

第一 清正勘氣御赦免の事、行長讒言露顯の事

一、御政所松之丸殿より、主計所へ御使あり。主計頭御勘氣の儀、早相濟み候なり。さり乍ら主計程の者の御勘當を、御うら傳ひにて免し直さるゝ事は、世間の批判もいかゞに思召され、御表向にて、家康利家など取成を以て、召直され候はんとこの儀にて、只今御廣間へ出御なさるゝ間、定めて頼て召出さるべく候條、左様に心得候て、進物など何にても上げ候はんと存せらるゝものを書立て、御臺所へ、主計者を差上ぐべしとの御使なり。然る所に、家康利家より使として、榊原式部大輔參られ候。只今太閤、御廣間へ出御なされ、主計事仰出さるゝに依り、御取合ひ申上候へば、夜前早速罷出づる段、神妙に思召され、御前御免なされ候。委しくは治部少輔



右衛門尉・德善院より、申來るべきとの儀なり。案の如く三人より三使來り、口上に、主計頭、數ヶ度不届の儀之ありと雖も、夜前早速登城神妙に思召し、御勘氣を御許しなさるゝ條、早々登城致すべしとの上意の旨なり。次に三人、内證にて申候。上様、未だ筑前守殿にて、主計頭虎之介と申し、御腰本にて召使はれ候時の如くに、何事を仰せられ候とも、口答仕られまじ。今は天下の主太閤迄に、御昇進まじく候。古の如くに存せられず、何やうの儀を仰せらるゝとも、謹んで承畏して、然るべきの由申し候。委細其意得奉るとの返事にて、早速登城なり。

一、主計頭登城進物には、虎の皮五枚・三間續きの猩々皮、折につみ、御廣間の縁迄持出でらる。治部少輔披露なり。太閤御誕には、此進物は、高麗にての亂妨物か、主計、御前近く參り候へと仰せられ、さてく其方は無分別者かな。古、小身にてありし時も、今又大身の時も、少しも變らず傍せりを仕り、小西程の者を、堺の浦の町人といひ、其方は御許しもなき豊臣朝臣などと、北京大王への敕答に書く事、是非に及ばず、委細申上げよとの上意なり。主計頭謹んで、家康・利家の方へ向き、能く聞

召し上げられ下され候へ。敕答を調へ申すは、某あんへんといふ所に在陣仕候内、北京大王より敕使參り、申すやうは、往古は中華四百餘州の總帝、日本の王へ王號を許し、御貢を納め來る。近代は左様の儀をも捨果て、剩へ今又太閤秀吉、人數を差渡し、高麗國へ發向し、大明境迄人數押詰むるに依り、大明より、四十萬の人數を、遼東境へ差出す。其勢に怯ぢ、一戦にも及ばず、日本勢武道具を捨て、小西攝津守逃散るに付きて、高麗の都迄追詰め、南大門にて、散々に合戦を遂げ、太閤名代の者を先として、一人も残らず逃退き、夫より釜山浦迄、傳々の城に居候者迄、残らず討捕り、朝鮮國の内に、日本人といふ者一人もなし。主計頭計りなり。主計は諸事仕置に申付くる段、叡聞に達す。朝鮮王子並に高麗第一の美女を、清正手へ生捕るの由、此王子此女を、早々返し遣すに於ては、一命を助け、北京より數千艘の船を仰付けられ、日本へ送り届くべし。さなきに於ては、あんへんへも、四十萬の大軍兵を差越し、一人も残らず誅伐あるべきとの敕定なりと申す。彼美女は、鍋島生捕の由承るに付、呼寄せ、王子兄弟並に女を、敕使に見せ候へば、紛れなき此王子此女と



申すに付、大王へ返事を調へ候。意趣は、王子は、太閤へ伺はずして返す儀、なり難し。美女は、敕使の前に置き、大明口へ發向する小西行長は、日本堺の浦の町人なり。本大將にてはなし。宗對馬守縁者たるに依つて、大明への案内者故差遣す。逃げたるも道理なり。又豊臣と書き申す事、我等は四つや五つの頃より、親に離れ候へば、氏を存せざる故、相調へ申候。扱日本太閤が本武將といふは、此清正なり。是へ四十萬の人数を越され候へ。幸なき所に在陣す。悉く切崩し、其勢に押詰め、大明國迄攻め入り放火し、北京大王をも、朝鮮王子の如くに捕へ、日本へ渡し、中華四百餘州焼拂ひ、灰燼となすべしと、日本を飾り、小西を悪しく申すなり。さて美女を、敕使の前にて、はたものに上げ芋刺に突き見せ申す時、敕使並に下々迄之を見、恐れをなし、舌を振ひ逃げ散らす。夫より主計鬼上官と申候と、辯舌は達しつ、一つも残らず申上げらるゝ時、太閤御涙を流され、扱々太閤に、能く似たる者かな。彼が後紐の時より、膝の上にて育ち、某が謀を能く見置き、其儘似せたるものかな。我等爲めには近き親類なり。されども餘りの荒者にて、人がらかひを、小さき時より

仕るに付いて、親子名乗を致さずと、家康・利家に仰聞かされ、次に豊臣氏に改むべしと上意なり。右の如く太閤、主計頭を褒美ありて、小西事表裏を申し、彼方此方と致す事、是非に及ばず。殊に王子を返しつる事、千悔盡し難し。成敗仰付けらるべく候へども、先づ差延べられ候なり。今度高麗引口の様子により、仰付けらるべしと、又先手兩將に仰付けられ、小西も御前へ召出され、右の段々仰聞けらるべく候なり。

一、主計頭には、御刀一腰國下され候。猶歸朝の上、大身に仰付けらるべきとの上意にて、御暇下され、歸國に及び候なり。

## 第二 梁山・南原落城の事

一、主計頭は御暇下され、伏見を立ち、肥後國熊本に歸城し、今度無實の讒言に遭ふと雖も、科なき段直に申開き、豊臣氏を下され、重ねて先將を仰付けらるゝ事、大慶此上あるまじと、侍共休息させ、振舞をなし、對馬へ渡海し、高麗國に着陣し、竹島

再び朝鮮  
に渡る



に残し置かれける軍兵を集め、梁山を攻め崩すべしと、軍兵ひたくと、梁山の城に竹束を突寄せ、攻め寄する。小代下總坂川忠兵衛・出田宮内諸人に先立ち、一度に鐵炮を放させ、大筒打入れけるに依つて、梁山の城主、平春城を開け渡し申すべき條、命を助け給はれと和を乞ひける故、平春を追出し、土民一人も殺さず安堵させ、城主として、加藤美作を籠置き、直に西生浦に着陣す。

一、南原の城を攻めんとて、加藤主計頭清正・毛利宰相秀元・黒田甲斐守長政・淺野左京大夫幸長相談し、南原へ押詰め、四將として四方を取巻く。東は清正請取り、軍兵一度に竹束を以て押寄せ、大筒を放しかけ矢を放つ故、内よりも防ぎ戦ふと雖も、竹束堀裏へ押詰めたり。然る所に城主陳愚寛、東の門を開き、半弓二百張程、一度に放し合ひ戦ふ。清正先備加藤清兵衛・庄林隼人が備の者共、鐵炮にて打立てし所を、吉村が備より、城内へ横鎗に切入れば、叶ひ難くして、やうく門を打ち、城主陳愚寛、和平を乞ひけるに依つて、城を追出し、籠城の土民に安堵させ、城を宰相へ渡し、四將相談あつて、是より全義館を攻めんとて、段々に人數を押させらる。

全義館を  
陥る

元より清正は先將なれば、一番に人數を出し、全義館の右脇に、庭といふ所迄着陣せし所に、解生といふ者、三千の軍兵を引連れ、全義館へ入らんとせしが、清正に行逢ひたり。清正先勢清兵衛隼人、一備の者共駈合せ、鐵炮を放させ、隼人一番に鎗を入るれば、解生が軍兵、悉く敗軍して、方々へ逃げ散りしを追詰め、七十三人打取りぬ。此勢に、全義館の者共恐をなし、四方に逃げ散り、城を開け候故、合戦に及ばず、清正、清兵衛隼人を呼び、今日の働、擧げて數ふべからずと、兩人の者共に褒美し、先備の者共、手を碎きし軍兵に、夫々に加恩をし、蔚山へ人數を打入れらる。

### 第三 大明人・朝鮮人、百萬の人數催す事

一、大明・朝鮮の軍兵、日本勢を防がん爲め、百萬にて押向ふ由、註進に及ぶ。是に依つて小西攝津守行長は、松島といふ所に在陣、是れ船手にて、順天へ持續けたり。清正は、蔚山といふ所に在陣、此所は要害の地なれば、さして氣遣に及ばずとて、諸大將相談し、順天に大軍を入置き、蔚山・順天の道筋、心安く往還せん爲め、順天・



蔚山の道筋に城を構へ、大軍を入れ置き、方々城を捨つ。總大將清正なり。清正是、船手の城共修造せん爲め、自身は西生浦へ行き、夫より機張に歸り、蔚山には、家來の加藤清兵衛・小代下總・佐々平左衛門・齋藤立本に、人數三千籠置き、毛利家の者に、筑紫衆を加へ、普請最中なり。清正繩張して、日本の軍勢普請の城々は、釜山浦・安康・加徳・竹島・西生浦・松島・機張・泗州・蔚山・順天、右の所々へ、大明・朝鮮兩國より、人數を手分し押をし、先づ蔚山を攻め落さんと評議して、蔚山へ大軍押詰むる。

#### 第四 清正居城蔚山へ、楊鎬・吳惟忠、百萬

##### 騎にて押寄する事

一、主計頭清正、蔚山に籠城の由、大明・朝鮮人聞及び、軍兵百萬、總大將楊鎬といふ者、十二月四日大軍を集め、壇に上り天地を祭り、數萬張の弓鐵炮を、一度に放つ音、天地も動く計なり。城中には、清正家來加藤清兵衛・小代下總・佐々平左衛門・齋藤立本、毛利家の者に、筑紫衆にて固めたり。敵押への當番として出でし淺野左京大夫、

太田飛驒守・毛利家來宍戸備前、明日は蔚山へ入らんとて、彦湯といふ所に陣を張り、二里跡に河ある所に、物見の者二百人殘し置き、三里五里の間に陣を取る。大明の大將吳惟忠といふ者、之を見て、曉方に忍び入り、三千人にて取包み、二百人の者共、一人も殘らず討取りぬ。左京大夫之を聞き、今日蔚山へ打入るべき筈なれども、二百人の者を討たせ、敵と一戦せずして、入城する事やある。跡山の陰に、敵の備はあるらん。押詰め一戦せんとな身を揉まる。宍戸申すやう、左京殿の仰らるゝ所、尤に候へども、大明・朝鮮人百萬にて押詰むる由、沙汰に及ぶ。急ぎ蔚山へ御入り然るべき由申し、かども、左京大夫耳にも入れず、勇氣勝れたる人なれば、吳惟忠が備へし所へ押入り手を碎き、一番に左京大夫鎧を入れらるゝに依つて、城内よりも、清兵衛・下總・平左衛門・立本組、共に門を開き突いて出づる。依つて吳惟忠が軍兵追立てられ、三百八十九人討取り、快げに弔合戦して、左京大夫、蔚山へ軍兵を取入れらる。此旨清正へ告ぐべしと、左京大夫より、木村頼母といふ者を使に申付け、西生浦へ遣し、委細申されければ、清正書狀披見し、頼母口上聞くと等しく六具を固



め、早船を拵へよ、一騎なりとも乗出すべし。日本を出でし時に、彈正我に、左京大夫を頼むとの約をなせり。左京討たせては、生きて日本へ歸り、何の面目ありて彈正に見えんや。とても死なん命を、左京一所に果つべし。若又行着かぬ内に討たれなば、大明人と戦ひ討死し、日本の約を、冥土迄合すべしと進めば、手元にある軍兵、我もくと打立ちける。加藤美作・片岡左馬允を大將として、人數千五百、西生浦に残し置き、釜山浦の大將達へ、急ぎ蔚山へ後詰あるべしと申遣し、船に取乘られける。大明勢は、蔚山へ取懸け、日夜手痛く攻めけれども、鐵炮に打立てられ自由を得ず。明日大攻をすべしとて、拵へける所に、廿六日早天に、清正手勢廿艘計にて、妙法の旗を押立て、例の銀の長帽子の甲を着し、長刀を脇に挟み、六尺豊に延上り、船の舳に立上り、供船共に下知をなし、城中へ乗入りける。寄手の番船數百艘共、清正を遮り止めんとする所へ、眞一筋に乗込み、鐵炮を放させける。森本儀太夫・飯田覺兵衛・猛威を振ひ、番船二艘乗取り薙捨てける。其勢に番船共、怯ぢおののき、蜘蛛の子を散らす如く、方々へ漕戻す。清正急難を通れ、蔚山へ打入らる。城中

には、清正籠城に力を得、大明數萬の軍兵攻むれども、鐵炮にて打倒し、物ともせず。清正下知に、我等籠りし<sup>しるし</sup>驗に、夜打せんとして、東門を開き、庄林隼人・森本儀太夫・飯田覺兵衛・吉村吉左衛門を將として、鐵炮三百挺先へ押立て、侍三百人にて押出し、鐵炮ひたくと打たせ、一番飯田覺兵衛・森本儀太夫・近藤四郎右衛門・古橋清介・相田權六郎鎗を入れ、敵七百二十打取りければ、大明勢追立てられ、しどろもどろになりし所を、敵大軍なれば篝火焼き、やうく備を堅めける。味方の軍兵、快げに一夜討して打入りぬ。然れども城中兵糧盡き、水の手を敵に取られ、牛馬を殺しなどして、漸々飢を助け、十死一生の有様なり。清正籠城衆へ申されしは、斯く兵糧盡き、飢死せん事口惜しき次第なり。突いて出で討死すべしとなれば、左京大夫・飛驒守返事に、近日後詰あるべきと、種々諫をなすに依つて、先づ其議に任せらる。斯くて大明勢は、水の手は取りぬ。彌急に攻むべしと支度せし所に、釜山浦より後詰として、毛利宰相・黒田甲斐守・金吾中納言の軍兵三萬、水の手より乗上る。其外順天より、四國勢二萬押詰むるに依り、大明・朝鮮の軍兵恐をなし、正月四日、百萬の



軍士、残らず引退きける。大明勢まばらになりし所に、後詰の軍兵押付け突懸る。清正左京之に力を得、門を開いて鐵炮にて打立て、其崩口を見、鎗を入れよくと下知なれば、森本儀太夫・庄林隼人・赤星太郎兵衛・鶴平次・古橋清介一番に鎗を入れ、二千三百七十討取り、清正下知せられしは、長追すまじとて、人數を乗廻し、眞丸にして城中へ打入らる。毛利宰相の備より、とんぼうのやうなる引兩の馬印の大將、眞先に乗入ると、則ち朝鮮の備、嘩と崩る。毛利家の陣所の奥に、古城へ朝鮮人引取る。又引兩の馬印眞先へ乗込み、前を切取るを見て、後詰の日本勢、一度に鐵炮を放し懸け、鎗を入るゝに付きて相叶はず、悉く敗北す。清正後に中國衆の馬印を尋ねらるゝに、吉川藏人廣家といふ。清正廣家參會の刻、比類なき働感じ入り候。馬印少しく候故見え兼ね候。御改めあるべしと申さる。藏人申すは、然るに於ては、色を變へ申すべく候間、清正のばれんぐしを、拜受ありたきと申さる。清正所存に相叶ひ、大悅之に過ぐべからずと、ばれんぐしを出さる。藏人の馬印は、赤きばれんなり。大明人二年の間に、七十萬の軍兵を催し、四海の力を盡し、朝鮮國の軍兵

楊鎬吳惟忠等を破る

共に百萬、蔚山の城攻め落し得ず。散々に引退き、笑を遠國迄殘せし事、末代迄の恥辱なり。右の段々、秀吉公聞召され、御感狀二通を下し給ふ。書に云、

今度蔚山西へ、大明人取出候處、懸入城中堅固に相抱へ、數千人捨討に付而、敵令敗北之由、神妙之働に候。然者兵糧五千石、最前被遣候へ共、重而五千石被遣候。都合壹萬石被下候間、寺澤志摩守手前より可請取候。就其蔚山西生浦兩城難抱之由被聞召候。則毛利壹岐守同一手之者共、西生浦に可在城之由被仰出候間、成其意可相渡候。猶歸朝之者共罷戻、様子被聞召候而、重而可被仰出候也。

正月廿二日 御朱印

加藤主計頭殿へ

今度蔚山へ敵取詰候處に、其方懸入候故、城中堅固に相抱候段、神妙に被思召候。然者兵糧之儀、先書如被仰遣候、於朝鮮一萬石被下候間、寺澤志摩守手前より可請取候。歸朝之已後、一稜可被加御褒美候。西生浦之儀、毛利壹岐守可令在番之由被仰付候也。



正月廿五日 御朱印

加藤主計頭殿へ

續 蔚山へ大明人寄せんとする時、西生浦より、  
清正、蔚山へ籠らるゝ事

大明國より、百萬の人数にて、蔚山へ押寄せたる由、清正聞き給ひて、即時に蔚山の城へ籠るべきとて、人数分を致され候時、家老の者共申しけるは、御勢三分一は蔚山にあり、今又此勢を半分當城に残し置かれれば、漸々三分一の御供致す事なれば、敵は百萬有餘の人数と承る。味方は小勢の事なれば、士卒悉く討たれ候て後、若し御大將討死遊ばすものならば、大きな御不覺なるべく候。暫く御支度ありて、諸方の御勢を待請けなされ、大軍を以て後詰遊ばされ候はゞ然るべきと、頻に止め申候時、清正聞召して、諫むる所尤理なきにはあらねども、心を静めて能く聞き候へ。此蔚山の事は、我持分の城なれば、家來の者共籠置きけるに、此一左右を聞きなが

ら、敵の大勢を聞懼きこおそにして、諸勢を待ちぬる内に、若し落城するならば、清正が恥辱は、一命より重し。殊に諸大將の居城は遠し、我居城は近きに、遠路の勢を待つべき理なし。是一つ。敵、遠國より押寄せ來りて、未だ陣取堅めまじ。是れ討つべき節なり。是二つ。勢の多少を計りて時刻を延し、敵に備を設けさする事、大きな味方の弱味なり。是三つ。敵は大勢を頼みにして、日本人の小勢をあなづり油斷あるべし。是こそ第一突破るに好き節なり。彼といひ是といひ、諸勢を待ちて、延引致すべき理一つもなし。總じて敵の多少を計らずして、討つべき時か、討つまじき時か、其節を能く鑑みて、討つべき理至極ならば、無二に押寄せて討つが戦の法なり。敵幾萬人ありて、防ぎ遮るとも、二つに突破つて、城内へ入るべき事は、身命を顧みず、清正が下知にさへ従ふものならば、蔚山の城内への大道は、諸卒の心中にあるべしと、大音聲にて宣ふを聞きて、誠に此大將の御下知にては、假令大明國の勢共が、何百萬騎ありとも、真中を突破つて通らんは、平地を行くより易かるべきとて、士卒勇みくゝて進み行きける故、敵、防ぎ戦ひけれども、事ともせず真中を切割



蔚山城に籠る

つて、事故なく城中へぞ入りたりける。

續蔚山城の内へ入る時の軍令の事

西生浦出勢の時、諸卒に仰渡されけるは、今日は餘の一戦とは別なり。敵射るとも突くとも、左右を顧みるべからず。眞丸になりて馬の首を並べ、甲の鍔を傾け、一文字に城へ入るべし。若向つて遮る敵あらば、切捨て突捨て、首を取るべからず。一足も早く城へ乗込むべし。扱又此籠城は、俄の事なれば、糧乏しかるべき事、案の内なり。成程米と鹽を腰に付くべし。定めて諸卒油断はあるまじき事なれども、自然は若輩なる者は、城際にて討死したる時、兵糧澤山持ちたるが、屍の上の恥辱なるべきかと、思ふ事もあるべし。夫は軍術の至理を知らざる故なり。或は城中より切つて出でたる時、又は野合の一戦の時はさもあるべきか。縦令其時なりとも、食物を持たずしては、働く事なり難き物なれば、今日の心入は、又格別の事なるぞ。陣中を突割つて城中へ入り、堅固に城を持つべき心懸が專一なれば、少しも多く兵

糧を持ちたるこそ、却て志深き<sup>しな</sup>驗なるべしと宣ひし故、老若共に、力の及ぶ程、兵糧を腰に付けたり。斯様に諸人が、御一言にて合點致すやうに下知は、中々愚將のなり難き事と申したる事なりける。本書には、十二月廿六日に、蔚山の城へ入るとあり。相違なり。十二月六日の申の刻の事なり。

續蔚山籠城の事

蔚山普請半に、思寄らず大明人寄せ來りて、俄に楯籠りたるに依つて、兵糧乏しく、其上水の手を敵より止められたる故、諸卒飢渴に及びたり。腰に付けたる米は、漸う五七日の糧にこそなりたれ。後は馬を殺し、飢を助けたるといふ事必定なり。適雨<sup>たき</sup>降りたる時は、器に請けて、主人は用ひ給へども、下々は器なきに依つて、寒氣を忍び、布子羽織如きの物に雨を請けて、天氣上りたる時に絞りて、漸う口中を潤ふしたり。第一鹽を喰はざるにて、諸人弱りたり。少しづつも鹽を喰へば、味へる物なりとの物語、聞き侍るなり。心得べき事共なり。此時清正、諸大將衆に申されし



は、とても餓死せんよりは突いて出で、討死すべきと宣ふを、何れも御留めなされたる故、止みたると本書にあり。是れ沙汰もなき事なり。又東門を開きて、三百挺の鐵炮を持たせ、夜討を致したるとあるも、沙汰なき事なり。右の兩條は詐なるべし。

## 續加藤清兵衛、蔚山の城へ入りたる時の事

蔚山の城普請最中なる故、諸軍勢城外の近邊に、ひしと小屋をかけて居候て、普請を仕りたる事なり。鍋島加賀守小屋は、清兵衛陣所より、十二三町程手先なりけるに、近所に大きな沼水のありけるに、白鳥共、彼沼に何程ともなくひたり居て、夜明方になれば、五十三つ群れて、鍋島陣所の上を、いかにも低く通る所ありけるを、足輕共鐵炮二三十挺、一度につるべて放し懸くれば、一つ二つ自然に中りて、白鳥を打落したる故、每朝右の通りに白鳥を打ちしなり。然るに十二月三日の夜、七つ時分にてもあるべきかと思ふ頃、鍋島加賀守陣所に、鐵炮の音しければ、諸人聞きて、いつもの如く白鳥を打つにてあるべきとて、驚く者もなかりけるに、又鐵

炮の音、先のより多く聞えければ、是はいつものより時刻も早し。其上鳴音も、何とやらん違ひたるぞ。何様不審なりとて、起きる者もあり、又いや／＼何事にてもあるまじく、今朝は、鳥共澤山に通るに依り、大勢出でて打つ物にてあるべきといひて、騒がずして寢て居る者もありけるが、今度は夥しく鐵炮の音しける故、扱は敵が寄せ來るか、若し又謀叛人が出來たるかとて騒ぎて、物具取つて着る者もあり、漸う起きて帶をしめる者もあり、せざるもありける所に、鍋島軍勢悉く敗軍し來るを、追従つて、大明人雲霞の如く競ひ來り、指を吹鳴らし、半弓を射かくる事、天地も須臾に崩るか<sup>おびた</sup>と震し。然る故取る物も取敢ず、城へ入らんとしけるを、敵道を遮つて、半弓にて射る事、雨の降る如し。殊に十二月三日の未明の事なれば、敵の鋒先に行當るも知らざる程、暗かりける故、敵も味方も、見分け難くして十方に迷ひ、周章でける。然るに加藤清兵衛は、具足を取つて、着鎧を持ちて、遮る敵を突拂ひ突拂ひして、城へ入らんとしけれども、敵大勢に取籠められ、既に討たれんとしたる所に、手勢十一騎ありけるが、清兵衛を取包みて、眞丸になりて退きけるに、城と小



屋の間、僅一町計りありける所にて、九人枕を並べて討たれ、残る二人が、前後に付きて働きたるに依り、恙なく城中へ駈入りけり。扱歸朝ありて後、肥後國の中南關の城を、清兵衛に預け置かれしに、城の向の山に、右の討死したる九人の者共の廟を立置きて、忌日には、毎月參詣して焼香したるを、諸人聞きて感じ侍りける。九人の者共討死して、清兵衛一命を助かりたるは、重き忠功なれども、年長け時移れば、忘れ易きものなるに、此の如くはなり難き事共なり。

續 大明人、謀に引退く事

蔚山を取圍みたる大明人共、或夜の明方より、篝火を焼捨て、楯の板を、火を付け捨て置きて、總軍勢一度に引退きけるを見て、すは敵が退くと見えたり。いざ追懸けて討取るべきとて、諸卒犇きける時、清正暫く見給ひて、敵方便りて退くと見及びたり。一人も出づべからずと宣ふ故、城中騒がず、静まり返つて守り居たれば、案の如く酉の刻過より、彼の木陰、彼方の岩の下に、伏隠れ居たる敵共が、皆起き立ちて、

見る中に元の如く城を取巻きたる時、清正宣ひしは、扱こそ斯くあるべきと見えたり。誠に退くならば、跡に押の備を残し、先勢繰引にこそ退くべけれ。其上篝火を捨て、楯に火を付け退くと知らせ、夜明方より退きしは、城内の者を引出し、討捕るべき行なり。卒爾に追懸けて、人數を討たせるに於ては、大きな越度たるべし。敵の謀略を鑑み知るが、大將たる上の第一なりと宣ふなり。

續 漢南人共の、城を攻めたる様子之事

漢南の軍勢、城攻めけるは、毎朝辰の刻に、總人數代りけるに、一備々の大將と見え、或は淺黄或は黒きしなひの七八尺計あるを差したる武者二騎づつ、先立ちて押寄せ、總軍勢の備立置き、我は城へ向つて馬の首を並べ、二騎がきつと馬上に居て、明くる辰の刻迄、下馬する事もなく、馬の首を左右へ廻しもせずして居て、下知をなし、攻めけるを見て、是は人にてはあるべからず。木か藁にて作りたる人形を、馬に乗せたるべきと、諸人いひたる事なりける。十二月の事なれば、寒氣の強き事は、



我朝の北國などより甚しきに、扱々大乘の根器共、中々いふべきやうもなき事なり。日本人などの及ぶ根器にてはなきと、其時見たる老翁の物語なり。右の通り寄せ来る人數、毎朝入替るに、城の向にある山の尾崎を通るが、能く見えたる所あり。或時老功の者共に、若輩なる者共が問ひけるは、各は永祿此方、數度の合戦に合はれたる仁なれば、武道の功者達にておはしますなれば、定めて人數の積能く、鍛練あるべきと存するなり。此往還人數何程あるべき、積聞きたしと申しければ、老人共申しけるは、我々共の積は、何の時、誰の備は何程ありしが、夫より此人數は多ければ、何程あるべし。又此備は、何の所にて、誰の備より少く見ゆるに依り、何程にてあるべきと積る。別に見様存せず候なり。此様なる大軍の勢を、日本にて見たる事は不及申、終に古き物語に聞きたる事もなき事と、何れも申したるなり。

續漢南人楯の板を取る事並戰中働の事

城へ押寄する時は、楯の板に連尺を付け、背負うて後へ歩み寄る。其跡より、指を

曲げて吹鳴らし、半弓を持ち、步行立になりて押来るを、間近く引付け、鐵炮にて嚴しく打立つれば、楯の板をば其所に置き、颯と引退いて、又來つて、楯の板にある書付を見て、我名のあるを取つて歸る。何程鐵炮にて打殺され、矢に中つて死ぬれども、他人の楯をば取らず。爰を以て鑑みれば、末世たりと雖も、大明國の者は、大きに守る所あると見えたり。漢南人・朝鮮人の、野合にての働は、馬上に半弓を持つての勝負なり。馬を乗る事の達者なる事は、中々及べる事にてなし。嶮しき山坡を、上りにも下りにも横様にも自由に駆けて、半弓を射る事なり。殊にふしん弓と申し、長さ八寸ある矢を、竹の筒の中に入れ、其筒を引きて矢を射出す事なり。中の細かなる事は、本朝の射手などの、矢尻に似る事にてなし。漢南人、殊に勝れて上手なり。馬に乗りたる程の者は、具足を着て鋒をはくなり。歩立の者は、皆徒肌なり。鐵炮打つ事は、其頃迄は下手なり。同蔚山籠城の運を開きたる事は、釜山浦順天其外方々に御座したる大將衆の、後詰の人數を見て、大明の勢恐懼して、百萬の軍兵共、残らず引退きたると、本書にあり。此後詰に、色々の僉議ありて、後詰



の大將衆と横目衆と、口論出來て、既に大事あらんと致しける。後詰ありし方々の宣ふは、誰々後詰致し候に依つて、漢南の軍勢退散致し、籠城仕りたる諸卒、恙なく運を開きたるとの書札を認め、秀吉公へ註進の狀に、各連判致され、横目衆にも、加判あれと申され候時、家名は失念仕候兩人の横目申されしは、漢南人退散は、各後詰故と存せず、仔細有之故、加判なるまじきとの事なるを、清正、様々扱ひ申されて無事になる。其書札に、横目衆加判ありて、秀吉公へ註進ありたり。具なる仔細共ありたる物語、聞き候へども、失念致し申候なり。先づ此通にてあり。能く知りたる人、重ねて之を記さるべきなり。

續蔚山の城にて不思議共ある事

清正、西生浦より蔚山へ出勢なされ候時刻少過ぎて、跡に不思議なる事あり。城際に、横白間程の大河ありけるに、鶉何萬ともなく來りて、三町程の間に、水の色も見えぬ程、浮び居けるを見て、此儀吉凶いかゞ知り難きとて、諸人怪しみたるに、恙なく蔚山の城中へ入りて、剩へ運を開き給ふ故、吉の相にてありけると、後に思ひ當りけり。

蔚山運開きて後、漢南人共の寄せ來りて、陣取りたる跡を見廻るに、糞したる跡一所もなし。百萬有餘の大軍勢が、卅日の間、晝夜寸地も残らず取巻きて居たる跡なれば、一度も糞をせぬといふ事はあるまじき事なれば、穴を掘りて、埋みてもあるかとして、色々尋ね見けれども、見出したる者なし。長陣といひ大軍といひ、旁以て狼藉なるべきに、其跡を穢す事なく、奇麗にして引退きし事、不思議なりける事共なりとて、諸大將皆舌を巻いて感じなされたり。日本人の、十日とも陣取りぬる跡は、中足の踏立つる所もなき程むさき物なると、數度事に逢ひたる老人共申し、なり。同城運開きて、亦普譜ありけるに、少し水の付きたる草原の滋ある所を、堀に掘りけるに、長さ七八十間横三間程の内に、二尺三尺計なる蛇共が、何程とも積りもなく、底へも八九尺程の間、皆蛇なり。掘出し持籠もっこに入れて、川へ何程ともなく運び捨てたり。奇特不思議なりとも、いふべきやうもなきと、諸人申しければ、何者が



いふともなく風説には、漢南人が薬を蒔きて、此の如しといひ習はしけれども、何の益もなき事なれば、薬撒くべき仔細もなし。又敵の陣取りたる所なれば、漢南人も、定めて蛇の居る上に陣取る事、好むまじき事なり。然も大寒の中なる故、大きに不審なる事なり。右三ヶ條、慥に見たる仁共の物語、數度直ウキに聞きたる故、之を記し候なり。

續高麗にて働に甲乙次第の事

高麗陣中の働に、甲乙の次第ある事なり。始め釜山浦へ着船時分の朝鮮人の働は、純ひたすら柔にして、純弱なり。元良蛤人の働は、弱兵たりと雖も、又強在あり。漢南人の働は、強くして少弱なり。故に後は、日本勢數度手を取りたる事あり。故に此書を見るに、能く心を付けて鑑ふべき者なり。

續馬草刈を漢南人追ひ來る時出合ひて働の事

漢南人出張しては、馬の草刈に出でたる者共、ある時は追立てられて、陣屋迄敵來りて、働きたる事あり。或は草刈共残らず討取られたる時もありける故、後は侍五騎七騎に、足輕廿人卅人宛添へて、草刈を出したる事なり。此時數度敵に逢ひて、一戦ありて、手柄を致したる者もあり。又後れを取りたる事もあり。朝鮮國古都にて、或時草刈出でけるを、漢南人出張して討捕らんとするを、足輕共防ぎ戦ひけれども、事ともせず半弓を射かけ、大勢出重なりける故、叶ひ難くして、草刈を連れて出でたる五六騎の者、足輕共に追立てられ、陣所近く迄敗北し來るを聞付け、和田備中・加藤大助、眞先へ進み出でけるを見て、相續いて加藤滿助後丹後といふ・加悦助六後平馬といふ駆出づる。漢南人も、暫く戦ひけれども、右四人の者、甲の鏝を傾け、突いて懸りけるに、相續いて大勢出來るを見て、叶はじと思ひけん、引退く所を、切伏せ突伏せ首を取る。備中は向脚を、半弓にて射貫かれけれども、馬より飛んで下り、敵の甲の眞甲を切りければ、太刀眞中より折れける故、押込みて組臥せ、首を取りて立上らんとしけれども、痛手故、足自由ならずして、暫く休み居たる所に、飯田角兵衛・鵜平

馬草刈を漢南人追ひ來る時出合ひて働の事



次來りて、矢柄を抜いて捨て、角兵衛、備中を馬に抱き乗せ、兩人して、引圍みて退きたり。加藤大助後に山本河内といふも首を取る。此兩人眞先へ出で、敵を突崩し、加之、首を取りたる條、御感ありて、和田備中には長光の刀、大助には月毛馬、褒美として下し給ふ。此外の者共にも、御感の由仰せられ候なり。

續 枯木を旗と見て敗軍致す事

右に記す如く、大明人出張して、數度日本人越度を取り候に依り、諸勢少し恐懼の心出來たる時分、或山道を夜更に押行きけるに、夜明方に、先手の勢敗北し來りて申しけるは、押行く向の山に、漢南人と見えて、旗共夥しく立置き、人數何萬とも知らず、谷にも峯にも見え候。此小勢にて通る事は、思も寄らずといひける故、然るに於ては、先づ老功の者を遣し、敵の様子を見定めて、合戦あるべきとて、總軍勢をば、其所に備を立置き、物慣れたる老武者を二騎遣し、夜明けて能々見ければ、白き旗と見しは、枯木のしやれたるなり。又は紅葉したる木葉なり。人數と見えしも、

皆木石などにて、人は一人もなし。尤夜明方の事なれば、物の色、定かに見定め難き時分の事なれども、是程には周章てまじき事なれども、併ら上古平氏の軍兵が、富士川にて、水鳥の羽音に驚きて逃げたると聞きければ、あるまじき事にてもなし。其時の平氏の侍、皆臆病にもあるまじきと思ふは、齋藤眞盛は、奇異の曲者といはれしが其中にあり。今此敗軍の勢の中に、數度手柄を仕りたる勇士もあり。斯様の事は、深き吟味之あるべきと思ひ、之を記し侍るなり。

朝鮮國の道の一里は、日本の關東道の法なり。一里木と名付けて、一里塚の上に削りたる木を立て、其次の郷何といふ所迄は、何里何町ありと、具に書付けて置きけるなり。

朝鮮國の名に、赤い國青い國とて、五色の名ありと、世以ていひたる事なり。知らざる者の申す事なり。朝鮮の繪圖を畫きたる時、國々を色々に彩色しけるに、或は赤く或は青く色彩る故に依り、其國の名を覚え難き故、其色に付きて、いひ習はしたる事なり。假令ば日本の繪圖に、國の分を知らせん爲めに、上野をば赤く繪どり、



信濃をば青くだみたるを、上野を赤國、信濃を青國といひ能き儘に、他國の者のいふ如くなり。國の名にてはなし。

高麗國の年貢は、皆白米にして納むるなり。夏蟲にならぬ爲めに、石灰を混ぜて置くを知らずして、始には常の如く炊きて食にたき、食して食傷する者多かりしなり。後は之を知りて、幾度も水に立て、石灰を流して食にして喰ひしなり。始め一二年の間は、兵糧を日本より渡して、總軍勢の糧にしたり。後は所の町人百姓を歸し、前々の如く年貢を納めさせけるなり。町には、後々は日本人渡海し來りて、小屋を懸け居て、商いたしたるに依り、清正の居城西生浦には、高麗町・日本町といひて、分けて住しけり。

高麗國の寺々は、在家を離れて、山中に引籠つてあり。一々寺も市中にはなし。乞食にならでは、常に僧の市中へ出づる事なし。此故に道中にて僧に行合ひば、町人百姓は下馬致し、殊の外崇敬するなり。寺々は申すに及ばず、武家にも、書籍の二駄三駄程づつなき家はなし。町屋在郷にも、少し宜しき家には書籍多し。之を以

て鑑みれば、朝鮮は夷狄の國なれども、今に文道の沙汰はあると見えたり。

續撰清正記 卷第四終

枯木を旗と見て敗軍致す事



## 續撰清正記 卷第五

### 第一 左馬介幸明、順天の城守る事

一、日本人朝鮮より、中歸朝あつて、重ねて朝鮮在陣の大將、四方を下知する。城三所に結構す。蔚山を東路として、主計頭清正在陣。順天を西路として、攝津守行長在陣。泗州を中路として、甲斐守長政在陣す。蔚山は、別しての要害の地なり。重ねて敵の大軍に攻められては悪しかりなんと、清正諸將相談し、毛利宰相に、筑紫衆を加へて、正月十日より普請始まり、成就の上、清正へ渡さんとせし時分、諸大將小西を始め、順天の城を明け、釜山浦近邊につばまんと評定す。故を如何にといへば、順天は北、蔚山は南、其間百里に及べり。大明人百萬にて、今度は順天へ取懸くる由、頻に風聞あるに依つて、取巻かれては悪しかりなんと、中路と南方と、二筋

を持堅むべしとある時、加藤左馬助幸明一人、進み出でて申されけるは、敵の面をも見ずして、此城を開退く事、武士のすべき業にあらず。各は兎も角も候へ。左馬助に於ては、一人なりとも、此城に止まり申すべしと申さる。此由左馬助、清正へ申越されしかば、清正・秀元相談し、安國寺を使に申付け、順天へ申遣されしは、順天を明けられん事は、能々諸將御相談あつて、御分別あるべし。左馬助申分に過ぎまじき由、申遣さる、故、諸將も其儀に任せ、さて右の旨、秀吉公へ言上申されしかば、太閤御感あつて、左馬助主計、宰相へ申分尤なりと、御感の御朱印を下さる。書にいはいはく、

先書に如被仰遣、其方事、今度蔚山表へ早々懸入に付而、異國之大軍兵引退候事無油斷故、右之通感被思召候。次に順天へ、安國寺遣候事、武之吟味不可勝計候。仍光忠之御腰物被遣候。猶淺野彈正少弼可申候也。

三月廿三日 御朱印

加藤主計頭殿へ

第一 左馬介幸明順天の城守る事



## 第二 大明梅栢、蔚山の城へ押詰むる事

一、大明の大將梅栢、六萬の人数を催し、蔚山へ重ねて押寄する。清正下知せられしは、先非を悔えて押寄せたると覺えたり。今度は城普請兵糧人数も成就し、一つとして乏しき事なし。今夜一夜討せんと、加藤清兵衛・庄林隼人を呼び、若者共召連れ、夜討すべしとあり。鵜平次・井上大九郎申しけるは、夜討は、鐵炮頭の役にて御座候間、兩人は後詰然るべしと、望み申すに付きて、さあらば清兵衛・隼人は、兩人鐵炮にてこなし候跡へ、一備働くべしとの事なれば、二人の鐵炮頭門を開き、鐵炮を一度に放し懸くる故、梅栢が先手千五百人、討取られ引退く。然る所に梅栢、太鼓を打つて押詰むる。柵際迄引付け、鐵炮にて打立て、其崩れ口を見合せ、清正、塵を振り、門を開きて切つて出でよと下知なれば、榊平馬・和田備中・堤權右衛門、一番に鎧を入れ拂ひたるに依つて、相叶はず引退く。其の後色々武略を仕ると雖も、力に及ばず引拂ひ、羽柴兵庫頭在陣。泗州へ取詰むる人数の内に備をなし、攻め寄すると聞えし。

## 第三 秀吉公御他界、朝鮮在陣衆歸朝の事

一、慶長三年戊戌の年夏の頃より、太閤秀吉公、御不例の御心あつて、八月十八日薨逝し給ふ。御遺言に、朝鮮在陣の軍勢、残らず引取るべしと、委細家康卿・利家卿に仰置かれしかば、藤堂佐渡守・石田治部少輔・淺野彈正少弼を朝鮮へ遣し、此旨申觸るべしと仰置かるゝに付きて、三人博多迄渡海し、其旨朝鮮へ觸れられしかば、主計頭・左京大夫・加賀守・壹岐守・甲斐守相談し、持の城々放火し陣拂をして、順風に帆を揚げ、日本對馬へ渡海す。朝鮮の番船共恐をなし、船軍もなくて歸朝せられ畢ぬ。朝鮮在陣の諸大名博多に下り、治部少輔に參會す。清正は彈正名島にあれば、彈正に會はんとて、名島に至り一宿し、彈正同道し、博多へ來る。彈正・治部少輔、諸大將を呼集め、朝鮮在陣の苦勞を感じ、太閤御遺言を申渡し、御遺物銘々に配分す。何れも頂戴し悲難に及び、暫くありて、治部、涙を抑へ申されけるは、各是より伏見へ

秀吉薨去

朝鮮出征  
軍凱陣



御上りあつて、秀頼公へ一禮申され、扱面々の國へ下向し、數年の窮屈御述あるべし、中にも治部申されけるは、來秋の頃は、又々上洛あるべし。さあらんに於ては、茶の會遊宴を始め、各を慰め申さんとの挨拶なり。清正は、元より治部少と中惡しかりければ進み出で、治部少の御茶を給はるべし。某は七年朝鮮おらんかい在陣し手を碎き、兵糧一粒もなく、茶酒も持たざれば、稗粥にて饗應申さんと、大聲にて申されける。治部、少し心に障りけれども、返答にも及ばず、諸將伏見へ上着し、秀頼公へ一禮申上げ、主計頭も禮を申し、御暇下され歸國に及ぶ。

#### 第四 朝鮮在陣衆と石田治部少輔不和の事

一、朝鮮在陣中、石田治部少輔三成、太閤殿下へ恣に支を申すに付きて、治部少輔に從はざる者は、讒言申す。是に依つて治部少輔不和の大名は、折を得、打果すべきとの所存なり。就中加藤主計頭・福島左衛門大夫・細川越中守・加藤左馬助・黒田甲斐守・淺野左京大夫・池田三左衛門、此七人と不和なるに依り、七人評定あつて、秀頼公

御代始に、治部少輔を討果すべきとの企ありと雖、治部少輔も、大身小身に、何十人となく、入魂の衆之あるに依つて、所存に任せず。小西攝津守行長は、寺澤志摩守と相談し、朝鮮在陣中、越度を取りたるとの沙汰之あるに付き、申開きの爲め書物かきものを認め、家康卿・利家卿・輝元卿・景勝卿・秀家卿五人の衆へ差上ぐる。右の書物に、主計頭・申斐守・加賀守・壹岐守、此四人の儀を申すに付きて、書物の寫、四人の所へ來る。四將參會し、小西・寺澤越度を取りての上、斯様の書物、言語に及ばずと相談し、小西越度を箇條に書立て、五人の御家老中へ差上げらるゝ。書に云、  
高麗前後之儀、東目衆中申上條々。

連判四人申分。

#### 第五 小西、朝鮮陣中の惡事、在陣衆中より

##### 秀頼公へ申上げらるゝ事

一、今度御無事の取とりあつかひ暖に付きて、此方の衆中、釜山浦陣拂仕候に依り、其手筈相違ひ、



むざくと罷成るの由言上の所、何れも僞に候。其仔細は、此數條の内に、證跡相見え申すべく候。其の上先年御無事相濟まさるゝの由候て、遊撃並に官人等渡海の時、太閤様へは、大明より御詫言申上ぐとて、言上候へども、大明より申分は、太閤様御懇望に付きて、大明より位を許し、則ち日本の王になし參らせ候由、書物進上候。彼書物取出され、御改めなされ候て、御覽あるべく候。斯くの如くの上、御不審に候はゞ、主計頭所に、大明よりの證文共之ある事に候。太閤様御存生の御時、小西數年僞申上候段、聞召届けらるゝに依り、大明との御無事の<sup>あつかひ</sup>、主計に取扱ふべきの由仰出され候。小西事は、向後彼屢仕るに於ては、曲事の旨仰出され候。則ち御成敗なさるべく候へども、高麗引口の様子に依り、仰出さるべきの旨に候。然る間御詫に任せ、大明人へ御無事の儀、主計方より申遣し候へども、主計口にては、正直に申遣す故、同心之なく候。小西表裏迄を申扱ふに付きて、大明人も其趣を存候て、度々ぬき申候段、眼前に候。今度引口の様子共、能々御分別なされ、御法度の事候間、仰付けらるべき儀、專一に候事。

壹岐守申分

一、釜山浦<sup>浦</sup>番 寺澤志摩守仕られ候。加勢として、壹岐守仰付けられ候。然る所に、十一月十六日、丸山打明け西目へ越さるゝの由承り候間、同名九左衛門を以て、丸山明けられ候儀、如何之あるべき儀に候や。さやうに候はゞ、拙者一人相殘るべき儀にあらざるの間、同前に打明け、相働くべきやと申遣し候處に、志摩守儀は、小西同前に、最前より無事の扱を仕候間、罷越すの由申され候。然りと雖も、早此面へも、敵物見相見え、殊に順天籠城の上は、御無事の儀は事なるまじく候間、主計頭申斐守、明日は越さるべく候間、待付けられ、相談を以て、後卷の儀、<sup>うしろまき</sup>丈夫に然るべきと申候へども、無事に相濟むべきの由申され、西目へ越され候間、此上にも、御無事相濟むに於ては、日本御外聞に候間、其方次第と申遣候。斯くの如くの時分、何れの道にも相抱へ候へば、御忠節と存じ、彼丸山も請取り、兩城御番仕候。其身へ御預けなされ候城を、開渡すのみならず、剩へ無事をも相濟まさず、結句小西、善惡をも見届けず、番船には追散らされ、南海の城を明退き、五里十里ならず、卅里餘



り其日に逃退き候事は、前代未聞かと存候。其上釜山浦へ各打入り、一兩日も逗留の内に、御兵糧之あらば、上様の御船三百艘渡海候間、積み來らるべき儀に候。其刻は、釜山浦一國一城に罷成る様子に候。御爲をも存せず候は、縦ひ其身御無事の扱に越され候とも、外に之ある兵糧をも、丸山の城に入置かるべき儀に候所に、結句城中に之ある御兵糧さへ、悉く舟に積み申され候間、御上米の儀一粒も、拙者は存せず候。次に釜山浦引取る刻、放火候儀は、四人談合せしめ、各西目衆へも相談の便を遣し候處に、何れも舟に乗浮べられ、此方の使にも對面なく候間、此上は陣拂然るべきと申談じ、放火仕り、歸朝せしめ候事。

連判中申分

一、小西攝津守、御無事仕る由候て、九月十九日に、大明人對面の爲め罷出候處に、ぬき公事にあひ、其儘追立て、其身の居城へ取入り兼ね、軍兵をも數多討取られ、剩へ對面所に附置き候雜兵已下をも捨殺し、沙汰の限なる仕合にて籠城仕候。然る所に、同廿一日、蔚山へ敵人數を押寄せ候。同日夜討申付け、先手一陣打崩し候に付

きて、翌日廿二日、城際の陣を、其身用心に、陣所の廻に、土手柵をつけ、明廿三日辰の刻より、總勢を以て、總構へ押寄せ候條、柵際迄引付け、鐵炮にて打立て、其崩口を見合せ、諸口より切出で、首數千討捕り候。其外手負死人其數知らず候。然る間、敵矢手を元の陣へ引入れ、在陣仕り、色々武略いたし候へども、別の行もなく、同廿九日、諸陣を放火せしめ、五里程の間へ引入れ、毎日足輕武者物見を出し之ある體に候。同廿七日、羽柴兵庫頭抱、泗州の出城へ敵寄せ、彼出城取入る刻、敵勝利を得、夫に付き敵利に乗り、泗州の城へ、十月朔日に押寄せ候處に、羽柴兵庫頭衆、切出で追崩され候。斯くの如く、敵を所々に於て打果し候故、順天を取巻く海陸の敵も、十月十日に引取り候事。

連判衆申分

一、右の如く敵引取り候上は、主計存候は、兎角太閤様御薨逝なされ候由、有増相聞え候間、朝鮮面越度なく引取り候へば、日本の御爲に候間、引取り候ても然るべきかと、甲斐守迄相談せしめ候へば、尤に存せられ候間、御使徳永法印宮城長次逗留



の内に、談合せしむべきと甲斐守申候て、くちやんに於て出合ひ、志摩守談合候所、尤に候間、西目衆中へ申渡すべきの由候て、御註進狀以下、志摩守指圖を以て、西東同前に仕候へと、甲斐守堅く申合せ候て、其註進狀の文言も、申合す筋目に相違候故、表裏の段、御使衆御存知の前に候。然る所に、御無事重ねて取扱申すの由、小西申越すの旨、寺澤觸狀、十月廿五日の日付にて申越され候。又々ぬき公事たるべく候へども、各分別次第と返事仕候。さ候て霜月十二日の日付にて、又々小西ぬかれ候て、入城せしめ候條、其見次仕るべきの由候て、羽柴兵庫・羽柴左京居城引拂ひ、註進狀寺澤方より差越し候。斯くの如くの上は、諸城引拂ひ、釜山浦へ差出でられ、相談あるべきの由申越され候。主計頭・甲斐守返事仕候は、十五日夜半の儀に候へば、翌日引拂ひ候儀、罷成らず候間、十七日に引拂ひ、釜山浦へ罷出で、書中に任せ、談合せしむべきと申遣し候。右の首尾に罷出候處に、主計・甲斐守をも相待たず、釜山浦の丸山打明け出船の由候。然るに依つて、同十八日、西目てだてに及ぶべきと存じ出船候。加徳鍋島に於て相談せしめ候内に、十九日の曉、彼西目衆出船の手、敗

軍の由、其聞え候に付きて、早船を以て相尋ね候處に、唐島瀬戸口迄引入り候。左候時は、順天善悪如何候や。順天相果つるに於ては、各早々加徳邊迄も打入らるべく候はんか。若し又小西善悪をも聞届けられず候は、是迄後詰として差出し候間、善悪を承届くべきの旨、羽柴兵庫・羽柴左京・寺澤志摩守方へ、十九日に申遣し候處に、早々唐島に至り、差越し候へ。談合せしめ、小西善悪を承届けたきの由、寺澤志摩守方より申越し候。羽柴兵庫・羽柴左京返事に、委曲寺澤志摩守方より、申さるべきと之ある儀に候。斯くの如くの所に、小西廿日の晩、南海の南の浦を廻り、唐島瀬戸口に至りて、相着かるゝの由、寺澤志摩守註進候。斯くの如くに候へば、此衆中油斷のやうに申上げらるゝ所も、御穿鑿を遂げられ候は、油斷なき通り、墨付御座候。然者小西善悪承るべき爲めにこそ、行に及ぶべきとは存寄り候へども、此上は早々釜山浦に打入られ、然るべきの由申遣し、此方衆中は、釜山浦一國一城の儀に候。其上東目の敵、悉く差向ふの由相聞え候。さ候へば、一日も心元なく候間、あつちま相越すの由申遣し、霜月廿二日に、釜山浦に至りて差越し候。翌日廿



三日、西目の衆中、釜山浦の瀬戸迄相着かれ候。同日の晩に、相談あるべきの由、志摩守申越し候。夫に付き廿四日の朝、相談とある儀に候。いかやうの儀たるべく候や、内々承り度の由、志摩守所迄申遣し候處に、一つには、しいの木島瀬戸口に、番船の押として、あだけを懸置き候はんや。二つには、唐人西目に於て、質出し候。此取納めやう、日本へ遣さるべく候や、又は成敗も之あるべく候や、大明へ送り遣すべきや、様子如何たるべきやと、寺澤内三井角右衛門を以て申越し候。此趣は、此方衆中分別に能はず候。番船押のあだけは、番船待付け候て、いらざる事に候間、此談合に及ばず候や、人質片付けられ候事は、其方分別に任せらるゝ儀に候條、此方相談に及ばず候旨、返事申候。兎角程遠く候ては、談合なり難く候間、丸山へ打寄り然るべきと存じ、志摩守所へ、小西・羽柴兵庫・羽柴左京打寄られ候はゞ、夫へ參るべきと申遣し候へば、打寄るに及ばず候間、使を以て申承るべきと返事に候。其上にて、彼方より相談の儀は、此御朱印にて、分別仕候へとて、徳長法印・宮城長次渡海の時、差渡さるゝ御朱印、最前は雙方へ隱密せしめ、彼時相越し候。其返事、此方

より申候様子、此御朱印は、御無事相濟む上を以ての御仕置と相聞え候。左候へば入らず候かと申遣し候。只今の御仕置は、博多より、淺野彈正・石田治部少輔差越され候書中の趣か、又は伏見より、内府公・大納言殿より仰下され候筋目か、此兩條の内に然るべきと、存候由申遣し候。然る時に彼方より返事に、右の兩條の内に分別候へば、相談は入らず候由小西申候。重ねて申遣し候は、釜山浦の城請取られたきの由は、御無事の筋目も候や。自然釜山浦に於て、各御自分の御隙入る儀も候やと申遣し候へば、小西申され候は、いはれぬ人の心中を、搜り候やと申候。然る處に、此方の使者の者共申候は、さやうに仰せられ候へば、御談合にては之なく候や。有無の返事も之なきに付、別に仰せられ分も之なきかと、再三使の者共、故實申し候處に、志摩守申分には、今一往御朱印を能く頂戴ありて然るべきの旨申すの由、右の使の者共罷歸り、申聞候に付きて、重ねて御朱印取りに遣し、種々様々拜見仕候上を以て、談合せしめ候へども、右の趣に替る様子、分別致さず候間、其通申遣し、御朱印返進候の處に、早、寺澤・小西・羽柴左京、舟に乗泛べられ候由候て、御朱印を請取



手も之なき様子に候ひつる。左候間、寺澤内楳原六兵衛と申す者に尋ね合ひ、右の御朱印相渡候旨、使の者共申候に付きて、此上は各出船致すべく候條、城中の儀は、陣拂然るべき旨談合せしめ、其上を以て放火仕候事。

加賀守申分

一、順天面、番船差出に付きて、談合申すべく候條、早船にて急度罷出づべきの由、寺澤志摩守申越さる候間、九月廿五日、固城へ罷出で候處に、翌日寺澤志摩守、南海より參られ、様子承り候へば、番船いかにも手弱き體に申され、急ぎ行に及ばるべきの由申され候。某存候は、大明朝鮮相催し、海陸取詰めたる事に候間、日本衆後卷も之あるべきと、敵覺悟致すべきと推量せしめ候。殊に小西、城堅固に相抱へられ候由申越され候間、然る時は聊爾に仕懸けられ、自然越度も候へば、結句小西難儀に及ばるべく候。公儀の御爲も然るべからず候間、諸城各相談の上を以て、丈夫に支度候て、仕懸られ候は、然るべきの旨、申せしめ候と雖も、同心なく、先づ取懸けられ、難儀に於ては、引取らるべきの由申され候。左候へば、敗軍たるべき體に候間、

届かざる儀とは存じ乍ら、是非に及ばず、拙者も罷出づべきの由申候。然者日限を承り候て、竹島に置き候船人數、召寄すべきと申候へば、三日相待たるべきの由に候。左候ても順天・竹島の間、凡そ海路片道さへ、五六日にて候間、今少し差延べられ候へと、重々斷り申候へども、承引なく候。然る時は、見懸けなき所に、早船二三艘の體にて罷出でんも、御用に罷立つ儀之なく候間、自身の儀は罷出でず、親類の者三人、鐵炮相添へ差出し候へども、最前急がれ候旨に相違し、差延べらるゝの由、二三日過ぎ候て承付候間、手前に於ても、兩城相抱へ候條、猶以て我等者共、差延ぶるに於ては、差戻さるべきの由申遣し候。させる儀なく候處に、色々物がましく申上げられ候儀、是非に及ばず候。申上度儀候へども、先以て是式に候。猶聞召上げられ候は、可申上候事。

甲斐守申分

一、小西朝鮮中、粉骨仕候由、書上の旨に候。各御存知たるべく候へども申上候。先年平安道へ相働き、河端に陣取り候處に、小西先手へ、敵朝駈仕り、先手の者共、追



立て候へども、其身すけをも仕らす候處に、甲斐守駈合せ、大明人悉く打取り候。此等も彼仁手柄にて御座あるべく候や。又晋州を攻め候刻も、小西は、何れもより遅く候て、攻落し申す日参り候て、片桐市正家來の者取り候て、鼻を搔棄て置候首を拾ひ、大將の首を打取るの由申候て出し、剩へ一番乗仕り、手柄を致したるやうに言上の段、珍らしき儀に存候事。

甲斐守申分

一、小西平安敗軍之刻、大友城への傳に、甲斐守家來小河傳右衛門と申者入置き候しよほんの城迄、正月九日の晩に逃げ來り候を、彼城主甲斐守所迄、註進せしめ候に付きて、甲斐守迎に参り、小西召連れ罷越し、五六日も足を休めさせ候内に、都に御座候備前宰相殿石田治部少輔増田右衛門尉大谷刑部少輔迄、此面に於て相抱へらるべきやと、註進せしめ候處に、かせんほと甲斐守間の傳の城をも、無届に引拂ひ、かせんほをも引入らるべきに相定まり候。第一かせんほと都の間に大河御座候。氷解け候てよりは、人數引取り候事ならず候間、兎角早々打入るべき旨返事

に候。其上大谷刑部少輔迎として、かせんほ迄罷越され候間、此上はいらざる儀と存じ、小西並に大友召連れ、都へ罷出で候。寒天の時分に御座候ひつるに、逃來り候を、着る物已下其外遣し、肌迄隠させ、都へ召連れ候を、結句あしさまのやうに、名護屋に於て申上ぐるの由候。斯様の儀、幸御座候間、御穿鑿なされ候て下さるべく候。何れも墨付之あり候事。

主計頭申分

一、小西事、平安面無事以下、矢手に付きて、重ねて都に於て、御無事の取扱を仕り、敵方へ懇望せしめ、王子をも、都に至つて返し遣すべきの由候て、遊撃を呼越し、其ま、遊撃に、釜山浦の城を相渡すべきとて、偽り候て召連れ、太閤様へは、此王子御返し候は、忝存じ奉り、高麗の儀は申すに及ばず、大明迄も屬いたすべき由申上ぐるに付きて、偽とは思召されず、王子を返し遣され候。斯くの如く偽申上げ、太閤様御外聞悪く仕成し、剩へ王子返し候儀、主計頭も人數に仕候て、大明人の方へ申合せ、證文唐人方に之ある事に候。然れば重ねて御無事の儀仰出され候。王子



を日本へ差渡し候事、第一に仰下さるの由、小西書上げらるゝの由、左様に候へば、左程王子一人さへ、日本へ渡したく思召され候に、王子兄弟並に王子の女房・王の舅、其外高官人等、數多生捕り候を、色々偽を申上げ返し遣す事、如何御座あるべく候や。其上又々御無事取噉ふ時も、日本へ様々偽申上げ、唐人にはぬかれ、數度越度を取り、日本御外聞悪しく仕成す事、前代未聞に候。又此度御無事取扱ひ候由にてぬかれ、之を初め度々の儀に候。申すに及ばず、今度の引足には、羽柴兵庫・羽柴左京を餌にかひ、其身は其間に、南海の南の沖へ廻り逃げ來り、手柄のやうに申分、不審に存候事。

壹岐守申分

一、南門の城、八月十三日に押寄せ、十四日取巻き候て、仕寄の様子談合の爲め、蜂須賀阿波守所へ、各打寄りあるの内に、其晩小西使として、太田飛驒・猶村監物を以て、城中に之ある大明人共、先手以來御無事の取扱仕る者共に候。此度打果され候へば、御無事手切れ仕る儀に候間、御助け候やうにと申越され候。太閤様より、諸手

へ御朱印を以て、向後大明と、御無事の取扱仕る者、曲事たるべき旨御觸に候。然れども小西、大明との御無事、御内意を得らるゝ事候はゞ、諸手へ一札をも出され、其意に任せ、助け置かれ候へと返事申され候。さ候へば、是非に及ばざる旨に候て、城中助け置かるゝ儀に候て、止められ候。御朱印御觸を相背き、斯くの如くの段、越度たるべく候事。

甲斐守申分

一、去々年甲斐守、殿守より先へ相働き、則ち唐人ちくさん郡に同勢之ありて、てんなん郡へ罷出で相抱へ候を追崩し、則ち同勢居候ちくさんの館を追拂ひ、數多打取り候。其外都より遊撃使を出し、都迄押入られ候へば、其身相果て候。小西と堅く申合せ、仔細あるの由候て、使者を相越し候。然るに返事仕らず、跡へ相詰め候はんかと註進致し候間、逗留中に、又遊撃兩使を差趣し、小西かちさし物並に遊撃方への書狀相越し候。然れば主計頭・甲斐守迄にて、都迄押し候事如何の旨、御目付衆申さるゝに付きて、其意に任せ、遊撃兩度の使を召連れ、主計頭一手に罷成り、夫よ



り小西指物並に書狀の寫仕り、兩度に、三人の唐人に使者を相添へ、小西方へ遣し候處に、使の唐人をば留置き、甲斐守方への返事は之なく候。右の如く御朱印を相背き、重々恣に之ある段、如何御座あるべく候事。

連判中申分

一、羽柴兵庫父子、羽柴左京同一組衆、並に對馬守志摩守、今度番船に於て、似合はざる見合にて、日本の御外聞失はれ候事は、如何に候。其上順天つなぎの南海へさへ、取籠らず。剩へ卅里餘南海へ引拂ひ、相遁れ候事、各御分別にも御座あるべく候と雖も、申上候。先年大友事、小西敗軍に付きて、歷々諸侍逃げ來り、小西相果て候由、再三申すに付きて、陣所を開退き候。其儀所存ならずと仰出され、國を召上げられ、日本一の臆病者と、御勘當の御朱印を下され、關東へ召失はれ候。斯くの如くの御法度之ある事に候。此旨能々聞召届けらるべく候事。右條々、能々御吟味を遂げらるべく候。朝鮮在陣中、表裏迄を申扱ひ、越度を取り、日本の御外聞失ひ候様に仕成し候事、誠に前代未聞に候。秀頼様御法度初めたるべ

く候間、速に御糺明なされ、仰付けられ下さるべく候。恐惶謹言。

三月廿二日

加藤主計頭在判

鍋島加賀守在判

毛利壹岐守在判

黒田甲斐守在判

家康公

利家卿

景勝卿

輝元卿

秀家卿

御奏者御中

斯くの如く返札なれば、小西彌面目を失ひ、太閤御前への取成は、石田治部少輔たるに依り、治部少行長立腹し、一度天下を覆し、掌の内に入れんと、二六時中謀を運



らしけり。

一、主計頭清正は、家康公に屬し、御馳走申されければ、家康公仰せられけるは、清正には妻女なし。我々娘を參らせんとて、水野和泉守息女を御養子なされ、遣され候なり。

### 第六 石田治部少輔謀叛の事

一、太閤仰置かるゝには、加賀大納言利家は、大坂在城あつて、秀頼公を守護し、江戸内府家康公、伏見に在城ありて、萬事利家相談の上、天下の仕置等、宜しきやうにあるべしとの儀なり。石田治部少輔三成は、天下に一度旗を立てんと、謀略を運らす。三成に組する大名は、長尾景勝・毛利輝元・宇喜多秀家・島津義久・小西行長・鍋島加賀守、其外數十人に及べり。治部少輔謀りけるは、景勝謀叛と稱すべし。然るに於ては討手として、家康公發向あるべし。其留守を窺ひ、洛中に旗を擧ぐべし。さあらんに於ては、岐阜の城に取手を構へ、美濃國關ヶ原にて、一合戦すべしと評定

石田三成  
謀叛

清正、家  
康に與す

し、景勝謀叛の色を立つ。案の如く家康公は、景勝退治として、關東へ發向あるべしとの儀にて、備定あり。加藤主計頭清正は、元より三成と不和なりければ、家康公へ屬し、折節伏見に住居せられ、山岡道阿彌を以て申されけるは、今度關東への御發向、始終いはれなし。如何となれば、家康公、内大臣の宣旨を蒙らせ給ふ御身にて、自ら手を碎き、合戦し給はん事無用の至なり。今幸ひ人數を召され參上候。先づ某並に細川・福島・加藤・黒田・池田を遣さるべし。若し覺束なく思召すに於ては、隣國の事なれば、伊達正宗を加へらるべし。猶も心元なく思召し候はゞ、其時御進發宜しからん。其理如何となれば、治部少輔並に奉行共、景勝を讒言し、謀叛と稱し餌にかひ、家康公を釣出し東國へ下し、跡にてゆるゝと計るべしとの巧、鏡にうつらふ如くなりと申上げらるれば、家康公御返答に、委細の懇志、祝着之に過ぎず候。去乍ら我れ弓箭の家に生れ、斯様の所を忽にせば、武門の名を穢すぞかし。清正は、武勇といひ智謀といひ、天下に隠れなし。其上我に對し内縁の間なれば、帝都を守護の爲め、伏見に留めたくは候へ共、九州の内、心許なく候。急ぎ歸城あつ



て、能きに計らひ給ふべしとの事なれば、伏見を立ち大坂へ着し、利家へ參候し、秀頼公へ御目見あつて、御暇を下され、大坂より乗船し、隈本に至り、歸城し給ひけり。一、豊後國杵築城主細川越中守家老松井佐渡守所より、飛脚到着す。大友義統、治部少輔に組し、牢人の身として、本國なれば下向し、民百姓を頼み、杵築の城を攻めんとの用意なり。是に依つて鐵炮の御加勢なされ下され候やうにと申來る。清正は、内々武具馬具の吟味、晝夜を分たざる折柄なり。三宅角左衛門といふ鐵炮頭に、百挺相添へ、加勢あるべきとの儀なり。角左衛門申せしは、近日何方へぞ御働あるべき。然るに於ては某儀は、御取立の者に候へば、御傍にて忠義を仕るべきと申す。清正怒をなされ、獨り働くも然るべきと思ひしに、沙汰の限りなる申様、此上は奉公もなるまじと、知行を取上げ、牢人の身となさるゝ。扱杵築へは、坂川忠兵衛日下部與助兩人に申付け、鐵炮百挺差向けらるゝ。然れども黒田如水、謀略をなし、大友を虜にし、事濟みたるとの註進に依つて、兩人隈本へ歸城いたしける。

續 清正内儀、人質として大坂に置きけるを  
盗み出す事

石田治部少輔謀叛企つる時分の事は、本書の如し。其時清正内儀は、人質として大坂の屋敷にありしを、治部少輔分別を以て、大坂の城内へ取入れ、固く番を附置くべきとの内談ある由風聞す。依之清正思はれけるは、今度は、無二に家康公の御味方致すべし。然るに於ては、人質を城内へ取入れては、無念の次第なるべし。何卒計略致し、屋敷に居る内に盗み取るべきとて、大坂に置かれたる大木土佐守と、船奉行の梶川才兵衛と兩人の者に、斯事を密談し置きて、肥後國へ下國ありたり。右兩人の者共談合極め、梶川才兵衛は、大坂でんぼ口に居けるが、毎日二度づつ屋敷へ通ひけるに、老人といひ病中といひ、方々以て行歩不自由の斷、番所々に申し、乗物に乗り、大綿帽子を冠り、大夜着を後に打懸けて、乗物の左右の戸を開き、往來しけるを、始の程は、一度々々に、乗物の内を改め見けるが、後は番所の者共見知りて、



いつもの病人ならば苦しからずといひて、改むる事もなく通しける。斯様に廿日餘して後、番の者共の油断したる體を疾くと見付け、扱御前を乗物に乗せ申し、彼大夜着を打懸け、我後に押付きて、きつと凭れ懸つて、大綿帽子を冠り、いつもの如く、乗物の左右の戸をくはつと押開き、土佐守を歩にて連れ、若し怪しみ、乗物を改めんといはゞ、過たず取つて押へよ。其間には御前を刺殺して、他人の手には渡し申すまじきと、兩人が心、金石より堅固に言合せて、いかにも靜に通れば、番所番所にて、いつもの病人ならば苦しからずといひて、難なく通り、扱舟には、大きな水溜桶を三つ据ゑ、其中に一つ中底を入れて、何れにも水を汲み入れ、其下に御前を入置きて、舟を押し出しかるに、湊口にて、船番所の者改め見けれども、其頃長雨の降りたる故、濁り水を湛へける故、水底見え兼ねて、中底のあるを見付けずして通り過ぎて、恙なく隈本へ着城あり。誠に鰐の口は逃るゝとも、此難は遁れ難き番所共を、易々と通り給ふ事は、偏に梶川才兵衛が、勇智謀の故なりとて、清正感悅斜ならずして、才兵衛に増加知行給はりたり。扱土佐守は、湊口より屋敷へ歸りけれ

ば、老若の女房達、御前のおはしまさぬを怪しみ、泣きさめくを、一度は諫め、一度は威し、色々様々にして靜め、下女はした共に知らせず、取靜めて屋敷に居たりし處に、長岡越中守の御前を、城内へ入るべきとの使を立てければ、其儀に隨はずして、家に火をかけ自害ありたる故、諸大名の人質、何れも斯の如くあるならば、却て大きな禍なるべきとて、此儀止みたるに依つて、何の構もなかりし故、土佐も恙なく、屋敷に居住したるなり。土佐守此忠功淺からずとて、御感に預かりける。此事を情思ふに、夫爲國之道、特賢與民、信賢如腹心、使民如四支、則策無遺。所適如支體相隨骨節相救。天道自然とあれば、清正慈悲ありて情深き大將たる故、義を重んじ命を輕んずる臣ありたる者か。

續石田治部少輔と一戦に及ぶ由、家康公

より飛脚到來の事

治部少輔謀叛愈顯れ、一戦あるべきに定めたる由、家康公より申來る。翌日清正、



家臣の者共に向つて宣ふは、九州の大名小名、残らず治部に組す。中國・四國も、皆謀叛の色を見せたるとなれば、清正一人、家康公の御味方致すにより、近國の敵共、當城へ押寄せ攻むべき事は、案の内なり。急度籠城の支度致すべき旨申渡さる。則ち家老の者共申すは、逢坂より西は、残らず治部少輔に組致され、近國敵になりたるに、此勢計にて、熊本一城に楯籠るとも、御運開かるゝ事は、十に一つもあり難く存する旨、憚る所もなく一同に申しければ、清正宣ふは、汝等がいふ所も、尤の様なれども、心を静めて聞き候へ。我れ秀吉公の御取立なされたる御恩は、淺からざる事なれば、今秀頼公への非義をいたし、不忠の様に存すべけれども、さにはあらず。是は石田治部少輔等が、私の致す謀叛なり。加之我れ高麗陣中七ヶ年の間、粉骨を盡して、朝鮮の王子を生捕り奉り、兀良哈の都を焼拂ひ、其上蔚山の城へ、大明國より百萬の人数にて、取圍みて攻めけるを、恙なく運を開き、本朝の名を上げしは、清正一人が武勇を以てしたる忠功を、治部少輔一人の讒に依つて、秀吉公の勸氣を蒙りたるの遺恨、山よりも高く海よりも深し。治部少輔に組すべき理、曾て以てなし。

扱又家康公の重恩に、忍び難き事數多あり。故に今度家康公の味方になり、九州の軍勢を引請け合戦をし、若し運の極ならば、一命を當城に於て捨てんこそ、清正が本望なり。總て至理に當り、必死に極りたる時、命を遁んとて、兎の角のと諸人を集め、談合を區々にして、月日を延さば、大將の威輕くなりて、諸卒疑心出で來て、軍法堅固ならず。士卒和合せざるは、皆是れ大將の心弱なるより起る事なりと、無二の御志にて宣ふ故、家來の者共の心も、金石の如くに堅まつて、斯君の下にて一命を捨てん事は、露塵程も惜しからじと思ひ定めたるは、清正の方寸の内より出でたる事なり。六韜曰、將者人之司命、三軍與之俱治、與之俱亂、得賢將者兵強國昌とは、斯の事なるべし。

續 家康公への使、四國にて自害致す事

此時家康公の御味方致し、無二の志の通書札を認め、家康公の使に、明石加兵衛といふ小姓立の侍を申付け遣されけるに、早國々の敵共蜂起して、容易く關東迄通り



難かるべしと、諸人いひける故に、加兵衛我れ一人、商人の體に眞似び、商船に乗りて行くに、四國の内に舟を懸けて、潮時を待ち居たるに、何の浦とやらん申し候所の名失念致候。浦人共、いかゞして見付けたるやらん、加兵衛に向つて、其方は何様怪しき人と見及びたり。名乗らずば通すまじきといふに依り、舟より下り、色々陳じけれども、浦人共寄合ひ、是非此者を生捕りて上方へ上せ、忠功に致し、恩賞に預かるべしと、談合したる事なれば、次第に大勢集まり、遁れ難きを見付け、兎の角のといひて、浦人共が少し油断せし透間を見て走り出し、二三町計行きて、寺のありけるに走り込みて見ければ、幸ひ爐中にくわつと火を燒きて、茶を煎る僧の一人居けるに、則ち爐邊へ行き、肌に付けし文を火にくべ、忽ち煙にして、僧に向つていひけるは、我は加藤主計頭の者なるが、私用の仔細ありて、上方へ上り候を、浦人共利欲の爲めに非義を申懸け、生害に及び候故、斯く仕りたると、後日に若し尋ぬる者あらば仰せられ給へといふ所に、浦人共、寺の門前へ追々に來るを見て、雜人原が手に懸らんよりは自害仕り、骸をば御結縁を頼み奉るといひ捨て、腹掻切つて死に

けり。誠に比類なき勇士なりとて、譽めぬ者はなかりけり。上古駿河次郎清重が、鎌倉にて、義經の廻文を燒きて捨て、數人を亡して、其名を上げしには劣るまじき事なれば、上代とても賢ならず、末代とても愚ならずと、古人のいひし詞の驗しるしか。

### 第七 清正、宇土の城攻めらるゝ事

一、家康公と治部少輔と鋒楯に及び、合戦に及ぶべきとの儀に定まりたる由、家康公より飛脚到着す。小西攝津守行長は、元より治部少輔一味の事なれば、朝鮮歸城より人數を召され、大坂に住す。是に依つて清正は、宇土の城を攻干べきとの用意し、隈本を打立ち、木山越に、豊後國へ人數を押詰むると觸廻し、木山峠にて、總軍兵へ觸れられしは、宇土の城攻めらるべきとの儀なり。木山より宇土の城迄、三里の間なれば、程なく先勢、宇土の城總曲輪迄、ひた／＼と押詰む。清正旗本は、大うす山に陣を据ゑられ、竹束を以て、晝夜の境もなく仕寄を付けらるゝ。城中には俄の事なれば、小勢にてはあり、中々持堅むべきやうも覺えず、南條元宅といふ者に、



小西城を預け置く。南條、元より老剛の者、軍慣れたる武者にて、侍の妻子等、やうやう城へ取入りける。三宅角左衛門、牢人の身となり、飯田覺兵衛を頼み、宇土へも在陣したりしが、鹽田口へ、元宅張り出で、妻子等堅固に取入れける所へ、大身の鎧を持ち、元宅が口の外れ左の頬耳の外れ迄、突きはづしけるを、元宅、角左衛門が鎧に取付くを、元宅手の者取廻し、角左衛門を切らんとす。敵は大勢我は一人、叶ふまじと鎧を捨て引退く。扱清正、晝夜ともなく仕寄を申付けらるゝに依つて、三の丸の堀を悉く埋め、塀際へ竹束を、難なく附け寄せたり。清正手勢の者共は、儀太夫を始め、早乗込みあるべしと、強ひて申すと雖も、存する旨あるぞかし、人數損はで此城を取るべし。心安く思ふべしとの儀なり。然る所に薩摩より、本郷能登といふ者、歩者三百人召連れ、八代、宇土の者共に力を添へんとて、八代へ出張りし、小川面の町屋を放火し、自由を振舞ふ由告げ来るに付きて、吉村吉左衛門・庄林隼人二組、小川表へ押向けらる。小川に着陣し、吉左衛門、隼人備をなし、能登が手の者切懸る。相田權六郎、本郷が乗りたる馬の太腹を、鐵炮にて打通す。能登、馬より下り立ち

宇土の城  
を陥る

て退く所を、二刀にて斬止むる。大將討死の上は、手の者敗北して、薩摩の方へ逃げ行くを、追討に卅八人打取り、宇土に至りて歸陣す。然る所に、家康公より飛脚到着す。九月十五日、關ヶ原に於て一戦を遂げ、勝利を得、治部少輔小西を始め生捕り落去の由、委細告げ来る。小西方よりも城を渡し、侍共命を助かるべきといひ來るに依つて、城を明け、小西家來の侍下城す。勿論八代の城も明渡し、城代小西若狭守下城に及び、小西が侍共、南條を始め、抱へ置かるゝなり。

一、宇土表にて、伊藤新五左衛門・坂川忠兵衛・佐久間角介・井村彦右衛門・田中兵助・日下部與助、右の者共少々働きしに依つて加恩あり。相田權六郎は、比類なき働故、別して感をなし、内匠と名を替ふべしとあり。三宅角左衛門事、南條を突きし事を褒美あつて、本知を加恩せらる。

一、宇土の城には、加藤與左衛門・並川金右衛門を入置かるゝ。八代には、吉村吉左衛門・堤權右衛門を、城代に入置かるゝ。



## 續宇土城攻の時、石の瀬の町破る事

本書に記す如く、豊後國への働として、熊本を出勢ありて、木山にて宣ふは、今宵宇土へ押寄せ、明日拂曉より、宇土の總曲輪の町を攻破るべきと、總軍中へ仰出さるゝに依つて、木山より宇土へ、先手押寄せたるに、此儀何かは隠るべき。敵、町口へ人數を張出し、宵より篝を燒きて待懸けたるに依り、味方も町口迄押寄せ、少し間を隔て篝を燒き、夜の明くるを、互に待ちて守り居たるに、石の瀬の町口へは、吉村橋左衛門大將にて、三番備の軍勢押寄せたるが、拂曉より合戦始むべきとの軍令なりけれども、逸り立ちて、丑刻より弓鐵炮を射懸け、鬨の聲を上げ攻懸りけるに、敵も待請けたる事なれば、鬨の聲を合せ、町口の木戸を閉ぢて、鐵炮を打たせ弓を射懸け、暫く支へて防ぎ戦ひけれども、味方甲の鏑を傾け、頻に攻めける故、叶ひ難くや思ひけん、町二町破られ、三町目の木戸迄引退き、島津又助といふ老功の者、足輕共に下知しけるは、夜中に町屋を寄せ來る敵をば、左右の見世棚を目當に、鐵炮を放

せとて、雨の降る如くに打ちけるに、味方の士卒、家の檐下に付きて、戸障子簾などを楯にして、寄せたる者共、將棊倒しをする如く、ひた／＼と打倒されけれども、事ともせず、手負死人を乗越え跳越え攻めける時、後陣に控へたる味方共、跡の町へ火を懸けゝるに依り、後は明に見え、敵方は彌暗くなりたる故、仇矢もなく打倒さるゝ。加之跡より味方の打つ鐵炮にも中り、残り少なくなるを見て、和田備中、前野助兵衛に向つていひけるは、士卒足を立て兼ねると見えたり。斯に支へてあるならば、前後の弓鐵炮に中りて、一人も残るまじ。いざ一圖に木戸を突破らんと申しければ、尤然るべしといふ。和田備中、前野助兵衛尉兩人、一番鎗と名乗りて、真先に進み出づるを見て、葦野九太夫、石田鶴右衛門、追繼ぎて進みけるを、木戸際六七間迄引付け打ちける鐵炮、和田備中甲の眞向に中り、うつぶきに倒れけるを、郎等の和田宇右衛門走り寄りて、備中を取つて引立て、肩に打懸け退くを見て、助兵衛、九太夫、鶴右衛門三人の足輕大將共も、手負を圍みて引退きし故、跡に控へたる同勢、其夜は町口に備を立て居、翌日に町を破り、城の堀際迄押寄せ、竹束をこそ付け



たりけれ。

續三宅角左衛門、南條伯耆守と鎧合の事

宇土の町鹽田口へは、加藤百助大將にて、一番備の軍勢寄せけるに、南條伯耆守元宅、福西九郎左衛門といふ者一人連れ、主従只二人、物見の爲めに出でたるを見て、三宅角左衛門一人進み出で、承り及びたる南條と見及びたり、三宅角左衛門と申す者なり。一鎧致すべきと名乗懸け、暫く戦ひけるが、南條主従は、大力の老功の者なれば、事ともせず、角左衛門が鎧を叩き落しける故、力なく角左衛門少し引退きける所に、飯田角兵衛、身近く遣ひける小姓一人連れ、主従二人進み出で来るを見て、角左衛門取つて返し、三人して、南條主従を、難なく城内へ突退けたり。敵味方互に勝負はあらざれども、諸人に逸つて、一人進み出でたる志神妙なりとて、角左衛門勘氣を許し、感狀を下し給ふ。又飯田角兵衛鎧を合せ、角左衛門を助け、敵を城中へ追込みたる手柄、比類なき働仕りたると、感狀下さる。此一戦を、世俗は、

南條と角左衛門と組みたるといふ事も偽なり。右に記す所は、飯田角兵衛直の物語、聞き申候なり。

續宇土城より忍びて出でたる飛脚捕へ候事

或夜の丑刻時分に、城中より仕寄の竹束際へ、何者とも知れず、ころ／＼と忍び来るを聞付け、足輕共出でて、組伏せて見ければ、年四十餘の男、丸腰にて、何も道具も持たざる下人なり。則ち搦め、何者ぞと、事の仔細を問ひければ、宇土の町に居たる商人なるが、興風籠城致しけるが、堪忍し難きに依り、今夜忍びて、城より落ち來ると計りいひて、此外は何と問へども、一言もいはず。如何様怪しき者なる故、本陣へ引きて行きければ、清正宣ふは、此者は自然杖は突き來らざるかと、御尋あるに付きて、捕へたる足輕共が、今存當り候。組伏せ候に、何やらん投捨てたるやうに覺え申候といひて、捕へたる所へ行き、火を燃して見ければ、竹の杖を見出して來れり。其杖を割りて見給へば、案の如く杖の中に、八代への文ありけるを、披き